

第六編
中
世

第一章 中世の成立—島津荘寄郡満家院の成立

第一節 中世と荘園

1 中世の社会—朝廷政権と武家政権

中世満家院の人々の動静について、日本中世社会の歴史を含め、立体的に系譜的に広い視野の中で、最新の研究成果を以て、史実に基づいて明らかにしたい。約四百年余の満家院の動静は「中世の成立」、「中世の前期」、「中世の中期」、「中世の後期」と四時期に分けられる。これは、満家院で活動した人の行為ばかりか、気持ちまで考えるのに最適である。なお、当期については『(旧)郷土史・上巻』は有効なところが多く、ご参照いただきたい。

日本の中世というのは鎌倉、南北朝、室町、戦国の各時代のこと、全国を実質的に統括できる政権が存在しなかったことが特徴で、いわば多重政権型や地域分散型の政治の時代であった。とはいっても各地域は独立した国ではなく、前代の政治的枠組みであった律令を基礎とした政権が京都に朝廷として存続した。朝廷は名目的には全国を対象とした政権で公家が担当した。そのなかに武家がもうひとつの全国を対象とした政権を意図した。武家が実現できた中央政権は鎌倉幕府と室町幕府であった。

実際には前代以来の公家が担当した朝廷政権と、新しく登場した武家の担当した幕府政権とは並存していたが、新しい政権は勢いがあり新鮮であったため、影響力も際立っていて注目を浴び、あたかも政局を独占したかの如くみえたのでこの時期以降を、普通は武家の世と表現する。

も政局を独占したかの如くみえたのでこの時期以降を、普通は武家の世と表現する。

武家の世と言うが、鎌倉幕府も室町幕府も朝廷の存在を前提としていた。それを端的に示すのが、幕府の長である将軍は、形式上も法理上も朝廷によって任命されることが決まっていた、それを改廃しようという意見も行動もなかったという事実である。

武家政権としてはじめて登場した鎌倉幕府は、承久の変という朝廷へ直接、武力行使するという強硬手段を發揮して初めて主要な権限の委譲を実現させたのであり、それまでの鎌倉政権は、朝廷との二層の政権だということは誰の目にも明らかだった。そして承久の変で、朝廷は権威を失墜したが、消滅したのではなかった。また鎌倉幕府が崩壊し、建武新政となり、さらに室町幕府が成立したのは、後醍醐天皇の存在を抜きにしてはありえない事柄であり、後醍醐天皇は朝廷の代表であって、この時期に朝廷が存在し一定の役割を果たしていたことは紛れもなかった。

この通り朝廷政権と幕府政権との並存が中世の特徴であった。この中世独特な政治を生み出した基盤が古代に登場した荘園である。中世を古代の時期から準備した荘園について、まずは全国的な視角からみていこう。

2 荘園制

初期荘園

奈良時代後期に墾田(開墾された田)の私有制が承認され、公地

公民制が大きく揺らぐとともに、荘園が盛んになった。律令制の体制のなかで地方制度の基調となるのは、土地を丈量し、住民を編戸する公地公民制、条里地割によって土地を運用する条里制、良民に口分田くぶんでんを班給し、租庸調を負担させる口分田・班田・租庸調制等であったが、天平一五年（七四三）墾田永年私財法によって墾田が収公の対象外となったので、公地の維持が困難になった。律令制を基礎とした中央政権は、鎮護国家のために仏教を採用し、有力寺院に寺田を与え、その宗教活動の基盤を保障した。公地の維持が難しくなるなか、その寺田の維持に中央政権と東大寺等有力寺院が積極的に乗り出したのが荘園経営であった。

この荘園経営は初期荘園のひとつで、一定面積の耕地と経営の拠点としての荘家をベースとし、耕作は近隣の耕作者が毎年契約小作し、地子即ち小作料を支払うものだった。有力寺社は政府から不輸の特権を与えられていて（一部は荘園領主が荘園経営に当たり）、現地の国司・郡司はその経営に協力した。この国家に依存した経営は平安初期に入ると、国家体制の弛緩によって荒廃した。

それに対し、田堵たどなど地方の有力な農民は、出挙、租税代納や開発を通じ領有する耕地を拡大し、その耕地を中央貴族等に寄進して荘園と称し、国司への租税納入を拒否するようになった。これも初期荘園のひとつだった。尤もこの場合は政府から不輸の特権は認められなかった。しかしこの寄進系の荘園は、その経営を中央政権に依存しなかったもので、中央政権が弱体化してもその影響を受けなかった。以後平安時代になっても有力な農民の経営は継続し、国司への租税納入を拒否し続けた。

摂関期荘園

藤原北家の良房が貞観八年（八六六）実質摂政に、良房養子の基経が仁和三年（八八七）関白に就いて、摂関が政局に影響を与えるようになり、基経の孫実頼が康保四年（九六七）関白に就いて以降は摂政か関白が常置となり、ここに治暦四年（一〇六八）まで摂関政治の花の時期が到来した。この時期、地域の課税や徴税については国司の管轄するところとなり、荘園の許認可は国司が行なうようになった。

元来、荘園については太政官符・民部省符によって公認された。即ち中央政権の太政官や民部省の管轄だったが、一〇世紀に入ってから、国司の扱うところとなったのである。そのため地方の有力者が関係している土地を中央貴族や有力寺院に寄進し、荘園とすることが広がった。これは初期荘園で田堵等が中央貴族や有力寺社に寄進して成立した荘園と同類であった。但し、多くの荘園は臨時雑役の免除で、官物かんもつの免除はなかった。

（注）官物：貢納物を指す場合と田祖を指す場合があり、ここでは田祖系の貢納物。所当ともいう。

院政期荘園

院政とは、寛平九年（八九七）宇多上皇の登場に萌芽があるが、応徳三年（一〇八六）白河上皇から本格化し、鳥羽、後白河の三代の政治を指す。院政の時代には豪族（地方の有力者の後継者で、後に開発領主・在地領主といわれる者の前身に相当）が各地で農民を

動員し、地域的開発や再開発に乗り出すようになった。

この動きに対応しようとした中央政権は、この豪族の領有地を課税対象とし、別府の名即ち「別名」として郷に相当する課税単位として公認した。これは豪族が、別名の役人となってその地域の責任者として公認されたことを意味した。また、租税体系は官物と雑役（公事）の二つに整理され、官物の反当たりの課税率も決まった。

なお別府は、それまで属していた郡や郷から、一部地域が独立し、租税等の負担を独自に納めることでもあった。かくして摂関政治の時代に荘園となった地域で、この改編を受けて国衙領となったものがあった。ということは荘園が私有地で、国衙が公有地であるという建前は残っていても、この時期以降は荘園では荘官が、国衙領（公領）では郡司、郷司が現地の管理権と収益権を持つことになり、公領（国衙領）も荘園と類似してきたのであった。

この改編を経て一二世紀後半以降、荘園が急激に増加した。別名の役人となった豪族は開発領主・在地領主であったが、任期で交代する国司の影響を受けていたので、彼等はその土地を競うように中央貴族や有力寺社に寄進して荘園化しようとした。そればかりか国司自ら、公領を荘園として設定することも多くなった。寄進は何回も重ねるのが普通で、寄進される側である荘園領主は、本家と領家の二層になることが多く、前者は本家職、後者は領家職という管理権や収益権を持つに至った。寄進する側も別名の役人としての権限に由来する預所職や下司職など、荘官職という現地の管理権と収益権を持つに至った。

この様に耕地を基礎とし、そのうえに何層もの職が設定された

「職の重層的体系」に基づく荘園が、中世の基本的な土地制度となった。既に、公領が荘園と類似の性格を濃くしてきたと述べたが、平安末期前後には、公領も職の重層的体系に基づくものとなっていた。そこで平安末期以降は、職の重層的体系に基づく荘園と言う際には、職の重層的体系に基づいている公領も含んでいる。

3 基本的な土地制度としての職の重層的体系

鎌倉幕府というのは、この職の重層的体系に基づく荘園で成長し、勢力を拡大した開発領主・在地領主と直接深い結びつきを作ろうとしたと言える。荘園の荘官と、公領の郡司、郷司とのなかで、幕府を支持する者を幕府の正規構成員である御家人に採用し、領有してきた荘園、公領の地頭に任命したのである。即ち荘園の荘官職に新たに地頭職を設定し、その地頭職に任命したのであった。そのうえで、幕府に対立する者につながる荘園にあっては、別のところで御家人に採用し地頭職に任命した者に、地頭を兼務させて、その荘園の旧来の荘官・郡司等を追放した。

鎌倉幕府の存在した期間にあっては、当初、寄進を受けた荘園領主である中央貴族や有力寺社が荘園の管理運営に当たったが、時間の経過とともに地頭らの勢力が大きくなって、荘園領主への年貢未納、現地での農業への介入など、地頭の非法と言われる行為が頻発し、荘園領主と地頭との間で訴訟が繰り返される事態となった。中期以降、地頭が荘園領主への年貢納入を請け負い、替って荘園の管理運営を独占する地頭請や、重層的な職が存在することになった。

そこで荘園領主への年貢納入に支障を来さぬよう、領家分と地頭分とに現地を折半する下地中分などが試みられ、職の重層制を回避しようとする動きも出てきた。鎌倉後期に入ると、荘園領主から遠隔地にある荘園では、荘園領主の権限は大きく制約されたが、職の重層の体系に基づく荘園制（荘園制的な土地制度）の根幹は、ほぼ維持されていた。

室町幕府の時期に入ると、幕府が、合戦のための経費を得るために、荘園の年貢の半分を地頭に与える半済や、即位や將軍宣下などの臨時の公事を田地の面積に応じて付加する段銭賦課などが実施され、荘園領主の荘園管理運営は、荘園領主近くに所在する場合や荘園領主の直接管理である直務の場合以外は実効性を失ってしまい、荘園領主による年貢収取の機能は崩壊し始めた。大半の荘園は、地頭や守護の私領になってしまったが、職の重層の体系に基づく荘園制（荘園制的な土地制度）としては、引き続きかなり多くの地域で継続していた。

さらに戦国大名の領国化が進むと、荘園領主と荘園の現地との関連は、例外を除くとまったく途絶え、荘園領主による年貢の収取の体制としては急速に衰退した。とは言え、職の重層の体系に基づく荘園制は、豊臣秀吉による太閤検地が実施される時期まで一貫して存続しており、中世を通じて基本的な土地制度であった。続いて、薩摩の場合をみていこう。

第二節 薩摩の荘園

1 初期荘園

班田

律令国家は、大宝二年（七〇二）薩摩国で戸籍を作ったが、薩摩で律令の地方制度が本格的に運用されたのは、平安時代成立直後の延暦十九年（八〇〇）であった。この年「百姓」の墾田を収公し、口分田として班給しはじめたので、薩摩国では、律令国家の地方制度の運用開始が他と比べると一〇〇年程度遅れたわけである。当時全国的には既に初期荘園が成立しており、その初期荘園の担い手のひとりに田堵がいることを既述したが、薩摩で嘉祥三年（八五〇）に条里と田堵とが存在したことは、平成一三年（二〇〇一）に史料で確認されたので、薩摩でも初期荘園の様相が成立していた可能性も考えられよう。

初期荘園が存在した時期の薩摩国に関する史料は少なく、その地の状況を明らかにできないが、平安中期以降の撰関期荘園については、一転してかなりの史料に恵まれている。

西海道と大宰府

薩摩を含む九州は西海道と呼ばれ、中国大陸・朝鮮半島との関連があるため、六世紀には那津官家が置かれた。大宝令ではそれをひき継いだ大宰府を筑紫に置いた。それは「遠の朝廷」と呼ばれる程、律令国家のなかで重視された。大宰府は外交だけでなく西海道各国を管轄し、帥以下の主な官人も五〇人を越えた。撰関期の一〇世紀以降は西海道各国の政治全般を管轄するに至り、権官を増し、公文

所、政所を設置するなど体制を整備し、在庁官人は府官と呼ばれるようになった。府官は争うように西海道各国に所領を設け、その荘園化を目指した。

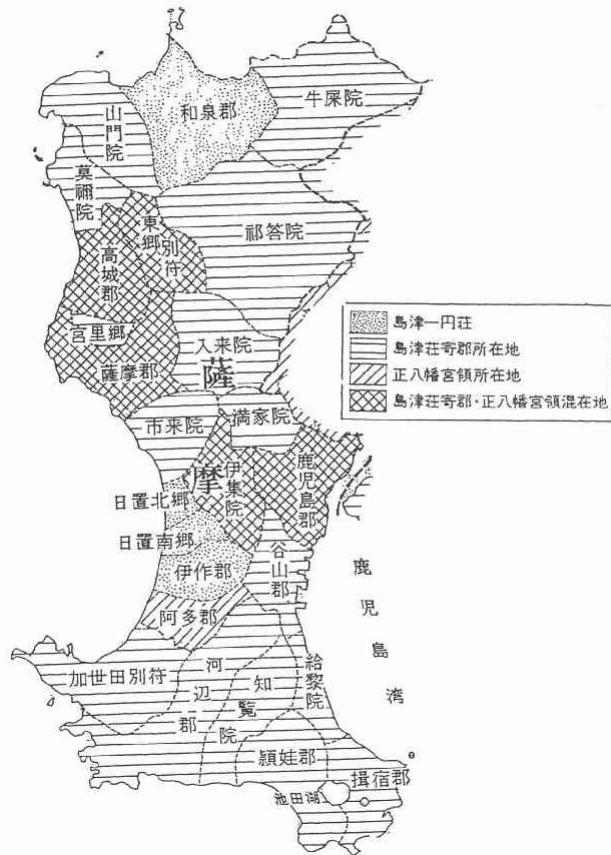
府官のなかには、寛仁三年（一〇一九）刀伊の来襲に際して大いに活躍した平氏系の武者がおり、なかでも一〇世紀末に肥前守となった桓武平氏で高見王の曾孫の貞盛（天慶三年（九四〇）に将門を討取った。父は国香）の一族で、常陸国伊佐出身の平為賢の子孫は肥前や薩摩など西海道（鎮西）各地に入部し、定着し、勢力を拡大していった。この現象は伊佐平氏が、肥前平氏や薩摩平氏（合わせて鎮西平氏ともいう）の祖となったことを意味している。

2 島津荘

成立

為賢系の府官の平季基は、大監だった万寿元々四年（一〇二四）（二七）の間に日向国諸県郡島津（宮崎県都城市郡元）の「無主荒野」の地を「開発」して藤原頼通（宇治関白家・平等院鳳凰堂の建立者。父は道長）に寄進し荘園とし、「島津荘」とした。このうち無主荒野、開発というのは荘園創設に伴う常套句であり、実態は不明であるが、当時府官が盛んに行なっていた、管轄する地域を荘園にする行為のひとつで、摂関期荘園の典型である。ちなみに頼通を荘園領主としたのは、頼通が当時関白（一〇一九〜六十七年在任）として政

中世郷荘図（薩摩国の一部）



界の最高権威であったし、季基の上司、即ち大宰府官長の藤原惟憲が摂関家の家司だったので、その縁を頼ることができたからと推測されている。

季基は島津荘創立直後の長元二年（一〇二九）、大隅国府を焼き討ちにしたため、大隅守によって子の兼光と共に逮捕された。しかし季基は惟憲に絹三〇〇〇疋を贈り、朝廷の右大臣だった藤原実資に唐錦・唐綾を贈って、懲罰を免れたと推定されている。その直後には日向国内の近接地域諸県郡北郷、中郷、南中郷、財部郷、三俣院、救仁郷を島津荘に加えたと思われる。島津荘は季基の積極的な

働きかけで拡大していった。その後島津荘の動向は明確ではないが、平安末期の鳥羽院政期（一一二九～五六年）は、院政期荘園の展開期として、摂関家の荘園拡大策と郡司ら領主層の所領拡大の要求によりつつ、薩摩、大隅、日向三ヶ国に田地を拡大し、平安末期には全国で最も広大な荘園となった。その背景には、薩摩では保延元年（一一三五）頃までに、別府によって郡郷制が改編され、郡郷院がそれぞれ行政単位となり、かなりの新任の郡司（郷司、院司等を含む）が登場するという動きがあった。

荘園領主

摂関期荘園として頼道に寄進され創設された島津荘は、以後師実、師通、忠実、高陽院かやのいん太子（鳥羽上皇の後宮・皇后、忠実の娘）、忠通、近衛基実、平盛子（基実夫人、清盛の娘）、基通と相伝された。摂関家の本宗である近衛家領であつて、建長五年（一二五三）の近衛家の所領目録（これ自体は時代が下がるが、同目録は延久二年（二〇七〇）の進官目録をもとにしたと注記があり、内容は平安末期の様子を示している）には、摂関家の荘園は百五十余ヶ所あり、そのなかで鎮西島津荘は四四ヶ所の荘園を含む高陽院領のひとつとして登場している。相伝しているのは一乗院前大僧正実信であつて、浄光明院領と添え書きがある。これは荘園領主としては近衛家が本家で、興福寺一条院主が領家であつたことを示している。領家については、平安末期に家司藤原邦綱の娘三位太夫成子に始まり、興福寺一条院主に相伝されたと注記されている。浄光明院もこの領家職にかかわっているものであろう。

薩摩の寄郡

島津荘は平安後期に拡大したと述べたが、その拡大は、各地の郡司（院司）が管轄地域を荘園に寄進して自己の所領化を目指した結果であつた。当時郡司は、国司のもとで官物、公事を国衙に納めなければならなかつた。郡司は荘園化を目指したが、国司は公領としておきたいので、郡司の希望はそう簡単には実現できなかった。荘園になるということは、不輸不入権を得て官物・公事共に荘園領主が収入とすることだったが、早くから官物は国衙に納め、公事は荘園に納める雑役免系ざつやくめんけいの荘園もあつたので、それを承けて、官物は国衙と領家に半分ずつ納め、公事は領家に納める雑役免を設けることになった。これは島津荘独特で、寄郡よせこおり（よせこおりとも言う）と称し、普通の荘園である一円荘いちえんのしょうと対比した。

寄郡では、官物の半分以外は国司の干渉を受けなくて済むし、領家は現地での仕事を郡司に任せたので、郡司は官物、公事の収納を意のままに操ることができるようになり、好都合なところが多かつた。特に島津荘では、公事の主要部分が在家役という夫役であり、郡司の干渉が容易だったので、寄郡になつたからといって法理上、郡司の権限が拡大したわけでもなく、公事が郡司の収入と認められただけでもなかつたが、郡司の利益は事実上増大した。ちなみに、遠隔地の荘園では、領家などの荘園領主は公事の収納を郡司に依存するしか方途がなかつたし、郡司は摂関家の権威を借りて国司の介入を排除しようとし、それが実現したので、郡司は官物の京進きやうしん（上納）に努め、荘園領主にも寄郡は有効だと思われた。

薩摩平氏

この様に島津荘が拡大してくる過程で、薩摩国の中部以南の郡司らの多くは寄郡化に熱心であった。郡司は、島津荘の創設に主導的役割を果たし、府官で伊佐平氏系の平季基と婚姻関係等を通じて、平安後期には薩摩平氏一族を形成した。今のところ、確認できるのは一二世紀の前半の良道以降で、良道自身は伊作郡司、その子らは、道房（子孫が川辺郡司）、忠永（子孫が頼娃、揖宿、知覧、薩摩各郡司）、阿多郡司の忠景、加世田別府郡司の忠明（子孫が谷山郡司）、忠景の養子（実は弟）の忠吉（子孫が鹿兒島郡司）、子孫が伊作郡司の嫡女であった。

このうち忠景は保延四年（一一三八）には阿多郡司で、久安六年（一一五〇）には在庁国務に關与しはじめ、その後薩摩国を横領した。『三国名勝図会』は、阿多に築城し数代を経た高橋卿が富豪であったと載せており、この高橋卿は忠景の投影ではないかとの指摘がある。富豪で行動力のある忠景は、仁平元々久寿二年（一一五一〜五五）にかけて豊後に居た源為朝（鎮西八郎）を婿とした。この為朝も際だった行動力があって、その悪行のため、父為義が仁平四年（一一五四）検非違使を解官されている。為朝は、保元元年（一一五六）の乱で為義・崇徳上皇方となり敗北、伊豆大島に配流された。その後為朝の子豊後冠者義実は、文治年間（一一八五〜八九）に薩摩国衙を襲撃するなど叛乱を起こすことになる。為朝の遺産であろう。忠景は平治元年（一一五九）勅勘により貴海島（硫黄島）に逃亡した。忠景の後半生は為朝と結んだものだが、前半生は

島津荘の寄郡形成にかかわった薩摩平氏と国衙勢との抗争にかかわりがあると思われる。

平治の乱後勢力を伸ばした平氏政権は、清盛の娘盛子を近衛基実の夫人とし、基実没後、盛子が島津荘を含む膨大な摂関家領を影響下に置き、清盛、頼盛が大宰府大弐となり、治承四年（一一八〇）薩摩国守を忠度（ただのり）とし、忠度の目代は忠景の娘婿の肥前平氏系の宣澄であったとの指摘がある。この目代宣澄に従ったのが在庁系の師高、道友、種明、江田実秀、小太夫兼保、瀧間道房、小藤太貞隆、小野家綱、薬師丸、熊同丸らである。

荘政所

平安末期〜鎌倉期には、島津荘の運営のため、領家に預所があり現地には荘目代職・留守職（るすしき）があつて、摂関家の家司組織に類似した荘政所が設置され、一〇人程別当がいて、二人が執行として政所に常駐し運営に当たっていた。一人は伴系、他は藤原系で、寄進を通じて政所に採用された在地の豪族の主な一族だった。政所は、国衙で在庁官人が作っていた機構に対応していて、各寄郡の運営と各寄郡で最も重要な官物・公事の納入責任者たる弁済使（べんさいし）の補任を担当した。というのは寄郡は荘園と国衙に官物を折半するが、領家への納入責任者である弁済使の補任は国衙の許可が必要で、当然国衙と荘政所は、共同して仕事をしなければならなかった。なお、弁済使は郡司と共に検田を行って、官物の納入に責任を持つ荘官であったので、郡司が不在だと仕事を果たせないが、弁済使は不在でも、その機能を郡司が代行することができることもあつて、弁済使は必要な地域

にのみ置かれた。

ここでは、中世の特徴である幕府政権と朝廷政権の並存を生み出す基盤が中世期荘園にあるとみて、特に中世成立期を主に荘園制について述べた。

以下に郡山地区を含む薩摩国とその周辺の田数の概要をみていきたい。実はこの地域の中世成立期の荘園の全概要を示す根本史料は他地域と比べて、非常に恵まれているのである。

第三節 図田帳にみる島津荘

1 建久図田帳

恵まれた中世成立期の荘園関連史料を代表するのは「日向国・大隅国・薩摩国」の各図田帳である。図田帳とは大田文の一種で国司や幕府の命によって、各国衙の在庁官人が作った当該国の土地台帳で、鎌倉幕府の命を受けて作られた淡路、若狭、但馬、常陸、日向、大隅、薩摩の各国分しか現存していない。なかでも平成一四年(二〇

表 1-1 図田帳による領主名とその所領名

領主名	郡・院・郷	領主名	郡・院・郷
小 大 夫 兼 保	和 泉 郡	紀 大 夫 正 家	高 城 郡
	莫 禰 郡		宮 里 郷
	東 郷 別 府	熊 同 丸	祁 答 院
	給 黎 院	滝 聞 太 郎 道 房	祁 答 院
(山門郡司)秀忠	山 門 院	(薩摩郡司)忠友	薩 摩 郡
(莫禰郡司)成光	莫 禰 郡	荒 河 太 郎 種 房	薩 摩 郡
在 庁 師 高	高 城 郡	(牛屎院司)元光	牛 屎 院
	東 郷 別 府	前 内 舎 人 康 友	牛 屎 院
(高城郡司)葉師丸	高 城 郡		鹿 兒 島 郡
	甌 島	九 郎 大 夫 国 吉	牛 屎 院
在 庁 道 友	高 城 郡	小 藤 太 貞 澄	日 置 北 郷
	東 郷 別 府	小 野 太 郎 家 綱	日 置 庄
	祁 答 院	(満家郡司)業平	満 家 院
	薩 摩 郡	(伊集院司)清景	伊 集 院
	宮 里 郷	権 太 郎 兼 直	伊 集 院
	入 来 院	紀 四 郎 時 綱	伊 集 院
	甌 島	僧 忠 覚	伊 集 院
	伊 集 院	紀 平 二 元 信	伊 集 院
江 田 太 郎 実 秀	高 城 郡	(市来郡司)僧相印	市 来 院
	東 郷 別 府	塩 田 太 郎 光 澄	加 世 田 別 府
	祁 答 院	石 居 入 道	加 世 田 別 府
在 庁 種 明	高 城 郡	弥 平 五 信 忠	加 世 田 別 府
	薩 摩 郡	平 太 道 綱	河 辺 郡
	入 来 院	(知覧郡司)忠答	知 覧 院
	阿 多 郡	頼 娃 次 郎 忠 康	頼 娃 郡
頼 娃 郡	平 三 忠 秀	揖 宿 郡	
		忠 元	揖 宿 郡

※ 寺社領の僧は除いた

〇二) 国宝に指定された島津家文書中、建久八年(一一九七)に作成された薩摩国、日向国の各図田帳(喜入肝付家文書中の薩摩国図田帳断簡も参考になる)と、大隅国一宮である大隅正八幡宮社家のひとつ、桑幡家文書中の大隅国図田帳(社家隈元家文書、玉里文庫中の図田帳も参考になる)とは、ほぼ完全に伝存していて、各国内の全荘園、公領の田地面積、領有者を網羅している。したがって島津荘だけでなく当時の薩摩、大隅、日向各国の土地制度、領有者な

どが分かる極めて情報量の多い史料であるが、ここでは島津荘の田数の概要と、当時の薩摩の状況に限ってみたい。

2 島津荘の田数

総田数

島津荘の総田数は八二三七町一段である。一町は九九・一八町、即ち大略一割。島津荘の総田数は八〇〇町以上で、当時の他荘園で一〇〇〇町を越える例はなく、超広大な面積の荘園である。その内訳は薩摩国二九三四町三段、大隅国一四六五町八段、日向国三八三七町で、総田数の三六割が薩摩に、一八割が大隅に、四六割が日向にあった。ちなみに、島津荘が存在している三ヶ国の全田数は一万五〇九二町二段。その内訳は薩摩国四〇一〇町七段、大隅国三〇一七町五段、日向国八〇六四町で、全田数の二七割が薩摩に、二〇割が大隅に、五三割が日向にあったことになる。三ヶ国の全田数に島津荘が占める割合は五五割。個別に見ると薩摩で島津荘の占める割合は七三割、大隅で四九割、日向で四八割であり、三ヶ国全体では、半分以上が島津荘であり、国別では薩摩国で島津荘が七割を超えていて、島津荘の占める割合が一番高かった。

収取による区分

ところで島津荘は、官物・公事の収取によって、前述の通り二種に分けることができる。それは、①荘園領主が全体を保持している「一円荘」で、荘園領主が不輸不入権を持ち、官物（所当）も雑公

事（雑役）も荘園領主に納めた。荘園としては完全に私有となったもの。もうひとつは、②国衙と荘園領主に半分ずつ属する「寄郡」で、半不輸というもの。その特徴は（A）官物（所当）は国衙と荘園領主とで折半し、（B）雑公事は荘園領主に納めるものである。

この半不輸の形態は全国的にみると独特なものだったし、荘園化の流れで見ると、凶田帳が作られる以前には、公領をまず島津荘の寄郡とし、後に一円荘とする傾向が考えられるが、凶田帳作成頃以降はそれ程大きくは動かなくなつた。そこで、島津荘の田数を国單位に一円荘と寄郡とに区分してみたい。

一円荘と寄郡の田数

一円荘は三ヶ国合計三四〇五町。その内訳は薩摩国で六三五町、大隅国七五〇町、日向国二〇二〇町で、合計の一九割が薩摩に、二二割が大隅に、五九割が日向にあった。次に寄郡は合計四八三二町一段。その内訳は薩摩国で二二九九町三反、大隅国七一五町八段、日向国一八一七町で、合計の四七割が薩摩に、一五割が大隅に、三八割が日向にあった。

一円荘と寄郡との割合は、合計で一円荘が四二割、薩摩では二二割、大隅では五一割、日向では五三割で、合計では寄郡が六割弱で、薩摩では寄郡が八割弱、大隅では一円荘が若干多く、日向では一円荘が五割三分だった。

このように、三ヶ国に同じく島津荘が存在していても、国單位でその内容が大きく異なっている。次は国單位で島津荘以外の荘園と公領等についてみたい。

国単位の田数

まず薩摩国では、①公領が二一町（阿多郡、加世田別府の没官領を加えると四二一町四段）、②大宰府天満宮の安楽寺領が一五四町四段（薩摩の国分寺等）、③宇佐八幡宮神宮寺の弥勒寺領が一六町一段（後に薩摩一宮の新田八幡宮とその神宮時の五大院等）、

④大隈正八幡宮領が二二五町三段（薩摩の荒田八幡社等）、⑤府領

社五ヶ所領が七

九町二段（南薩

の開聞宮、新田

八幡宮、薩摩郡

の中島宮、谷山

の伊作知佐社、

鹿児島郡本社

等）あった。同

国の島津荘と比

べると、①公領

で約七割（没官

領を加えると約

一四割）、②安楽

寺領で約五割、

③弥勒寺領で約

七割、④正八幡

宮領で約八割、

⑤府領社五ヶ所領で約三割に過ぎなかった。

続いて大隅国では、①公領が二五五町三段（このなかに府社領一六町が含まれている）、②正八幡宮領が二九六町三段あった。同国の島津荘と比べると、①公領で約一七割、②正八幡宮領で約八割とかなりの高率であった。特に正八幡宮領は、ほぼ島津荘に匹敵するほどの面積があったことが目立っている。

最後に日向国では、①公領が二五町（三宅郷などの没官領を加え

表1-2 薩摩国郡院郷別田数一覧 (単位:町)

種別 郡・院・郷	島津荘		公領	寺社領	合計
	一円荘	寄郡			
和泉院	350				350
山門院		175.6		24.4	200
莫祢院		40			40
高城郡		108.5		146.5	255
東郷別府		42.7		10.5	53.2
薩摩郡		163	124	64.3	351.3
祁答院		112			112
宮里郷		61.5		8.5	70
入来院		75		17.2	92.2
牛屎院		360			360
甌島		40			40
日置北郷	70			30	100
日置南郷	15	36			51
満家院		130			130
伊集院		14	87	79	180
市来院		150			150
伊作郡	200				200
阿多郡				250	250
加世田別府		60		40	100
河辺郡		210		10	220
知覧院		30.3		9.7	40
顚娃郡		34		23	57
揖宿郡		37.7		9.3	47
給黎院		40			40
谷山郡		182		18	200
鹿児島郡		197		125	322
合計	635	2299.3	211	865.4	4010.7

※は阿多宜澄旧領、その他は島津荘寄郡内没官領
 (五味克夫「薩摩国建久岡田帳雑考」『日本歴史』No.137、吉川弘文館、昭和34年。工藤敬一『九州庄園の研究』昭和44年)

ると九三町)、②弥勒寺領が一五町、③安楽寺領が六三町、④花蔵院領が六〇町、⑤宇佐宮領が一九三町、⑥妻万宮領九八町、⑦福野宮神田二五町、権門として、⑧八条女院御領が一五〇二町、同じく権門として⑨前斎院御領が二七八町あった。同国の島津荘と比べると①公領で約〇・七割(没官領を加えると約二割)、②弥勒寺領で約三割、③安楽寺領で約二割、④花蔵院領で約二割、⑤宇佐宮領で約五一割、⑥妻万宮領で約三割、⑦福野宮神田で約〇・七割、⑧八条女院御領で約三九割、⑨前斎院御領で約七割あった。公領が三ヶ国中では最少であるが、宇佐宮領が大略五割、八条女院御領が大略四割になったのが目立つ。特に他の二国と異なり、権門として二つの御領があったことが特徴である。

島津荘は薩摩、大隅、日向の三ヶ国でそれぞれ最大規模の荘園ではあったが、国単位で比べるとその構成に結構違っていた。島津荘の周囲は、国ごとに全く違った状況・性格を持っており、その影響のもとで生成発展したのである。次に満家院をみていこう。

第四節 薩摩国満家院 みつえのいん

1 満家院の構成

その薩摩国凶田帳の郡山地域についての記載は、次の様になっている。

満家院百三十町 島津御荘寄郡

院司 業平

地頭 右衛門兵衛尉

これは「満家院は田地が百三十町あり、島津荘の寄郡で、院司は業平で、地頭は惟宗忠久これむねである」という内容である。

満家院は薩摩国の二六の行政単位のひとつであり、院とは行政名称である。同凶田帳には院の名称は郡名称と同数の一〇あり、同類の名称は多い方である。各行政区の面積については、最多は三六〇町、最少は四〇町で、二二〇町は一三番目、寄郡は二五地域にあり、寄郡だけというのは八地域である。行政単位のなかに「名」などの小単位もなく、一行のみの記載で済ませたのは、満家院以外で四地域しかなく、満家院の構成は、最もすっきりした地域のひとつである。ちなみにそのうち寄郡は市来院、給黎院と合わせて三院のみであった。

院司は郡司と同質で、凶田帳作成期の平安末期すなわち古代最末期の現地領有者で、古代後期の現地領有者に結びつく系譜があった。地頭については第二章で触れたい。

当該地域の中世の基盤となった荘園の現地領有者を、中世の当該地域の基礎を築いたものと考えてみていきたい。幸い院司業平については関係文書「比志島文書」が『県史料諸氏系譜二』として刊行され、五味克夫「薩摩の御家人について」「薩摩国御家人比志島氏について」などが一国全体の領主の考察の中で詳細に検討されており、『(旧)郷土史・上巻』でまとめられているので、それを手がかりに述べていこう。

2 満家院の院司

大蔵系加治木氏の業平

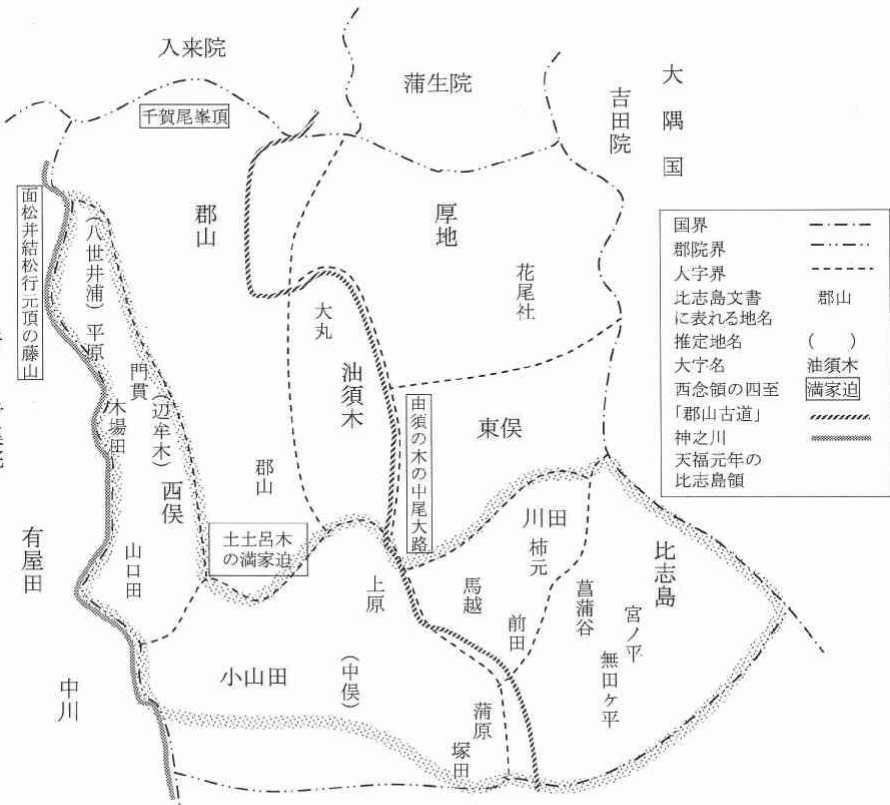
満家院の院司業平は加治木左近将監資宗（「大蔵系加治木氏系図」とか、満家四郎長平（「古城来由記」とか、満家孫太郎大蔵永平（「比志島文書」と言われていた。

大隅国因田帳等に見える加治木郡司吉平は業平の父と推定されていて、当時の加治木郡司は「吉平の妻」と書かれているので、本人は没していたと考えられる。吉平は、大蔵系加治木氏の当主だった。その子業平は、八郎親平（大蔵系加治木氏系図）八郎大蔵義平ともいい義平の名義で承安二年（一一七二）に入道西念から満家院内の田嶋を譲られていた。西念は私領である満家院を三人の子に分割して相続させ、以下の四至に囲まれた範囲を義平に譲った。四至は東限「由須の木の中尾大路」、南限「土土呂木」の「満家迫」、西限「面松并結松行元頂の藤山」、北限「千賀尾峯頂」で、その範囲は油須木・郡山・岳などの地域で、「子息等は一味同心し処分帳によつて領作する」と定められた（「比志島文書」一一二二号）

親平はその後文治四年（一一八八）に加治木を賜い、建久六年（一一九五）六月三日、將軍から満家院を

安堵されたという（「古城来由記」）。なお西念は、分割相続したことからみると、大蔵系加治木氏系図の親平と重ねて考える可能性もあながち否定できない。しかし、所領の地域等を含めて判断すれば、

満家院概略図



五味克夫「大隅国御家人税所氏について」等、先行研究に従い、系図の資平になるのであろう。

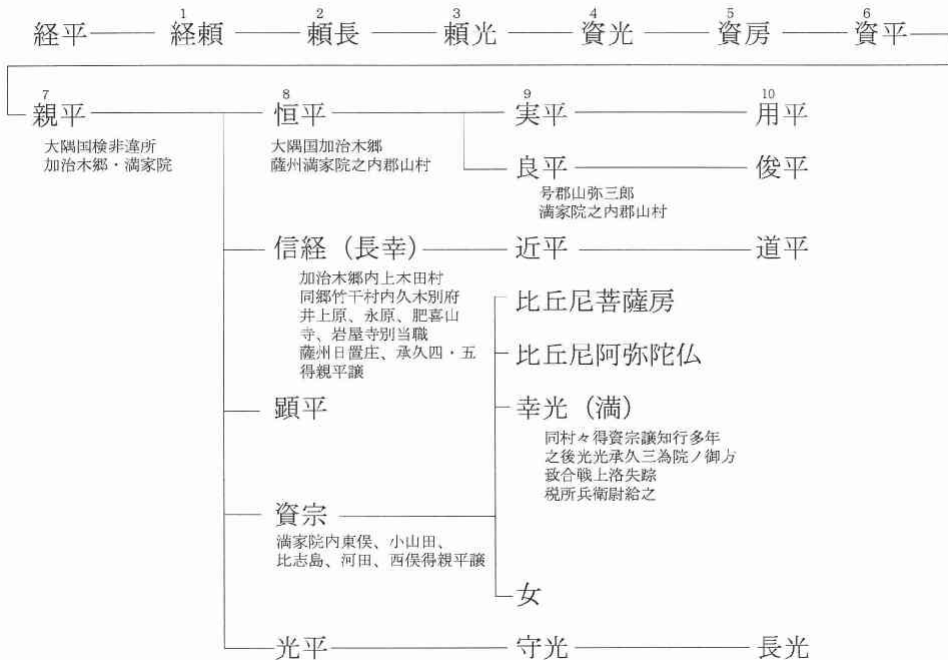
大蔵系加治木氏の祖

ところで業平は加治木氏の当主吉平の子であった。そこで加治木氏の祖を辿ると、平安中期に日木山を根拠地に大隅加治木を領していた大蔵良長の後は、承暦二年（一一〇七八）に大宰府の大式だった経平（『平安遺文』一一六〇号文書「大宰大式藤原経平宅解」）。その系譜は九七七〜八六年関白だった頼忠の弟斎敏―懐平―経通―経平〕が継ぎ、子の経頼が加治木氏初代となり、以後資平を六代、親平を七代、恒平を八代としている。だが、祖となる経平が一一世紀の人物とすれば、親平が七代目というのは当主歴代数が多過ぎるので、大蔵系加治木氏系図は、経平を関白頼忠の子とし、寛弘三年（一一〇〇六）加治木に配流されたとして当主歴代数を設定している。

しかし『尊卑分脉』では頼忠の子に経平はなく、寛弘三年の加治木に配流された経平も確かめられず、同系図の加治木氏成立の年次については疑点が残る。それに対し、経平を前述の通り頼忠の弟の曾孫とし、大宰府大式とすれば、何らかの縁で島津荘に所領を求め、子に管理をまかせるかたちで院司家（郡司家と言っても構わない）を立てることは自然の流れで、時期が一一世紀後半というのも違和感がない。この経平についての考えは川寄兼孝「加治木町日木山にある二基の宝塔に関して」（『南九州石塔』第一四号）の指摘がある。当然ながら加治木氏系図の加治木初代藤大夫経頼、二代大掾頼長、三代大掾資光、四代大掾頼光、五代神宮司別当資房、六代資平などのうちには、重複した者の存在や兄弟の交替劇等、あるいは他の人物が紛れ込んでいるかもしれない。

当主の歴代数に気になるところがあるとはいえ、加治木氏系図は

図 1 - 1 大蔵系加治木氏系図



満家院の古代後期・末期について貴重な情報を提供してくれる。七代目の加治木八郎親平は「大隅国檢非違所、加治木郷・満家院」とし、八代目の六郎恒平は「承久死去、大隅国加治木郷・薩州満家院之内郡山村」とし、その弟の三郎信経は「号木田三郎、加治木郷内（以下略）」、その弟の七郎顕平は「七郎、父母より先に死去」とし、その弟の左近将監資宗は「号満家左近将監、満家院内東侯・小山田・比志島・河田・西侯得親平讓」とし、その弟光平は「号別府五郎大夫、下木田村」とし、恒平の子実平は「新六、安貞二死、大隅国檢非違所、惣官職、加治木別府地頭」とし、同じく恒平の子良平は「号郡山弥三郎、満家院之内郡山村」とし、資宗の子幸光は「満家院内東侯・小山田・比志島・河田・西侯村々得資宗讓、知行多年之後、幸光承久三為院ノ御方、致合戦上洛、失踪、税所兵衛尉給之」とした（『(旧)郷土史・上巻』）。

すなわち、①満家院を領した吉平（親平）は、大隅国衙の在庁官人で加治木郷も領していた。②その後満家院の所領は子に譲られる過程で、郡山村は加治木氏を継いだ恒平に、東侯・小山田・比志島・



義平領の東境「由須の木の中尾大路」推定地

河田・西侯各村は業平（資宗）に分割相続され、業平は満家院氏を称した。③郡山村は、加治木氏の当主の次男家長平に譲られ、良平は郡山氏を称した。④東侯・小山田・比志島・河田・西侯各村は幸光に譲られた、ということが分かる。

第五節 満家院における中世の成立

以上をもとに満家院での中世の成立についてまとめよう。

一二世紀前半、郡郷制の改編にもなつて日置郡と鹿兒島郡の境に生まれた満家院は、一二世紀半ば頃に島津荘の寄郡となつた。それも院全体が寄郡であつた。寄郡は郡司（院司）の寄進で成立するもので、例えば鹿兒島、谷山、

伊作などは薩摩平氏系の郡司（院司）の寄進、伊集院は紀氏系の院司の寄進で成立した。満家院の場合には寄進主体が明確ではない。そもそも目立つ様な存在がいなかったかもしれない。ただ承安二年（一一七二）に加治木氏当主大蔵義平に、分割した地域のひとつを譲った入道西念は、満家院を長年にわたつて私領としていたというので、その通り



西境「行元頂の藤山」推定地（平原）

なら、彼の祖先が寄進にからんだ可能性がある。西念は吉平であると考えられているので、大蔵系の加治木氏は満家院の寄郡形成期の雰囲気を受け継いだ側面が強いと考えていい。

ところで薩摩国では、一二世紀の前半から半ばにかけて、薩摩平氏出身の郡司忠景が為朝と結び国衙を制圧する程の勢力があり、半ば以降には平氏政権による国衙への干渉が行われた。また、一二世紀末期にも為朝の子豊後冠者義実が国衙を焼き討ちにするなど、武力行使をとまう激しい政争が展開し、郡司の盛衰も派手にみられ、満家院もその荒波を蒙ったと思われるのに、その記録が無い。大きな抗争に巻き込まれなかったのか、それとも、大隅国衙の在庁官人の系譜を引く加治木氏が登場するのは、むしろ大きな抗争の結果とみるべきなのか、今のところは明確にはできない。

とはいえ、この加治木一族は大隅国衙の在庁官人で、大隅国、そして本貫地加治木で中世の成立の一翼を担ったことは確かである。加治木氏が満家院と直接かかわったのは、一二世紀の後半以降と思われるが、島津荘での中世の成立には縁が深く、満家院の寄郡形成期についてたくさんのことを知っていたことは間違いない。



南境「土土呂木の満家迫」推定地

加治木氏は西念のときには満家院を長年所領としており、

中世成立期の満家院を代表する院司であった。そして吉平（西念）は、「加治木氏系図」によると、満家院の郡山村を恒平に、

東俣・小山田・比志島・河田・西俣各村を業平に分割して譲り、業平に満家院氏を称させ、満家院を統括させた。これが建久六年（一九五）のことであった。しかしこの時期、業平が満家院にしっかりと拠点を作りあげたかどうかははっきりしていない。その直後吉平は亡くなり、同八年の図田帳には前述の通り、満家院には業平、加治木には吉平妻が郡司として記載された。

以上は中世の成立に必要な点のまとめで、加治木氏等についての鎌倉期の動静については第二章以下で触れたい。

【参考文献】

- 川寄兼孝「加治木町日本山にある「基の宝塔に関して」（『南九州石塔』第一四号、南九州石塔研究会、平成一五年七月号）
- 三木靖『薩摩島津氏』（昭和四七年六月）
- 三木靖「島津氏と鹿児島島の関わり①②③」（『地域経済情報』第149・148号、鹿児島経済研究所平成一四年三〜七月）



北境「千賀尾峯頂」推定地

石井進「12—13世紀の日本—古代から中世へ」（『日本歴史講座中世1』平成五年一一年）

第二章 中世前期

第一節 鎌倉幕府と地頭制

1 鎌倉幕府の成立と鎌倉将軍

関東武士の幕府成立

平氏政権への叛乱の嚆矢である鹿谷の密議、頼朝挙兵を促した以仁王の令旨と源頼政の宇治の戦い、石橋山の戦い、頼朝の鎌倉入り、そして源平の合戦絵巻で有名な一の谷の戦い、屋島の戦い、壇ノ浦の戦いに代表される治承寿永の内乱（一一七七〜八五年）から文治五年奥州の戦い（一一八九年）を経て、源頼朝が北条時政、土肥実平、伊東祐親、天野遠景、渋谷重国、佐々木秀義、海老名季貞、梶原景時、三浦義澄、和田義盛、上総広常、千葉常胤、秩父行重、畠山重忠、河越能隆、江戸重長、豊島清光、葛西清重、熊谷直実、小山朝政、新田義重等の関東武士を率いて鎌倉を本拠に創設した武家の最初の政権が鎌倉幕府である。

御家人制と地頭制

幕府とは出陣中の将軍が宿営する場所のことだった。頼朝が将軍となったのは建久三年（一一九二）であるが、それ以前に頼朝は公

家の家政機関類似の公文所・問注所を置き主要政治機構を作り、朝廷から統治権を授与されたときを幕府の成立とみなしている。ただし公権の授与が、地頭補任権の勅許か、東国統治権の勅許か、全国守護地頭補任権の勅許か、日本国総追捕使・総地頭補任の勅許かについては諸説ある。が、荘園制のもとで荘官職を占めていた多数の武士を全国的に家臣化することが認められた文治元年（一一八五）、義経追捕を理由に、全国の地頭補任権が勅許された文治の地頭設置の勅許をもって、鎌倉幕府の成立とするのが通説化していて妥当である。

頼朝は、公文所・問注所に加え、まんどころ政所、さむらいどいしころ侍所、京都守護、鎮西奉行等を置いて中央・地方制度を固め、国衙の在庁官人を指揮し、一国の軍政を担当した守護に平常時の大犯三箇条（おほはん大番催促・謀叛人・殺人追捕）を担わせ、管国御家人を統制させ、軍事指揮権を与えた。

将軍は御家人との間に直接主従関係を結び、御恩として所領を与え、奉公として戦闘を義務づけた。封建的な主従制の発生である。

創設時の家臣

頼朝は平家を葬っただけでなく、寿永二年（一一八三）上総介広常、元暦元年（一一八四）弟義仲、文治二年（一一八六）叔父行家、同五年（一一八九）弟義経、建久四年（一一九三）弟範頼を抹殺し、将軍の権能を強化しようとした。幕府ではその後も正治二年（一一二〇）梶原景時、建仁元年（一一二〇）千葉常胤、同三年（一一二〇）阿野全成・比企能員、元久二年（一一二五）畠山重忠、建保

元年（一一二二）和田義盛、宝治元年（一二四七）三浦泰村と幕府創設に携わった大物を排除し、残ったのは北条系の一族ばかりとなっていた。

鎌倉将軍歴代と幕府の盛衰

この間将軍は初代頼朝が建久三〜正治元年（一一九二〜九九）在職、二代頼家が建仁二〜同三年（一二〇二〜〇三）在職、三代実朝が建仁三〜承久元年（一二〇三〜一九）在職と源氏将軍が三代続き、四代藤原頼経が嘉禄二〜寛元二年（一二二六〜四四）在職、五代藤原頼嗣が寛元二〜建長四年（一二四四〜五二）在職と、藤原将軍が二代、その後は六代宗尊親王が建長四〜文永三年（一二五二〜六六）在職、七代惟康親王が文永三〜正応二年（一二六六〜八九）在職、八代久明親王が正応二〜延慶元年（一二八九〜一三〇八）在職、九代守邦親王が延慶元〜元弘三年（一二三〇八〜三三）在職と、親王将軍が四代続いた。

鎌倉幕府は承久三年（一二二二）の承久の変以降、朝廷の権能に支えられていることは不変だったが、朝廷に優越した政治力を持つ政権となった。将軍が実権を握っていたのは頼朝だけで、その後は六波羅探題、連署、評定所、引付衆を置き、貞永式目を制定し執権政治を経て、北条氏が幕府の実権を独占する得宗専制政治に至り、元弘三年（一二三三）に滅亡する。

2 文治の地頭設置の勅許

頼朝、全国に地頭を設置

頼朝は寿永二年（一一八三）東海、東山、北陸での地頭設置を認められていたが、文治元年（一一八五）十一月、文治の地頭設置の勅許により五畿、山陽、山陰、南海、西海（九州）各道での地頭設置も認められ、全国に地頭を設置できるようになり、さらに地頭が反別五升の兵糧米を徴収する権限をも認められた。その後、地頭職は国単位に設置され、国規模での軍政管としての職務を意味する国地頭職（守護職に相当）と、広く各地の荘園・公領等单位に設置される地頭職（荘郷地頭職・一分地頭職等）とに分化し重層化が進行し、地頭設置が制約されたことがあり、地頭制は単純に拡大したとは言えない。とはいえ、文治の地頭設置の勅許によって、頼朝は地頭制を通じ鎌倉政権の基礎を確立していった。

頼朝、義経の地頭を没収

この文治元年（一一八五）は、源平合戦の決着した年でもあった。文治の地頭設置の勅許以前、二月の屋島の戦いを経て、三月二四日には壇ノ浦の戦いがあり、平家の主力は粉碎された。指揮した義経は、京都に凱旋将軍として戻り大歓迎された。しかし梶原景時の報告を聞いた頼朝は義経を「頼朝への反逆者」と決め、京都の大歓迎を義経の演出とした。四月二六日の恩賞で、頼朝は従二位に叙されたが、義経に沙汰すらなかったのは、朝廷が頼朝の感情を考慮した叙位であった。四月二九日、頼朝は「義経は頼朝に対する反逆者なので、御家人は義経に従わないよう」命じた。この頼朝の扱いを誤解とみた義経は頼朝と会おうと、平氏方の総大将宗盛以下の捕虜を

連れて鎌倉に向かったが、鎌倉入りを拒否され、五月二四日に腰越状として知られる弁明書を提出したが、六月九日、頼朝は義経に「京都に戻れ」と回答した。

この間頼朝は、五月八日西国での賞罰の調査に着手していて、義経については恩賞がないどころか所領没収と決めた。帰京を命じて四日後の六月一三日のことで、義経が得ていた二四ヶ所の平家没官領を没収した。

惟宗忠久、義経から没収された地頭職を得る

その没収の対象には前年九月頃、義経に与えられた伊勢国の平家没官領が含まれていたが、そのうちの二ヶ所が、没収二日後の文治元年六月一五日、直後に満家院を含む薩摩の地頭となる惟宗忠久これむねたかひびに宛行あてがわれた。

その所領は「伊勢国波出御厨はたの地頭職」（波出御厨は三重県一志町八太とその付近）と「伊勢国須可荘すかの地頭職」（須可荘は松阪市須賀領町とその付近）であった。ともに平家与同の所領で、義経領だったときに地頭職が設定されたか、その準備が整った地域であること、特に須可荘は摂関家近衛家領であったことが注目される。またこの宛行は惟宗忠久の存在を確実に証明する一番古いもので、忠久にとって印象に残る出来事となったに違いない。

この宛行以降、頼朝と義経との対立は一層深刻化し、義経は最悪のことを考え、奥羽に加え西海道をも頼もうと、後白河院と結んで南海道、西海道での権益確保を目指していた。頼朝は義経を監視し、一方で畿内の有力御家人に管国御家人の動員を命じるなど、地頭制

の強化で対抗しようとしていた。そこで同年七月一二日、頼朝は西海道での武士の非法を止め、荘園公領の回復を命じた。平家方の影響の強い西海道における平家残党と義経との動きを牽制しようとしたものであった。この間義経は、西海道にいた範頼の家臣の横暴を批難し範頼の帰京を促して、頼朝に抵抗を示しもした。

忠久の島津惣荘下司職補任の要請

荘園公領の回復を目指していた頼朝は、文治元年（一一八五）八月一七日、荘園領主の摂関家近衛家に、惟宗忠久を島津荘々官としての惣荘下司職げしき（審郡単位の下司職とは別）への任命を要請した。『大日本古文书字わけ一六 島津家文書』これは島津荘が南九州に存在する巨大荘園で、清盛の弟忠度が島津荘を含む薩摩国の守、清盛の家人平盛俊が島津荘の代官となっていたので、これら平氏方の影響を排除し、島津荘の荘園としての機能を確立し、さらに平家残党や義経の徘徊を許さぬ荘園とした上で、地頭職を展開させたいと考え、京下がりの公家で、摂関家近衛家の家司出身の忠久を選んだと思われる。そして頼朝としては、島津荘が摂関家近衛家領で、二ヶ月前に同じ摂関家近衛家領だった須可荘に忠久を補任していたことも計算に入れていたと思われる。ちなみに、島津荘の荘官職への補任は忠久が望んでいた役割に最も近いものだったのではないかと思われる。

しかしこの頼朝の要請が、島津荘と忠久、また忠久の子孫である島津氏にとつて、さらには満家院を含む薩摩の中世にとつては、その開幕を告げるターニングポイントとなった。

第二節 惟宗忠久の登場と島津荘

1 史料からみる忠久と伝承される忠久

左兵衛尉忠久

この惟宗忠久の来歴を辿れば、治承三年（一一七九）二月に春日祭使の行列に供奉し、治承四年（一一八〇）五月に右近府真手結見物に赴く女院の行列に供奉するなどし、「左兵衛尉」という官職だったというのが通説である。忠久は、頼朝が伊豆に拳兵した治承四年（一一八〇）には、京都の摂関家近衛家の下級の家司の家柄の者だった（井原今朝男「荘園制支配と惣地頭の役割―島津荘と惟宗忠久」）。その後、鎌倉に下って頼朝の政権に属した「京下がりの公家」のひとりだったのである。京下がりの公家と言うと、公文所の別当となった、朝廷で「少外記」（太政官府の平職員で正七位上相当官）の大江山元がよく知られている。惟宗忠久も朝廷では兵衛府の尉だから、正七位上相当官であり広元とは同位で、公家としての官位は高くはないが、広元同様その才能を見込まれて、頼朝に招かれたのであった。尤も、鎌倉への赴任は当時の公家の常識では「東夷」＝低開発地域への移住という大冒険で、当事者の開拓者魂を考慮するべきだと思われる。なお忠久が貞応三年（一二二四）以前に称した官職には、宗兵衛、右衛門兵衛尉、左衛門尉もあった。

比企氏と忠久

このように忠久を京下がりさせ、鎌倉へ向かわせた契機は比企能員の存在だった。忠久の母は、能員の養母比企尼の娘丹後内侍であり、忠久の祖母に当たる比企尼は、京都では頼朝の乳母で、頼朝が伊豆に配流されると、武蔵国比企郡の所領を頼りに頼朝の世話をした。頼朝は鎌倉に入ると、この乳母である比企尼を鎌倉に歓迎し、その子であり、京都で育った能員を抜擢した。忠久はこの能員を介して頼朝と接触した。その後頼朝は、能員の妻を子頼家の乳母にし、能員の娘若狭局を頼家の妻とし、子一幡を得た（「吉見系図」）。能員の存在はこの後も忠久に深い影響をもたらすことになる。江平望「忠久の伊勢国内の所領について」は、忠久が文治元年（一一八五）一月には、義経と共に華々しく平家と戦った範頼勢の一員として西海道豊後に派遣され、壇ノ浦の戦い後も西海道に滞在し、七月一二日に帰還を命じられたと大胆な推定をしている。

島津家の始祖忠久

惟宗忠久に関しては、今から二〇〇年以上も前の島津藩政期に、正史として書かれた『島津国史』によると、この文治元年に六歳で島山重忠を烏帽子親として元服したとある。ちなみに忠久は頼朝の庶子で、母は丹後局、大坂の住吉神社境内で雨の降る夜、狐火の助けで誕生し、母はその後惟宗広言の妻となり、忠久も養子となって惟宗姓にしたとする。中世後期以降特に藩政期からは、この正史に応じるように関連史跡が整備された。その内容は現在も広範に島津家の歴史として受け入れられている。

ところで、平氏の残党と義経の存在を前提として島津荘をみれば、

この地域は極めて重要な場所であり、その荘園の荘務を任された忠久は、六歳の少年とするより、京都で修羅場をくぐってきた逞しい人物とした方がふさわしい。

2 島津荘の惣下司職

荘官としての忠久

この章の第一節で述べた文治元年八月一七日の頼朝による摂関家への要請は、忠久を島津荘の荘官としての下司職に補任するよう荘園領主に宛てたものだった。それから三ヶ月経った十一月八日、荘園領主として領家の大夫三位家は幕府の要請を受け入れて、忠久を島津荘の下司職に補任した（島津家文書）。これは荘官としての任命で、荘務の履行が任務であったから、荘園領主側としての経営に有用で、幕府側は歓迎もしたが、真の狙いは島津荘に地頭職を創置し、忠久をそれに補任することであった。

この間、後白河院は一〇月一日、義経に頼朝追討の宣旨を与え（島津家文書）、これに反発した頼朝は、同月二十九日に自ら大軍を率いて鎌倉を出陣し、十一月一日黄瀬川宿に着いた。これを聞いた義経は、同月三日に京を離れた。義経が都を出れば、朝廷方が頼朝に接近しようとするのは当然である。前述の島津荘下司職への忠久補任は、この時点でも出されたものだった。義経の都落ちを聞くと頼朝は鎌倉に戻り、頼朝の代理北条時政が出陣した。

幕府の地頭制の確立

時政が十一月二五日に大軍を率いて入京すると、その日のうちに今度は義経追討の宣旨が出された。時政はこの機に乗じ、朝廷に強く迫って、將軍が全国に地頭を設置できるように、かつその地頭が別に五升の兵糧米を徴収できるように求め、その勅許を十一月二十九日に得た。これが文治の地頭設置の勅許である。なお地頭設置の根拠については、二月六日の奏状に縷々述べられている。それは行家・義経が逐電しており、各地で狼藉をしていれば召し取らねばならず、そのために全国の荘園公領に地頭職を置き、沙汰させ、社会不安を鎮めたいというものだった。將軍の地頭職補任を公認した今回の勅許は、頼朝の地頭職に公法的性格を与えて地頭制を確立した。そして、頼朝は義経追討の課題が主要なものではなくなっていることも感じていたであろう。しかし、頼朝は義経追討の旗印を降ろさなかった。ひとたび義経追討を理由にして得た権限は、そのまま長く頼朝の手中にあった。

3 島津荘の惣地頭職

文治二年四月三日の頼朝下文

文治二年（一一八六）三月一二日頼朝は、義経に通じていた近衛基通の摂政を止めさせ、頼朝と親しい九条兼実を摂政とし、その頃島津荘の下司職だった忠久を地頭職に任命した。これを受けたのが同年四月三日の島津荘に関する頼朝下文である。（島津家文書）これによれば、摂政が近衛家の基通から九条家の兼実へ替れば、島津荘の荘園領主家も近衛から九条に替わり、近衛系の領家の大夫三位家

(大夫三位は近衛基通の母)は廃止になるはずで、忠久を下司職に任命した前述の文治元年一月八日の書類は無効になるかもしれない。しかし忠久は、頼朝の権限に基づく地頭職に任命したので、荘園領主の権限に基づく忠久の地位には影響しても、地頭職には何のかかわりもない。かくして頼朝が四月三日に出した島津荘への下文により、忠久の地頭職が確立したのである。思い起こせば、既に須可荘では忠久は地頭職を得ていたので、忠久はこのときはじめて摂関家領で地頭職を得たわけではなかった。しかし、ここ島津荘では幕府の指令を受けた下司職がなく、その下司職が地頭職に替ったことで、独自の形の地頭職の成立を見た。

ところで、先の四月三日の頼朝下文では、さらに続けて、地頭として忠久が「土民」を安堵し、年貢を沙汰させよ。「武士や国人」^{こくじん}が忠久の命に背いて年貢を納めないと聞くが許しがたいので、今後それらの暴挙を抑えて住民を安堵させよとある。武士や国人とあるがその主力は郡司等で、そのなかに、忠久の下司職に反発した者がいたこと、地頭職になっても忠久に反発している者がいたことが分かる。新しい幕府側の地頭職に就いた忠久は、薩摩国の郡司等の抵抗に苦しんでいたのである。

薩摩国内の地頭と義経のその後

それでも忠久は、これ以後薩摩の満家院など島津荘の二〇程の郡等の行政単位を地頭として管轄するようになったが、ほぼ同時に薩摩国内の地頭職に千葉常胤、鮫島宗家、中原親能が補任され、薩摩国の郡司などほぼ全員を鎌倉幕府の御家人とすることができた。こ

のため薩摩国の島津荘域だけではなく、全域に関して地頭の指揮管轄の権限が必要になり、忠久が薩摩国全域に地頭として関与するようになっていった。

ところで、義経はというと、文治元年(一一八五)一月に吉野・多武峰、翌二年三月は伊勢へと移動、同年五月には和泉で行家が討取られると義経は六月鞍馬寺、比叡山に移動、翌七月に家人伊勢義盛が梟首され、文治三年(一一八七)二月平泉に入った。それから二年目の同五年(一一八九)二月、奥州藤原氏当主で義経を匿っていた泰衡は義経追捕を約束させられ、閏四月三〇日、義経は衣川館に自害した。全国の地頭はこの間義経の追討や警固を命じられた。特に文治五年に入ると、頼朝は鎌倉から奥州に大軍勢を出陣させるべく、地頭を含む領主を大規模に動員しようと計画した。

第三節 忠久の薩摩国での御家人統率

1 三ヶ国惣地頭としての忠久

奥州攻めについて

忠久は奥州からは一番遠隔地に置かれた地頭だったが、文治五年(一一八九)二月九日付で、五ヶ月後の七月一〇日までに島津荘の荘官で武器を使える者を動員しよう命じられた。(島津家文書)途中で義経は自害するが、前九年の役(永承六年(一一〇五)〜康平五年(一一〇六))における頼義(頼朝の五代前の当主)の武功にあやかって、自身の政治的権威を確立するため、御家人を鎌倉殿の下

に編成し指揮を執ることを目指した頼朝が、奥州藤原氏を制圧すべく着々と準備し、七月には二〇万四〇〇〇騎（『吾妻鏡』）を鎌倉に集め、自身は七月一九日に鎌倉を出陣、九月一七日厨川で佳例に基づく儀式を挙行（前九年の役の阿倍貞任鳥首を象徴する）し、一〇月鎌倉に帰陣した。

この壮大なイベントである奥州攻めについては、『島津国史』等で忠久が島津荘勢を率いて軍功を挙げたとしている。二月九日付の頼朝下文も古文書学上は「検討の要あり」（黒川高明『源頼朝文書の研究』）と指摘されていて、忠久に参加要請があり、島津荘の士民（武士や国人）が遠路参加した可能性は無しとはいえないが、今のところ参加した事実は確認できない。

内裏大番役

建久八年（一一九七）六月、国衙と荘官が第一章第三節で述べたように作成した薩摩国凶田帳には、田地一三〇町の満家院と記載がある。この台帳は薩摩国衙や島津荘ばかりでなく、薩摩国の地頭のなかで主導的役割を果たしてきた地頭忠久も必要とした資料で、作成には忠久も積極的に関わったものと思われるし、この田数で地頭の賦課が決められたのである。

同年一二月三日、忠久は頼朝から薩摩国の家人奉行人の沙汰を命じられた。これまで忠久は島津荘の地頭であったが、今回は薩摩国の惣地頭そうじとうと呼ばれたことになる。実際には、島津荘の枠に縛られず、薩摩国単位で政治をしてきたが、今回忠久は薩摩国内の全地頭を代表し、国内の地頭と御家人総てを管轄し指揮する権限、すなわち薩

摩国守護職を得たのである。凶田帳が六ヶ月前に作られたのは、この守護職の創設と、それに忠久を補任するための基盤作りのためだったからである。このとき忠久は大隅国や日向国でも地頭や守護に補任されていたが、本項では薩摩国に関することだけにとどめた。

薩摩国では郡司の多くは御家人であり、鎌倉末期で一〇〇人以上にのぼったとは、五味克夫「薩摩の御家人について」の指摘である。忠久はその薩摩国御家人を率いて翌建久九年（一一九八）三月に上京し、内裏大番役を果たすよう頼朝から命じられた。そこで一二月二四日に忠久は、引率する御家人を二四人選んだ。薩摩国の守護としての忠久が本格的に活躍し始めたのは、この建久八年のことであった。

島津の名乗り

そしてこれに呼応するように、忠久は建久九年（一一九八）二月から荘園名の島津を苗字として名乗るようになる。当時の御家人の慣例では地名を名乗りにするのは、その所領を本貫地（出身地）並に統括できるようになった際であるから、忠久は島津荘を十分に自分のものにしたと主張しようとしたのである。しかし実際にはそれは到底無理だったから、この名乗りは忠久が島津荘を領有したい、本貫地並にしたいという思いを宣言したことと受け止めたい。当時幕府の中樞であった鎌倉で、このように考えた御家人はほとんどいなかった。忠久のこうした在地性を指向する姿勢は珍しいものだった。忠久の子孫がこの忠久の考えを実現したことは後の章で取り扱う。

2 薩摩国守護・地頭としての忠久

比企氏の縁者として

ところで、大隅国、日向国の守護職をも兼ねることができた忠久は、建仁三年（一一〇三）九月四日幕府内の政争に巻き込まれ、三ヶ国守護職と島津莊惣地頭職とを没収された。その事件は第二代將軍頼家の外祖父として権威を誇っていた比企能員が、同年九月二日、北条時政の名越館にて新造の薬師如来供養に招かれ、天野遠景らにより謀殺され、義時の軍勢が比企氏の館を襲撃し、比企一族が一日で抹殺されたというものであった。

これは、二代將軍頼家の後継者をめぐり、一幡を推していた能員と、実朝を推していた時政とが地頭職補任権を分与し、一幡を次期將軍にする¹と決まった直後、「能員は、この分与に不満があり時政を討つ」という政子が提供した情報をもとに、時政が騙し討ちを仕掛けたものであった（永井晋「比企氏の乱の基礎的考察」）。

忠久は、この能員の縁者だったので所職を没収されたのである。薩摩国守護職にはすぐ時政が就任し、一〇月から一二月にかけて下文を発給している。尤も忠久は一〇月一九日付で願文を作成している²ので、この時の忠久は守護職と島津莊惣地頭職のみを停止され、御家人の地位その他諸職は維持し、引き続き幕府の公務に従事していた。

幕府での各種の奉公

忠久の幕府での公務は多彩であって、既に建久元年（一一九〇）

將軍頼朝の上洛に供奉し（『吾妻鏡』十一月七日条、正治二年（一二〇〇）將軍頼家の鶴岡八幡宮社参に供奉していた（『吾妻鏡』二月二六日条）。その後も建暦三年（一二一三）二月には実朝將軍の昵近伺候人じつこんしろうじんのなかから「芸能の輩」を選ぶ際、その一人に選ばれ、その当番として交代で学問所に参り、和漢の故事について語り（『吾妻鏡』二月二日条、建保六年（一二一八）將軍実朝の將軍任官拝賀の鶴岡八幡宮社参に供奉し（『吾妻鏡』六月二七日条）、承久四年（一二二二）九条頼経の病氣平癒祈願月曜祭を沙汰し（『吾妻鏡』三月八日条）、貞応三年（一二二四）天変御祈を奉行することになる（『吾妻鏡』一〇月一六日条）。

忠久は鎌倉の地が主な職場で、次いで京都の地で各種行事に従い、將軍に近侍し、ときに薩摩国や島津莊での地頭職に基づく国務、莊務のために鎌倉と往来したこともあったが、それはこの時期も変わりなかった。ちなみに時期によって若干異なるが、忠久は莊園だけでも一〇ヶ所近くも管轄、経営していたので、島津莊の現地にばかり常駐したことはなかった。

薩摩国の守護職と島津莊薩摩方地頭

さて建仁三年（一一〇三）の事件との関連について、その後の調査で忠久が比企氏の縁者ではあっても、比企氏の動向とは関わりがないことが分かった。そこで元久二年（一二〇五）には、忠久は薩摩国守護職を回復した（佐藤進一「増訂鎌倉幕府守護制度の研究」）。さらに、忠久は建暦三年（一二一三）五月二日、三日に発生した和

田合戦で軍功を挙げ（『吾妻鑑』五月七日条、同年七月一〇日には島津荘薩摩方地頭職を回復した（同日付、「將軍家政所下文」）。

こうして忠久は、一〇年かけて薩摩国守護職と島津荘薩摩方地頭職を取り戻したわけだが、大隅・日向の守護職と島津荘の大隅方・日向方地頭職は取り返せなかった。そこで忠久はこれ以降、薩摩での島津荘地頭職すなわち島津荘薩摩方惣地頭職と、守護職即ち薩摩国惣地頭職薩摩国一國地頭職を手がかりとし、薩摩での所領経営に力を注いで、将来大隅・日向での既得権を回復することを目指した。

これ以降、薩摩国守護として薩摩に臨んだ忠久は、島津を名乗り、荘地への勢力の扶植を鮮明にし、薩摩国の守護職を核に守護所を設け、国内の郡司系の御家人等を統率し、その家臣化に努め、守護の権限を行使し、寺社造営など多岐にわたり国内各地での勢力扶植を実現していった。

忠久のその後と子孫たち

地元での勢力拡大で特に重要なのは、郡地頭としての所領経営で

表 2-1 薩摩国内地頭と所領

氏名	郡・院・郷	田数(丁・反)	種 別
右衛門兵衛尉 (島津忠久)	和 泉 郡	350	一円荘
	山 門 院	175.6	寄郡
	莫 禰 院	40	寄郡
	薩 摩 郡	163	寄郡
	宮 里 郷	61.5	寄郡
	牛 屎 院	360	寄郡
	市 来 院	150	寄郡
	満 家 院	130	寄郡
	伊 集 院	14	寄郡・没官領(谷口)
	日 置 北 郷	70	一円荘
	日 置 南 郷	51	寄郡・没官領・一円荘
	伊 作 郡	200	一円荘
	加世田別府	60	寄郡
	河 辺 郡	220	府領社・寄郡
	知 覧 院	30.3	寄郡
	顥 娃 郡	34	寄郡
揖 宿 郡	37.7	寄郡	
給 黎 院	40	寄郡	
谷 山 郡	200	寄郡・没官領	
鹿 兒 島 郡	204.5	府領社・寄郡	
合 計	2591.6		
千 葉 介 (千葉常胤)	高 城 郡	126.5	寺領・寄郡・没官領
	東 郷 別 府	42.7	寄郡・没官領
	入 来 院	90	寺領・寄郡・没官領
	祁 答 院	112	寄郡・没官領
	甌 島	40	寄郡・没官領
合 計	411.2		
佐 女 島 四 郎 (鮫島宗家)	阿 多 郡	195.4	没官領
	加世田別府	15	没官領(村原)
	合 計	210.4	
掃 部 頭 (中原親能)	鹿 兒 島 郡	80	正八幡宮領(荒田庄)
	合 計	80	

あるが、忠久は甌島、阿多郡、高城、東郷別府、入来院、祁答院を除いた薩摩国の各地で地頭として所領経営にあたった。満家院を含む各地域の郡地頭職を所持していた忠久であったが、範圍が広大なため、実際は兄弟や一族、譜代の家臣に経営を任せていた。当の忠久はというと引き続き鎌倉を本拠にした鎌倉幕府の役人で、嘉禄二年(一二二六)豊後守に補任され、翌三年には薩摩国守護職惣地頭職と伊作荘・川辺郡・揖宿郡以外の地頭職郡地頭職を忠時に譲って鎌

倉に没した（六月八日「忠久讓状」）。なお、以上の忠久の生涯についての記述は、薩摩に関するものを主にし、忠久の全容には及んでいない。

これ以後島津氏二代となった忠時は、相伝の所領諸職を文永二年（一二六五）三代久経へ譲った。この三代までは鎌倉にいて、庇衆（ひはんしゅう）昼番衆（ひるばんしゅう）など幕府役人として鎌倉での行動が多かった。久経は弘安七年（一二八四）筑前管崎（はせ）で亡くなったが、その三年前の弘安四年に四代忠宗に諸職を譲り、忠宗は文保二年（一二三二）五代貞久に諸職を譲った。この四代忠宗以降島津氏は薩摩の地で本格的に活動するようになった。貞久は元弘三年（一二三三）足利尊氏の要請で、薩摩国御家人を動員して福岡で鎮西探題を襲い、鎌倉幕府を倒すのに力を貸した。

この間、郡地頭職は相次いで兄弟や一族に分割されたり、取り戻されたりして、貞久が譲られたのは川辺十二島、鹿児島郡、市来院、薩摩郡、山門院のみだった。このうち薩摩郡には鎌倉中期以降守護所があり、山門院には、忠久をはじめ歴代当主が居城したといわれる木牟礼城や御屋地（忠久の屋敷）など、忠久を中心とした多くの伝承地が残されている。これらの記述も薩摩に関するものを主にし島津氏の全権益には及んでいない。

このような背景のもとで、満家院での中世前期の様子を、第一章で取り扱った建久八年（一一九七）の図田帳記載の状況からみていこう。

第四節 満家院の院司と地頭

1 図田帳記載の院司と地頭

満家院の院司

満家院で、古代に現地領有者として登場していたのは満家院々司であった。この院司は大蔵系加治木氏の系譜に連なる者で、一二世紀中頃には大隅国衙の在庁官人で加治木郡司であり、一二世紀後半には満家院を所領とし、承安二年（一一七二）には、加治木氏当主の西念が満家院を子息らに分割譲与することにして、①当満家院内の郡山村を当主後継者の恒平に譲り、②当院内の各村を恒平の弟業平（比志島文書では義平、加治木系図では資宗）に譲った。

加治木氏は業平に満家院司を名乗らせ、満家院を統括させた。業平が満家院に拠点を作り挙げていたかは明確ではないが、建久八年（一一九七）の図田帳には、業平ひとりが満家院の院司として掲載された。

田数一三〇町の満家院は郡山・東俣・小山田・比志島・河田・西俣の六つほどの村に分けられていて、寄郡として官物を国衙と島津荘に分納した。その最終責任者は業平だったが、兄で加治木氏の当主である恒久の権威も無視できなかった。

満家院と地頭

この満家院の院司に対し、新たに鎌倉幕府の創設した地頭が登場したのは文治元年（一一八五）であった。当初の地頭は島津荘の惣地頭として島津荘全体のことと受け止めればよく、満家院の院司は

それまでとほぼ同様の行動がとれたので、大きな変化はなかった。その地頭が満家院にはつきりとした姿を見せるのは、文治五年（一一八九）の奥州攻めに、地頭が荘官のなかから武者を選ぶよう命じられた際や、建久二年（一一九二）住民・荘官に対し、地頭に従うよう命じられた際であった。この過程で、院司等は荘官として島津荘地頭忠久に接触せざるを得ず、かつ忠久から御家人になるよう要請された。

そして建久八年（一一九七）の凶田帳では、満家院に院司のほか地頭が記載されたのである。それだけではなく、同年忠久が薩摩国の守護となると、院司郡司は御家人として、地頭忠久の統率を受けようになった。かくしてこの年、満家院で中世前期の社会的な枠組みが完成した。

薩摩国の御家人は翌九年三月に上洛し、守護の指揮下で京都の内裏の警固に当たるため、前もって一二月に名簿が作られ、それに他の二三人の郡司とともに満家院の院司の名称が載せられた。満家院司業平はこのときまでに御家人となっていたのである。

そして三月の上洛直前、すなわち島津荘の現地を出発する時点で、満家院の郡司院司の名田が、他の地域の五つの名田とともに地頭忠久が知行するよう指令された（建久九年二月二日「関東御教書案」）。これは忠久の内裏警固を激励していると感じさせるが、院司職に伴う名田が地頭の知行に任されたことは、満家院では地頭職が拡充され、その分院司職が削られたことを意味した。業平は内裏警固に従事すると同時に、院司の名田の知行権を地頭に引き渡さざるを得なかったのである。

その直後、建仁三年（一一二〇三）から二年間、忠久は薩摩国守護職を停止され、島津荘惣地頭職も同三年から一〇年間も停止されてしまう。そこで、建久九年（一一九八）来島津氏を名乗って島津荘での所領経営に強い関心をもっていた忠久は、薩摩国守護職を回復して以降は薩摩国での所領の維持拡大に力を入れ、建暦三年（一一二一三）に島津荘惣地頭を回復すると、地頭としての経営強化に努め、本人は鎌倉にすることが多かったが、一族家臣を地頭代官として現地に派遣し、地頭領では勿論、各地で所領経営に力を入れた。しかし満家院では、一二世紀末に郡司名田を地頭が知行することはあつたが、一三世紀の前半には地頭が満家院で経営を拡大することはなかった。

税所氏の院司職相続

さて一三世紀初頭加治木氏の当主の恒平は所領を分割し、惣領と思われる実平に大隅国検非違使職や加治木閔連諸職を譲り、弟の良平に満家院の郡山を譲った。良平は郡山弥三郎と号した。これに対し業平はその所領を一括して惣領幸光に譲った。なおこの時点では影響することもない話であるが、幸光には後に菩薩房を称する女性と、同じく阿弥陀仏を称する姉妹二人がいたことに触れておきたい。この様に満家院司は業平だったが、満家院の院司の実権は郡山氏を名乗る恒平から良平に繋がる系統と、満家院氏を名乗る業平から幸光に繋がる系統とに分かれていた。

ところで、清和源氏の為義の三男に義憲がいた（頼朝の父義朝の弟）。義憲は常陸にいて志田氏を称し、初め木曾義仲、後に頼朝に

従ったものの、頼朝に処刑された。その子頼重は村上氏を称し、信濃にいて頼朝に認められたが、流罪で鹿兒島に流され、満家院氏の世話を受け、前述した菩薩房を妻とし、二人の間に上総介重賢が生まれた。

また、大隅国衙税所職の檢前系ひのくまの税所氏さいしょの篤用あつもちは、建久四田帳では大隅重富等の領主で、その子篤満は、前述の業平の娘阿弥陀仏を妻とし、建仁三年（一一二二）の和田合戦では、地頭忠久と味方同士で戦った。その時、和田義盛の子新左衛門尉らを討ったが、当日の傷で翌日亡くなったため、弟の祐満が兄篤満の跡を継いだ。税所氏系図によると、建仁三年直後に満家院の院司職を祐満が譲られたことになっているが、譲渡された時期はもう少し後ではなからうか。

2 承久の変

後鳥羽上皇の院宣

広く知られている通り、承久三年（一一二二）後鳥羽上皇は、北条政子らに恨みを持ち幕府に不満を持つ御家人を集め、西園寺公経ら親幕府派の公家を軟禁し、京都守護伊賀光季を討つて、北条義時追討の院宣を発した。承久の変である。京方勢は、一時的には三万騎にもなったが、政子の訴えにまとまりを回復した鎌倉武士が京都攻めに出陣すると、あっけなく崩壊してしまい、朝廷の權威は失墜した。この承久の変で、薩摩勢では川辺郡司久道、元鹿兒島郡司の一族忠重・忠光らとともに満家院司幸光が京方となっている。同じ加治木氏の恒平が武家方だったから、幸光は一族の内部争いのため

に京方を選択したことが考えられる。幸光は上洛して以後行方が知れず、恒平はこの承久の変で亡くなっている。なお満家院氏には、地頭忠久に従うことができない事情があつて京方になったことも考えられなくはないが、当時満家院をめぐって院司と地頭の間に争いになるような事態は確かめられない。

戦いは後鳥羽上皇方が敗れ、上皇は隠岐に配流されるという厳しい処遇になり、京方となった者にも厳しい処分が下された。

院司系所領の没収問題

幸光は所領を没収され、満家院の院司家は御家断絶の危機を迎えた。このとき菩薩房と阿弥陀仏の姉妹が以下の様な段取りをした。

没収された幸光の職を満家院の院司職と五ヶ所の知行みょうしやくしきとに分ける。この際の五ヶ所の知行は、後に五ヶ村の名主職となるので、最初から五ヶ村の名主職と言っても良いし、全国の流れもそうなのだが、満家院では初出であり、重要な意味を持つので、ここでは取り敢えず五ヶ所の知行としておきたい。この五ヶ所とは比志島文書によれば、比志島、河田、西俣、城前田、上原園で、五ヶ村と呼ばれるようになっていた。

まず、前者院司職は、八年前の和田合戦で篤満が亡くなった際、軍功がありながら恩賞に預からなかったたので、その分として、妻であり幸光の姉妹である阿弥陀仏に賜り、阿弥陀仏はこれを弟の祐満に譲る。また院司職を割いて創出した五ヶ所の知行（五ヶ村の名主職）を、頼重の妻であり幸光の姉妹である菩薩房に賜り、菩薩房はこれを子の重賢に譲る。この解釈は系図史料をもとにした五味克夫

説で、合理性過多の様にみえなくもないが、当時の所領相伝のありようとしては違和感が少ないので、史実に近いとおきたい。

ところで、先ほど名主職と述べたが、一言しておきたい。名主職とは多様性を特徴とするので、内容をまとめにくいが大雑把には、名田を経営し年貢納入の責任者である名主が持つ名田に対する権限・権益のことで、領主によって任じられ、相伝・譲渡ができた。名主は村落内で指導的存在や土豪的存在と言え、薩摩では土豪性が強かった。

満家院氏の存在

このように、満家院の郡司（今まで院司としてきたが、当時も両方を使い、一三世紀後半以降は郡司が使われる）職は、五ヶ所の知行を分離したうえで、承久の変をきっかけに税所氏系の祐満の手に移り、以後義祐、篤秀、篤胤と相伝された。そして院司職に含まれていた五ヶ所の知行は、同じく承久の変をきっかけに清和源氏系でもある重賢の手に移り、以後比志島氏祐範、時範、忠範、義範と相伝されることになった。

この通り古代以来の満家院の院司家であった満家院氏は、一三世紀前半の承久の変で京方となったことをきっかけに、女子の婚姻先へ系譜を渡してその役割を終えた。危機に陥った後、それを克服したようではあるが、実際には満家院氏の存在は消滅したのである。

なお、この時期に満家院の院司職が五ヶ所を分離し、院司職には厚智山座主職（比志島文書）が付随したことは、地域の生活、宗教生活が充実してきて、院司職と並列するような事項になったことを反

映している。

第五節 満家院内の郡司と名主

1 税所氏の郡司職

中世前期の郡司職

郡司職は古代以来この地域では権威があった。建前上、郡司名とこの職務にともなう田地分の得分米による経済的裏付もあったし、普通は満家院内に住まず国衙等に住んでいた。「殿」と敬称が付き（天福元年（一一三三）一〇月二日「紀道房外二名連署契約状」）、惣領主と呼ばれたのは税所義祐を指した（宝治元年（一一四七）六月二三日「榮尊起請文」）。一三世紀後半も郡務職補任状があり（弘安七年（一一八四）八月「大府宣」）、一四世紀になっても郡司職があり（建武四年（一一三七）二月二日「散位某奏書」）、形式的には鎌倉時代を通じて、満家院の郡司職は存続した。だが実状は、地頭、名主との間に郡司職の権益をめぐる争いが繰り返され、少しずつ地頭に権限を渡し、一三世紀末には権益、権限とも弱まっていった。

地頭との和与

正応元年（一一八八）の地頭と郡司の和与状（六月七日「税所篤秀和与状」）によれば、中俣以下六ヶ村の土地について次の四項目を和与した。（一）郡司得分米は、今年から村々に配分状に従って夫々が地頭方に納入する。（二）七ヶ所については請負料分小袖三

領を納入する。(三) 厚智寺の巻誦用途三貫文を弁済する。(四) 塚田・蒲原については地頭進止とする。これから分かることは、郡司は六ヶ村のうち二ヶ村を地頭に渡し、残る四ヶ村について貢納の約束をして下地を確保したということである。したがって、既に比志島等五ヶ村を郡司職から分離させられた税所氏であったが、今回はさらに二ヶ村を地頭に渡し、郡司職に残るのは四ヶ村になったと解釈せざるをえない。郡司職を相伝してきた税所氏は、実益は少なくなりつつも郡司職を保っているという有様なのである。尤も、多くの事例では、和与できるのは郡司が失われつつあった村の權益を回復した場合であり、このときも地頭に横領されていた四ヶ村については郡司が職権を確認したと考えた方がいいかもしれない。ついでに触れておくと、早く建久九年(一一九八)に惣地頭忠久に知行権を渡した満家院郡司名田について、今回和与した税所篤秀が横領していると惣地頭に訴えられている。この時期、満家院の郡司職としての税所氏を代表した篤秀は、満家院の惣地頭と激しいやり取りをしており(弘安八年(一二八五)一〇月二五日「静信申状」)、郡司職の維持に貢献した。

名主職の成立

ところで、かつては郡司職のなかにあった地域(村ともいう)のうち比志島・西俣・城前田・上原園が重賢に伝領された。つまり一般的に言うところ、比志島・西俣・城前田・上原園の地に名主職が生まれ、それが重賢に渡されたのである。満家院の場合は郡司職のうち比志島等四か所の名主職相当職が生まれ、それが郡司職から分離

されたと考えることができる。

ここで当時の「村」について触れておきたい。村はしばしば名と呼ばれるのが普通であった。尤も名と村とは元来は別で、名は経営年貢納入の単位であったが、村は地域的に一括できる生産、生活として年貢納入の単位となるものだった。当時は、名を主とする体制が村に移行し始めた時期であった。

2 名主職

比志島氏

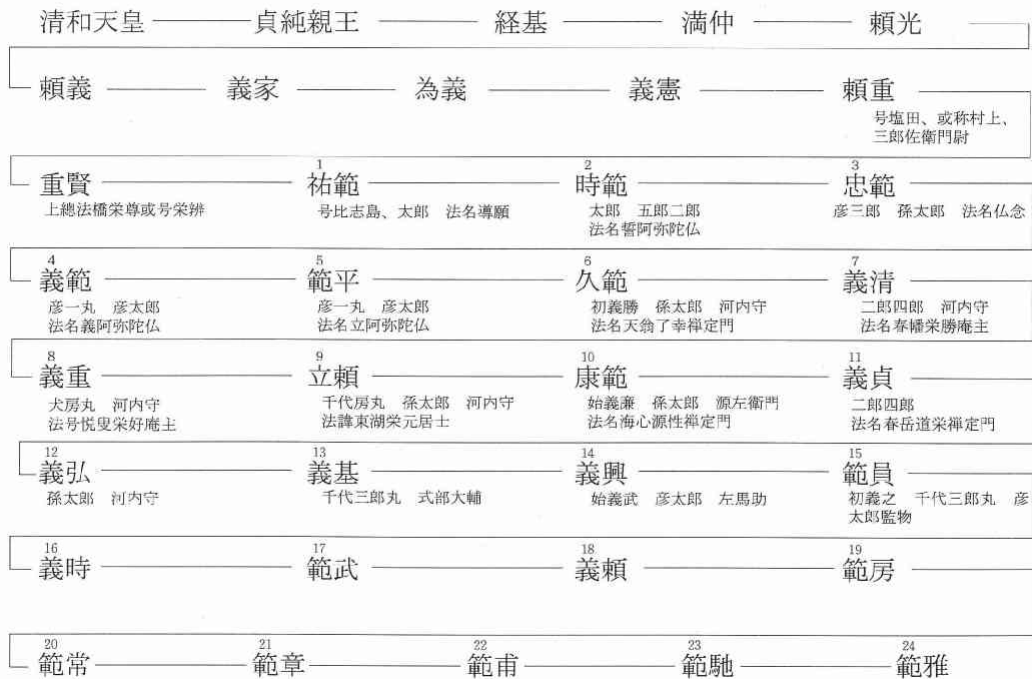
この比志島・西俣・城前田・上原園の地が、文書で確認できるのは、天福元年(一二三三)一〇月二日の契約状である。それによれば比志島・西俣・城前田・上原園の各地は重賢に伝領された。このうち上原園は八郎入道屋敷と注記がある。承安二年(一一七二)に西念から土地を譲られた満家院の院司職の初代とも言われる義平は大藏八郎とも称した。とすれば、この八郎入道屋敷は義平の屋敷を意味しよう。ここは満家院の発生に縁のある屋敷地で、満家院の由緒を象徴していたのである。重賢は満家院の発祥地を所領にしたいという思いを抱いたのであろう。

ところが同契約状によれば、重賢(出家して栄尊)は、先に比志島・西俣・城前田・上原園の四ヶ所を菩薩房から譲渡されたが、それでは不満なので、河田村を含め五ヶ所にして欲しい、これを税所氏が認めないなら「敵人」とみなす、と強い姿勢に出た。名主職が独立した職になって一〇年程度経過すると、次はその対象地を拡大

することが目標になるわけである。

ところで重賢は郡司職を帯びた家柄の系譜を持つとはいえず、郡司職は税所氏に渡し、名主職のみを相伝する村上氏の一員に過ぎない。名主職は、郡司職にも含まれる職で、到底郡司職に対抗できるものではなかった。しかし、重賢は清和源氏系を主張、その子孫は比志島の地に定着して、急速にあたかも地頭のような存在となりつつあったので、所職拡大への執念は強烈だった。とはいっても、名主が郡司に対して、さらに一定の地域を所領として領有したいと要求することは無茶なことであった。それでも重賢は時流に乗って、比志島の領主としての力をちらつかせ、一一年後の寛元二年（一二四四）郡司職の税所義祐と和与し、「五か所」として郡司の承諾を得ることができた（七月一五日「藤原義祐書状」）。その一年後に關東御教書で鎌倉幕府の承認を得て（寛元五年（一二四七）三月二一日）、五ヶ所の名主職として菩薩房からの譲状を得た（同日「比丘尼菩薩房譲状」）。そして幕府の承認を目指し、満家院惣地頭忠時に、五ヶ所として郡司職を離れる理由を「何かの際に郡司の咎に引き惑わされないため」とし、「今後も惣地頭に得分米を必ず納入する」と誓約し（宝治元年（一二四七）六月二三日「榮尊起請文」）、惣地頭の安堵状を得て（宝治元年（一二四七）八月一一日「島津忠時安堵状」）、遂に關東御教書、すなわち鎌倉幕府の承諾を得たのは宝治元年（一二四七）一〇月二九日であった（同日「關東御教書」）。比志島氏の無謀とも思われた河田を所領に加える要求は、五ヶ所の名主職を獲得するという形で一四年目にほぼ完

図2-1 比志島氏系図



全に達成された。

一三世紀半ば以後、比志島氏はこの比志島・河田・西俣・城前田・上原園の五ヶ所の名主職を領有し続け、成立期から二〇〇年近い文安三年（一四四六）になっても、子孫は比志島・河田・西俣・城前田・上原園の五ヶ所の惣領職を嫡子に譲っている（一二月九日「源義清讓状」）。城前田が前田に、名主職が惣領職になっているが、これはまったく同一内容を指していることは明らかである。

だが重賢が建長五年（一二五三）嫡子祐範に五ヶ所惣領職を譲った際、次男盛忠に西俣、三男盛資に河田、四男榮秀に前田、五男榮慶に西俣の辺牟木とそれぞれ代官職を与えられた。言及のない比志島については惣領の直務であるが、上原園については早くも比志島氏が手を引かざるをえない有様で、税所氏の代官上原氏が所領としていた。

上原屋敷と上原氏

ちなみに上原氏は基員のとき紀を称しており、大蔵系加治木一族満家院氏に紀系の者がいたので、それとの関連が窺える。上原能基は郡司職税所義祐の代官で、満家院一分名主上原頼念の養子となって上原屋敷を譲られ（正和二年（一二三三）九月一日「薩摩国守護代本性裁許状」）、小山田の一地域と推定される上原園を拠点にしながら、税所氏領の小山田・油須・郡山・中俣・東俣・

表 2-2 比志島氏本領の関連史料

年次	西暦	文書番号
天福元	1233	372
寛元2	1244	421
		421
		426
寛元3	1245	430
寛元5	1247	439
宝治元	1247	444
		513
		448
宝治2	1248	453
建長5	1253	510
		564・509
正嘉元	1257	565
弘安7	1284	860
正応4	1291	939
		940
正安元	1299	1036
		1037
正和6	1317	1198
応安7	1374	266
応永34	1427	1076
永享4	1432	1113
文安3	1446	1313

文書番号は正和6年までが『鹿児島県史料 旧記雑録前編一』、応安7年から『同 前編二』による。



比志島・川田遠祖招魂塚と墓石塔群



常盤五輪塔群

厚地等にも勢力を扶植できたと思われる。前田については正和元年（一二三二）以降惣地頭らに横領されていた。その前田に補任された代官榮秀は、早く惣地頭に吸収され

た。この通り比志島五ヶ所のうち前田と上原園の両所は、一三世紀後半期既に比志島氏の所領とは言えない状況で、以後も比志島氏はその権益の回復を果たせなかった。

比志島氏の名主職その後

したがって、この期の比志島氏は、一三世紀後半に満家院の田地の五〇町程度を領していたと推定されている。当時の院全体の田数は、引き続き図田帳の数値を用いていたので、それを基準にすれば約四割弱になる。

それでも建前では、比志島五ヶ所は公的な文書には比志島領として掲載された。では祐範の弟が代官で比志島領だった河田、西保はどうか。実は代官職というのは表向きで、実際の経営も任せられ、代官が一切を仕切った。よって分割相続と同じであった。

ここに新しく惣領と庶子の関係が生じた。御家人比志島氏は郡司、幕府、地頭に対しては比志島氏の一家としてまとまり、惣領が代表となつて対応した。が一族間では、惣領が庶子を指揮し、役割を分担した。

御家人比志島氏は二四〇通近い中世文書を伝領する家柄である。

このなかでは御家人役の負担関連文書が少なくない。それを挙げれば①京都大番役、②管崎役所石築地役、③異国警固番役、④管崎石築地地修理役、⑤造勝長寿院並建長寺唐船勝載物京都運送兵士役、⑥正八幡宮造営役、⑦宇佐弥勒寺用途並米等で、惣領が貢納責任者として一族に配分し負担させた。しかし諸役の負担については一族間で争論が続いた。

第六節 蒙古襲来と満家院

1 モンゴルが元朝となり、日本を襲う

文永の役

一三世紀半ば、アジア・ヨーロッパ両大陸に及ぶ史上例をみない大国家を形成したモンゴルでは、一二〇六年初代皇帝チンギスハーンが即位、一二六〇年第五代皇帝フビライハーンが即位した。即位後フビライは直ちに南宋攻略を目指した。日本は南宋と交流があったので、フビライは高麗を通じて日本と南宋を切り離そうとした。

一二六五年、高麗出身の趙彝ちやういがフビライに対日交渉を奏上し、一二六八年にはフビライの使者が大宰府に来て交渉を要請した。幕府はこの要請を拒否、執権北条時宗を先頭に御家人主体の防衛体制を作り、神仏に祈祷した。文永八年（一二七二）には九州に諸領を持つ東国御家人に九州下向を命じ、翌年には石築地の造営、警固番役が始まった。

フビライは一二七一年に元を国号とし、一二七二年南宋を制圧、高麗で反抗した三別抄を撃破、一二七四年正月、高麗で九〇〇艘の兵船の建造に着手、モンゴル人・女真人・高麗人・漢人男女二万六〇〇〇を載せ、一〇月三日合浦を出航、二〇日博多湾に上陸すると、鉄砲・集団戦法で御家人を押さえ込み、夜は船に引き上げた。翌日湾内に軍船は綺麗になかった。帰還の指令が出ていて、夜中に大風が吹き荒れ遭難したが、日本では神風が吹いたと信じられた。こ

の一連の戦いを文永の役と言う。

建治元年（一二七五）には、幕府は博多湾に長大な石築地を築き、九州の武士に警備させる計画を実施に移した。石築地は国別に割り当てられ、薩摩は宮崎地区で石築地を築き、警固番役もそこで勤めさせられた。

石築地の本格的な取り組みは翌二年三月からで、八月には完成の予定だった。石築地役の賦課は田数一町に石築地一尺の割りだった。その遺構をもとに石築地、すなわち今では元寇防塁と言いつ慣わされている石塁の規模についての報告によれば、典型的なもので前面、すなわち海側の高さは二・六呎、後ろ側の高さは一・四五呎、上面の幅は二・五呎、底面の幅は三・一呎で、上面と前後は割り石積みであった。なお警固番役は、四季各三ヶ月を国単位で分担した。

弘安の役

フビライは一二七五年の使者が斬られたことへの報復、日本の土地・住民の略取のため、一二八一年にも日本攻撃に着手し、全軍一四万の大混成軍を二手に分け、高麗合浦からは五月二日に九〇〇艘元の寧波からは六月に三五〇〇艘が出航した。六月六日に博多湾で小競り合いの後、七月下旬に鷹島沖で合流したが、閏七月一日の暴風で壊滅的打撃を受け帰国した。この一連の戦いを弘安の役と言う。そして日本では今回もまた神風が吹いて日本を救ったと信じられた。しかし、実際は大陸で育った軍勢が混成部隊で士気が低く、海流も台風も、また航海術も十分に理解できずに乗船していたことを考慮しなければならぬ。

フビライは、日本への再攻撃を考えていたが、計画倒れで実施できなかった。その代わり、一二八二年ヴェトナム、チャンパ攻め、一二八三年ビルマ攻め、一二八四年チャンパ攻め、一二八七年ビルマ、ヴェトナム攻め、一二九二年ジャワ攻めと、毎年東南アジア各国を攻め続けた後一二九四年に没した。この元は一三六八年明の建国まで続いた。

一方鎌倉幕府は自身が倒壊するまで防衛体制を解かず、また犠牲者への恩賞は徳治二年（一二三〇七）になっても終わらないので、動員された御家人らに不満が残った。執権への権力集中、守護の御家人以外の領主の動員、九州の御家人の過大な負担による経済困窮、惣領制では恩賞に預かれない庶子が自立を目指した動きから、御家人制がほころびはじめ、神国思想の高揚などに影響がみられた。室町幕府は鎌倉幕府の方針を堅持、正平三年（貞和四年・一三四八）まで異国警固番勤仕が確認され、応永十一年（一四〇四）まで石築地料徴収が確認されている。

2 動員された満家院の領主

異国警固番役

蒙古襲来に際し、全国でも最も早く、博多津で、異国警固番役に就いたとして、責任者から「請取状（異国警固番役覆勘状）」を貰い、子孫がそれを保管しているのは比志島家である。早めの番役勤仕も見事だが、その証明書である「請取状」を現在まで七〇〇年以上も伝存させたことは驚きに値する。

文永の役の二年も前に、御家人が異国警固番役を負担するように決められ、九州の御家人が北部九州の海浜で蒙古軍の来襲に備えて見張りをするのは過酷な仕事である。今では二年後に来襲したことがわかっているが、当時はどうなるか皆目分からなかったのであるから。また、この時点では防衛のための石築地が無かったため、もし蒙古勢が来襲したらどう対戦すればいいかも分からなかった。そして何といっても、指揮監督役の薩摩島津国守護職の島津久経が現場に到着していなかった。同年現地入りしていた薩摩国御家人には、他に薩摩郡の延時名のよときの名主延時忠俊がいた。なお、この時期にはその他の国の御家人の請取状は今のところ発見されていない。

比志島氏の勤番

河田盛資が比志島二代祐範の代理として、文永九年（一二七二）六月二四日から七月二五日まで博多津に勤務した、という内容の文書には、守護に代わって、筑前等の守護でかつ大宰大弐であり、九州の御家人の指揮に当たっていた武藤資能が証判した（七月二五日「少弐覚恵博多津番役覆勘状」比志島文書七二号）。この武藤家は、後に少弐氏となる。ちなみに同文書では年欠とされている。

以下、文書番号は省略するが、弘安二年（一二七九）一〇月―同三年四月一日祐範、同四年（一二八二）二月一日―五月一日祐範代、同八年（一二八五）正月一日―四月晦日祐範に請取状があり、さらに正応二年（一二八九）から延慶三年（一二三〇）まで続いている。代理を務めた者には前述以外に西俣六郎と同又三郎がいる。終期は弘安四年（一二八一）のことだが、このいつ終わるとは知れない役

目は、比志島氏をはじめ当時の御家人にとって、延慶三年（一二三〇）まで神経と体力をすり減らすこととなったであろう。

石築地役

防衛のために石築地を築き、補修することは、この番役と平行して実施された。当初は各自に任されたが、建治二年（一二七六）から本格的な取り組みが始められた。この分野でも、全国に先駆けて、博多津に築地を築いたとして、責任者から「請取状（石築地役覆勘状）」を貰い、子孫がそれを保管しているのは比志島家である。

建治三年（一二七七）一月二七日に比志島祐範は、管崎地域に課せられた石築地五丈一尺四寸（約一五・五七^ミ）を築き終わつたとして、守護の島津久経から「石築地役覆勘状」を得た。続いて弘安七年（一二八四）後四月二日にも、島津忠宗より管崎地域の石築地五丈一尺四寸分の請取状を得ている。正応元年（一二八七）五月には、忠判が管崎地域の石築地五丈一尺四寸の「裏加佐」を終えている。この件は「川田文書」に記録があり（五号、正応二年（一二八八）四月五日「島津忠宗覆勘状案」）、内容は石築地の修理と見られている。参考までに述べれば比志島文書には一六 points の覆勘状が伝存している。覆勘状の数で全国最大級の古文書集である。

ところで石築地役の賦課基準は、大隅国では田数一町に一尺なので、薩摩国もこれと同一とすると、比志島氏の基準の田数は五一町四段となる。蒙古襲来以前には考えられないことだが、異国警固番役、管崎役所石築地役、管崎石築地修理役は、一円荘、寄郡を含む島津荘全体に課され、当時一国平均役と称された。

表 2-3 比志島文書中の諸役覆勘状

年次	西暦	文書名	発給者	受給者	種別	文書番号
文永9. 7. 25	1272	少式覚恵博多津番役覆勘状	少式	河田盛資	b	995
建治3. 1. 27	1277	嶋津久経(久時)築地役覆勘状	久経	太郎	a	780
弘安3. 4. 1	1280	筥崎警固番役覆勘状	重複	代官	太郎	b 815
弘安4. 5. 1	1281	筥崎警固番役覆勘状		右衛門尉		b 830
弘安4. 5. 1	1281	筥崎警固番役覆勘状写			b	830
弘安7. 後4. 21	1284	島津忠宗筥崎石築地覆勘状	忠宗	太郎	a	852
弘安8. 5. 1	1245	島津忠宗筥崎警固番役覆勘状	忠宗		b	865
正応2. 12. 15	1289	島津忠宗警固番役覆勘状	重複	忠宗	太郎	b 928
正応2. 12. 15	1289	島津忠宗警固番役覆勘状				b 928
正応3. 12. 15	1290	島津忠宗警固番役覆勘状	忠宗	太郎	b	932
正応4. 12. 23	1291	薩摩国守護代本性要害警固番役覆勘状	本性	太郎	b	949
永仁元. 12. 晦日	1293	島津忠宗警固番役覆勘状	忠宗	孫太郎	b	984
永仁2. 7. 30	1294	島津忠宗警固番役覆勘状	忠宗	太郎代	b	990
永仁6. 12. 1	1298	島津忠宗警固番役覆勘状	忠宗	孫太郎	b	1030
延慶3. 12. 15	1310	薩摩国守護代本性警固番役覆勘状	本性	孫太郎	b	1137
		筥崎石築地覆勘状	欠	欠	a	なし※

・種別 a : 石築地役 b : 警固番役
 ・文書番号は『鹿児島県史料 旧記雑録前編一』による。※印は『同 諸氏系譜三』「比志島文書」によると145号

石築地役の長期継続への不満

比志島氏の石築地役は、本人は当然負担したが、一族諸氏を挙げ取り組むべきものと決まっていた。それどころか御家人、非御家人にかかわらず負担することになっているが、北部九州の戦場では御家人が前面に出るのが当然で、満家院でも「請取状」に記載されるのは御家人であった。かなり多くの地域で御家人役を担当したのは地頭であったが、満家院では、御家人として登場したのは比志島氏であり、この時期、比志島氏は満家院の地頭と言ってもいいような活躍だった。

そこで御家人比志島氏は、負担の一部を一族の河田氏や西俣氏などに、田数に応じて割り振っていった。彼らは当初張り切って、割り当てを負擔した。文永九年(一二七二)河田氏が異国警固番役を比志島氏の代理という名目で果たしたことは先述した通りで、永仁二年(一二九四)に西俣又七郎が異国警固番役を勤仕したことも請取状で確認できる。しかし、最初から三〇年以上経過すると、人物が入れ替わり、また周囲の状況も変わり、一族庶子の中には、その割り当てを拒む者も出てくる。一四世紀に入った嘉元四年(一三〇六)石築地の破損箇所は長さ二丈分、つまり所領田数二〇町分の賦課を、比志島惣領家が立て替えて修理することになったが、これについて薩摩守護所の奉行人は、石築地役を拒む庶子がいたら、使者を派遣し処置すると命じている(正月二八日「薩摩国守護奉行人連署奉書」)。

この事態は、長期化した結果発生したことで、全体を見ると、満家院では、比志島惣領家を先頭に、全国に先駆けて異国警固番役に

従事し、また石築地役も同様全国に先駆けて負担し、現地で作業を進めた。この異国との戦いの取り組みは、少なくとも四〇年以上継続した。この長丁場を乗り越えられたのは、建久凶田帳に記載された満家院の全田数にかかわった者が、物質的かつ精神的に必要な負担を果たしたからであろう。実際に現地へ行った比志島氏の惣領家や一族庶子の行動は史料、それも根本史料である古文書によって明瞭になっていくのであるが、それは満家院の全住民が蒙古襲来に対応した実績に支えられたことを意味している。中世前期の満家院の日常については、直接の史料は多くはないが、大事件であった蒙古襲来への比志島氏の対応から以上の様にまとめられる。

第七節 中世前期の御家人、非御家人

中世前期の満家院をリードしたのは地頭や郡司であった。しかし彼等とともに、あるいはそれ以上に満家院で大きな力を発揮したのは御家人といわれた人々であった。その御家人が載る中世末期の史料が「薩摩国御家人交名注文」文保元年（一二二七）七月晦日（『鹿児島県史料』「旧記雑録 前編一」一二二〇号）で、先行する研究もあるのです、それによってまとめていきたい。

満家院の御家人は次の七人であった。①比志島忠範 比志島家の当主で惣領、②西俣久盛 比志島氏の庶子家西俣家当主で西俣名の代官、③川田佐清 比志島氏の庶子家川田家当主で川田名の代官、④中俣成能の子孫 税所氏の一族、⑤山口入道 比志島氏の庶子家（祐範の弟義隆の後か） 西俣名辺木の代官、⑥大丸犬一丸 比志

島氏の一族で油須木の犬丸出身者、⑦厚地座主取納使 税所氏の一族。以上御家人は比志島氏とその一族五人、税所氏一族二人であった。

そして御家人に相当したが、何らかの理由で非御家人だった者が三氏いた。それは①上原氏 税所氏の代官出身、比志島氏と関連が深い競合関係がある、②郡山氏 大蔵系加治木氏、比志島氏と関連が深い競合関係がある、③小山田氏 比志島氏の一族。

中世前期初頭には、御家人は院司職の満家院司氏のみで、非御家人は確認できなかったが、末期には御家人が七氏になり、それに加え優勢な三氏が非御家人として確認できるのであり、中世前期の満家院が変わったことを明確に教えてくれる。これらに関連する遺跡も少なくない。

【参考文献】

江平望「改訂島津忠久とその周辺」（平成十六年六月）
伊原今朝男「荘園制支配と惣地頭の役割―島津荘と惟宗忠久」（『歴史学研究』、四四九号）
黒川高明『源頼朝文書の研究』（昭和六三年七月）
五味克夫「薩摩の御家人について（一・二）」『鹿大史学』6・7、昭和三三年二月・三四年二月）、「薩摩国御家人比志島氏について」（『鹿大史学』8、昭和三五年二月）、「大隅国御家人税所氏について」（『鹿大史学』9、昭和三六年十一月）
永井晋「比企氏の乱」：『鎌倉幕府の転換点』、平成一六年二月
川添昭二「注解 元寇防塁編年資料」（昭和四六年三月）

第三章 中世中期

第一節 鎌倉幕府の崩壊

1 朝廷の倒幕の動き

皇統分立と文保の和談

i 後嵯峨上皇

鎌倉幕府を承認せざるを得なかった後白河上皇は、院政を二回行なった。その二回目よりの天皇である安徳天皇を初代として八代目の天皇が後嵯峨天皇（一二四二〜四六年在位）であった。後嵯峨上皇は、皇子のなかから後深草天皇（一二四六〜五九年在位）、龜山天皇（一二五九〜七四年在位）の二人を即位させたが、治天の君（最高の実権者）を決めることができないまま、蒙古襲来を直前にした文永九年（一二七二）に没した。

後深草上皇の院政か龜山天皇の親政か決め兼ねた朝廷は、幕府に決定をゆだねた。幕府は、後深草・龜山両天皇の生母に、後嵯峨上皇の意向を確かめ、龜山天皇親政と決めた。天皇は二年後皇子を後宇多天皇とし院政をはじめ、他方、後深草上皇は失意から出家を決めた。これを知った関東申次西園寺実兼は幕府と図って、後深草上皇の熙仁親王を後宇多天皇の皇太子とした。皇太子は弘安一〇年（一二二七）伏見天皇になった。なお伏見天皇の弟久明親王は正応二年（一二八九）鎌倉第八代將軍となっている。

伏見天皇が持明院を仙洞御所としたので、後深草天皇とその子孫

を持明院統（持と略す）、龜山天皇と子孫を大覚寺統（大と略す）と呼称し、以降皇統は後深草（持）、龜山（大）、後宇多（大）、伏見（持）、後伏見（持）、後二条（大）、花園（持）、後醍醐（大）、光厳（持）と両統がバランスよく交互に皇位を継ぐことになった。

ii 文保の和談

文保元年（一二二七）、皇太子であった大覚寺統の尊治親王（後の醍醐天皇）などは、人格高邁とはいえ在位が九年と長期になった花園天皇に退位を迫り、幕府に支援を訴えた。幕府は両統で協議するよう指導し（文保の和談）、翌文保二年親王が即位し、皇太子に後二条上皇の那良親王、その次の皇太子は後伏見上皇の量仁親王と決めた。

即位した後醍醐天皇は二九歳、幼年で即位する慣例に反し成年であったし、古代律令国家最盛期であった延喜天曆の治を目標にして、ときの醍醐天皇（八九七〜九三〇在位）を理想とし自ら「後の醍醐」を称した。

後醍醐天皇は院政を廃止し、日野資朝、吉田定房らを登用し親政に移行したが、那良親王が早世し、その後、皇位を持明院統が継ぐことに納得できず、わが子による皇位継承を望み、和談による決着を否定し、それを仲介した幕府を倒そうと考えた。

正中の変と満家院

i 正中の変と薩摩にもたらされた情報

後醍醐天皇は無礼講による会合で同志を募り、元亨四年（一二三二）

四) 九月二三日の北野祭の混雑にまぎれ、六波羅探題(鎌倉幕府の京都の出先機関で、尾張以西地域の行政)を襲う計画を練りあげた。しかし土岐頼員の油断から六波羅に察知され失敗した。これが正中の変である。

この六波羅襲撃計画に幕府転覆の意図があったと分かると、「京都事件」と呼ばれ、薩摩には「二月五日に関東から早馬が下着し」(旧記雑録前編卷一四)、その詳報が伝わった。薩摩の御家人の中からは市来院の川上家久や、薩摩郡の延時忠種らが直ちに鎮西探題へ馳せ参じ、一〇月二〇日には披露されている。この通り幕府も守護・御家人もそして全国各地も騒然となった。警戒を強めた幕府は守護に、管轄している国の御家人を動員し組織を引き締め、さらなる反幕府運動を未然に止めようとした。

ii 守護の軍勢催促(正中元年)

満家院では蒙古襲来以降四〇年近く、守護の統率のもと御家人が組織的に動員されるような事件はなかったが、今回正中元年は同建長六年(一二二四)十一月一日、薩摩守護島津貞久が「鎮西探題から、今度の騒動を沈静化するため、先ずは博多に軍勢を結集するよう指令があった。直ちに陣の準備に当たれ」と御家人比志島氏の当主忠範に命じた(比志島文書二〇八号)。守護による、御家人への軍勢催促である。

薩摩全域に同様な指令が出された。当時七人の御家人がいた満家院は、院の惣地頭職が薩摩国惣地頭すなわち守護の管轄下にあったので、院内全地域で軍勢を編成する動きがあったと思われる。

京都の、それも朝廷内のできごとに過ぎないとみえた無礼講は、この様な波紋を生むことになった。

iii 守護と満家院御家人比志島氏の関係

当時守護と御家人の関係は微妙で、比志島氏の場合も先述のように一〇年以前から城前田を守護方に横領されていると訴訟していた(正和元年(一二二二)六月十日「僧栄秀請文」比志島文書八二号)、前年、前々年と惣地頭の代官津性が「刈麦狼籍」したと訴えていた(元亨三年(一二三三)「比志島忠範内義範重申状」比志島文書一〇六号)ので、守護とは意見が衝突するところもあった。

しかし、守護の軍勢催促は比志島氏宛てに個別に出されており、まずは友好的な関係であったと思われる、旬日を経ずして、満家院の軍勢を率いた比志島氏は、守護の催促に応じた。しかし急々な動員で、島津氏の軍勢編成は順調というわけにはいかず、守護島津氏からは、明後日には集合してもらおうが、それまでは待機せよと命令されたりした(十一月二〇日「島津道鑑書状」比志島文書一〇九号)。この島津氏による薩摩の軍勢編成については史料がない。それでも比志島文書のお陰で、正中の変が当地域(満家院)に影響したことを垣間見ることができる。

元弘の変

i 正中の変後の満家院

京都を含む畿内では、後醍醐天皇が主導する鎌倉幕府への攻めの姿勢が、得宗専制に不満を持つ御家人ばかりか非御家人の共感をも誘っ

た。また全国各地で幕府の制度疲労に起因する訴訟が増加し、新しい経済活動の刺激が目立ってきて、これらが幕府への反発を助長した。

満家院でも正中元年（一二三四）の正中の変の騒動以降元徳元年（一二三九）まで毎年連続して、比志島文書にみえるものだけでも次の様に訴訟事件が発生した。①正中元年（一二三四）比志島忠範が、伊集院忠国に貸した二五貫文を巡って訴訟があり、②正中二年（一二三五）税所氏に繋がる上原基員が、鹿兒島郡司の下人乙次郎一類を拘束したと訴えられ、鎮西探題の裁許があり、③嘉暦元年（一二三六）入来院地頭代貞雄と比志島忠範との間で、諸三郎童の鬼太郎男の平三郎・次郎検校の所当米所について訴訟があり、④嘉暦二年（一二三七）満家院の雑掌が、比志島忠範を一七一年間にわたって、比志島名の「年貢七〇石と野稻所当・麦粟地子・芋桑代色々の済物」を抑留したと訴えたが、この訴えは偽りであると忠範の代理義範から異議が出され、⑤嘉暦三年（一二三八）満家院の河田右衛門太郎入道々教は、扶持人と領内百姓が負累米一〇石四升と錢三〇〇文を弁済せず敵対したので召しあげたいと訴えているので、そうして欲しいと比志島忠範が申し出、⑥元徳元年（一二三九）忠範の訴え通り、蒲生宗清は所従の千与王女母子を開放すべきであり、宗清については咎があるので所領五分の一を召しあげ、母子を忠範に渡すべしと鎮西探題が決定した。

以上、満家院で毎年一件に限って取りあげたものだが、連年訴訟が続いている様子は明らかであろう。これは郡の単位を超えて土地、百姓、所従・下人、米・錢など多岐にわたって權益が錯綜し、幕府

のシステムが有効に働いていないと思わせるので、大変なことである。しかし大変ではあるが、満家院だけ特別だったわけではない。むしろ目立った事件の発生していない場所、つまり薩摩の平均的な行政地域のひとつで、日常生活が静かに繰り返される地域だった。もしこれが畿内だったら、訴訟の大半は武力を伴ったに違いない。この時期、畿内の山岳地帯で、突然の戦いをしかけ、活躍する人物が登場するのは、本人の才覚に加えて、このような社会的な背景があったことを無視できないと思われる。

ii 元弘の乱と満家院

正中の変以降も、後醍醐天皇は引き続いて嘉暦元年（一二三六）延暦寺で中宮の安産祈願と称し関東調伏の祈祷を催し、元徳元年（一二三九）から興福寺、比叡山へ行幸し僧兵と意を通じ、日野資朝らに山伏姿で情報を集めさせて再蜂起を目指した。元弘元年（一二三二）になると、六波羅の監視は厳しくなり、後醍醐天皇の一連の行為は幕府を倒そうとするものと見透かされ、その動きが制約された。そこで八月に入ると、後醍醐天皇は本陣を笠置山に置いて蜂起し、九月には、二〇万八〇〇〇という幕府軍に包囲され堪えたものの、一〇月河内金剛山麓の赤坂城に率兵した楠木正成を頼ろうとして、捕縛された。これが元弘の乱である（『太平記』）。

正中の変の際、京都で事件が発生すると、満家院が軍勢を派遣する事態になったことを述べたが、元弘の乱の規模はかつてとは比較にならない程大きい。

太平記や系図によれば、島津氏のもとで、一〇月以前に比志島一

族の小山田景範（忠範の二男）、辺牟木義英（祐範弟の義隆の孫）らが博多の鎮西探題に馳せ参じた。薩摩国守護職の島津貞久は一月十五日には赤坂城を包囲する鎌倉幕府軍のなかにいた。薩摩の御家人で、「京都御騒動のことにより」鎮西探題に馳せ参じたことが文書で確かめられるのは、一〇月一七日宮里郷の執印俊正、同一九日市来家久と日置の上原尚友で、それぞれ披露を済ませていた（「旧記雑録前編卷一六」）。

守護島津貞久は管国薩摩の御家人に、正中の変の際と同様軍勢催促をした。同年（二三三二）一月二十九日比志島氏は「この度の京都騒乱について馳せ参ずれば着到を付ける（名簿に記す）」との指令を守護代から受け取った。島津氏が薩摩の御家人を中心にして軍勢を編成しようとしたのである（比志島文書一六四号）。

このとき幕府軍は長陣に戦意を喪失していたし、苦戦していることも情報として満家院にも届いていたので、正中の変のときとは異なり消極的な対応になった。

2 後醍醐天皇と足利尊氏

後醍醐天皇の配流と脱出

i 配流

幕府に捕縛された後醍醐天皇は翌元弘二年（二三三二）三月隠岐に流され、同月光厳天皇が即位した。皇統が二分していたこともあって後醍醐天皇が廃帝になると、すぐ次の天皇が即位し、幕府は一見したところは安泰だった。

しかし同年一月千早城で楠木正成が再挙し、廃帝とされた後醍醐天皇の皇子大塔宮護良親王が吉野で挙兵して、倒幕を呼びかける令旨を出した。

これに対し幕府は六万といわれる軍勢を出陣させ吉野を制圧し、さらに援軍を加え一〇万を超えたともいう大軍勢で千早城を包囲した。再度幕府軍として千早城攻めに加勢した島津貞久は、同年（光厳天皇は改元し正慶元年（二三三二））二月一日鎌倉将軍家から勲功の賞として周防国楊井荘領家職を宛行われた（島津家文書四一号）。

多勢の幕府軍は、翌正慶二年（二三三三）になっても千早城を攻略できなかったが、貞久は幕府方として鎮西探題に従っていたようである。

ii 隠岐から伯耆へ

隠岐に流されながらも在位を主張しつづけた後醍醐天皇は、同年（二三三三）閏二月名和長年らの助力で伯耆の船上山に登り、倒幕の論旨を出した（『太平記』）。後醍醐天皇は幕府の拘束から脱出したのである。

樺山文書には、隠岐に配流されていた時期の同年二月三日付で後醍醐天皇が貞久を日向国守護職に補任する論旨の写しがある（「旧記雑録前編 卷一七」）。発給日が極めて早いけれども、後醍醐天皇の気配りから実際に発給された可能性はなきにしもあらずではある。もちろんこの時点では、この論旨が実行できるとは、誰も考えていなかった。後醍醐天皇の心意気を示したものである。

この文書は、島津家では一三〇年前に北条氏に理不尽にも奪われた日向国守護を返付されたものと歓迎された。鎌倉幕府ではありえないことである。そしてこれは後醍醐天皇方が、周到に全国各地の幕府に対する不満、すなわち執権北条氏の強引な行動に関する情報を収集していたことを物語っている。島津氏など北条氏から冷遇されていた御家人は後醍醐天皇に大いに期待を寄せるようになった。が島津氏は慎重で、引き続き幕府方として行動した。

尊氏、反乱を決意

幕府は元弘三年（一三三三）三月に六波羅支援のため足利尊氏らを大将に三〇〇騎を派遣した。北条氏のもとで逼塞させられていた尊氏は、四月に近江鏡宿で後醍醐天皇の綸旨を賜りこの誘いを受け入れたが、慎重に事を進め、後醍醐天皇に寄せる内々の意向を示すことなく幕府勢として京都に入り、船上山攻めを装った。

この四月一日、鎮西探題の英時は、島津貞久に御家人の中には守護に従わず国許に帰陣したり、他国に向かう者がいると聞かすが、そういう者がいたら知らせよう命じた。島津氏自身既に後醍醐天皇と繋がりがあつた様に、御家人の幕府離反が目立ってきたが（「旧記雑録前編 卷一七」）、島津氏も表面は鎮西探題に従っていた。そして尊氏は、京都から丹波篠村八幡に至ると倒幕の旗を掲げる。鎌倉幕府の大物御家人のなかで最初の反幕府宣言であり、反幕府勢力に大きな刺激となった。

尊氏はその直前の四月二九日付で「伯耆国の後醍醐天皇より勅命を蒙り、馳せ参ずることにした。協同してもらえば本望である」と

島津貞久に書状を書いた。尊氏は諸国の御家人に対し、公然と軍勢催促を行ったのである。このとき尊氏は既に鎌倉幕府後の政權構想を持っていたと言っている。島津氏もこれで幕府に決別することに決めた。

この貞久宛ての四月二九日付尊氏書状は、髻もと文書といわれる小さな絹に書かれたもので、髪もとの毛に隠されて運ばれた。当文書は縦八寸、横七寸弱、島津家に伝来され、現に島津家文書中に表装を施されて大切にされている（島津家文書四三号）。

ちなみに同文書発給の前日、四月二八日付後醍醐天皇の綸旨も現在島津家文書中に伝存している（同四二号）。この綸旨は貞久を大隅国守護に補任するものであり、同年（一三三三）二月三日付の貞久を日向国守護に補任した綸旨と一体のもので、大隅日向の守護職回復を目指した島津氏は、ここに相伝の薩摩国守護職と合わせ南九州の三か国守護となったと大きな安堵感を持つことができ、幕府から島津氏を切り離す効果があった。

第二節 建武政権と足利政権

1 尊氏勢が六波羅を襲い鎌倉幕府が崩壊

幕府が倒れる

尊氏は赤松氏らと同様（一三三三）五月七日に京都六波羅を攻略した。関東では新田義貞が本貫地の新田荘の生品明神で挙兵、二二日には鎌倉に突入し激戦のうえ、翌二日に北条高時を東勝寺で一

族とともに自殺させ、鎌倉幕府を倒した。

これより以前三月に肥後の菊池武時が鎮西探題を襲撃したが、逆に探題の北条英時に討たれてしまった。このとき島津氏ら西海道の有力守護は反幕府行動に踏み切れなかった。これは西海道のみでも五一ヶ所もの北条氏領があったことによる圧力であろう（石井進「九州諸国における北条氏領の研究」）。しかし後醍醐天皇や尊氏からの軍勢催促を得、守護職を安堵され、反幕府勢が多数派になりつつあり、鎌倉で得宗家の崩壊が分かると、北条氏に横領されていた所領・権益の回復を願った貞久は、薩摩の御家人を率いて少弐氏、大友氏とともに、五月二五日博多で鎮西探題北条秀時館（宿所とも）の北門に押し寄せ、築地を乗り越え、英時を自殺に追い込み、英時の従者次郎兵衛尉らを生け捕った。この鎮西探題攻めは、「鎮西合戦の静謐」と称され尊氏から賞賛された（同年六月一〇日「足利尊氏書状」）。この合戦の軍忠状によれば、島津宗久道慶・忠能、二階堂行久、指宿郡司彦次郎入道成栄、渋谷典重が見える（「旧記雑録前編 卷一七」）ばかりで満家院関係者は見当たらない。

建武政権と内裏番役

i 京都に政権が誕生

後醍醐天皇は六月四日入京、五日二条富小路に還幸、まずは持明院統所領と公家・寺社の所領とを安堵するとともに幕府関係者の所領を停止し、政権誕生に努めた者に恩賞を付与した。ここに天皇親政（天皇を頂点とした）で、公家を主構成員とした新政権が生まれた。求心力の強い建武政権である（建武の年号は少し後で生まれた）。

天皇は絶対的権威を示すため、全国の土地領有は綸旨で決めるとして個別安堵法を公布した。このため所領安堵を求める人たちが全国から京都に殺到し大混乱が生じた。そこで七月には当面は北条関連の所領に限って適用するとし、当知行安堵は旧来通り国司によると諸国平均安堵法に戻したが、これは朝令暮改と受け止められた。

所領安堵といえは比志島氏の場合も、その伝来文書中に後醍醐天皇の綸旨の写しを含んでいる（比志島文書一五七号）。この綸旨は「満家院内比志島以下」、「義範当知行」の文字はあるが、奉じた者、日付等を欠いていて、所領安堵を意味しているとは思われるが、実際の発給を確かめる手だてがなく、「比志島氏系図」でも、本来なら入るべき義範の項に採用していない。

建武政権はさらに政治機構を整備し、元弘四年（一二三四）一月には年号を建武とし、大内裏造営をはじめ、地頭等の収益に二〇分の一の課税をして、この経費に充てることにした。だが造営には反発が強かったので、同月徳政令を出した。

島津貞久は建武元年（一二三四）九月一〇日鎮西警固と日向薩摩両国の警固を命じる綸旨を得て、一二日に尊氏の施行状を得た。後に両国の守護職補任があり混同されがちだが、これは警固のことで管国の治安の維持を命じられたものである（島津家文書四七・四八号）。

ところが、かねて意見の対立していた護良親王と尊氏の抗争が激化すると、護良親王は一〇月御所で名和長年に逮捕された。建武政権は早くも求心力を喪失した。

ii 内裏大番役

建武二年（一三三五）三月一日には、政権の組織も体制も整備され、「内裏大番」役の制が定められ、諸門での勤番が始まった。その内裏大番の先陣を切ったのが薩摩であった。薩摩では守護による御家人統率の体制が持続できていたので、鎌倉幕府期の形式に従って大番役が実施された。三月一日から四ヶ月間で、比志島文書によると比志島義範を含む一三人が在番した。この役務の際、二条万里小路南方にある薩摩国の役所に、各自が鎧、冑、直垂ひたなれ、調度を懸けて参集するよう指示された。激動の京都で建武政権下、満家院御家人比志島義範が貞久に率いられて大番役を勤仕した。満家院から同行した者がいたであろう。

尊氏、独立政権樹立に

i 時行の叛乱

建武政権には、鎌倉御家人や北条氏の縁故者として所領を奪われた領主たちが反発していた。

元弘三年（一三三三）の奥州での名越時如・安達高景の挙兵以下何件もの反乱を生んできた。同建武二年（一三三五）に入り一月には長門探題北条時直の遺児ら、二月には北条一族赤橋重時らの反抗があり、六月には北条高時の弟泰家、高時の子時行に西園寺公宗とその一族、廷臣橋本俊季らが反乱しようとしていた。

これら高時の縁者の計画は、持明院統の後伏見法皇を担ぎ出し、後醍醐天皇を暗殺し、全国で北条一族が決起するという大規模なものだったのだが、公宗の異母弟公重の裏切りで暴露された。京都の

関係者は逮捕されたが、建武二年（一三三五）七月一四日には諏訪頼重に擁された時行が挙兵し、信濃国守護小笠原貞宗を破り、二二日には鎌倉に侵入したので、足利直義は、三河まで脱出せざるを得なかった。なおこのとき、護良親王は、直義の手の者によって討たれた。時行の動きは組織性が高く政権に動揺が走った。

京都にいた尊氏は反乱軍を討とうとして、征夷大將軍への補任を望んだが果たせなかった。尊氏は、天皇の了承を得られないまま京都を出陣した。このとき在京の武士の過半が尊氏に従った。尊氏は、時行に追われ逃れていた直義を援けると、小夜中山、箱根で反乱軍を粉碎し、鎌倉において將軍を称し、従った武将に恩賞を与え、奥州管領を設置した。明らかな尊氏の独立化で、建武政権からは尊氏の謀叛であったが、直義、尊氏側は、新田義貞の責任を問うと称し、一月から京都を目指し進軍をはじめた。

ii 尊氏、京都から九州に

尊氏は建武三年（一三三六）に入ると、一月に京都に入ったが、北畠顕家や義貞らの追撃をかわそうと、光厳上皇の院宣で正統性を主張し、一気に九州博多の多々良浜に入った。この間貞久は、建武二年（一三三五）一二月三日には東山道にあつて（「旧記雑録前編 卷一八」）、洞院美世らと建武政権方の軍勢を率いていた。

ところが、一月二七日尊氏方が京都で新田義貞、脇屋儀助らと対戦した際の軍勢に南九州勢が含まれていた。鴨河原での戦いに尊氏方貞久に従った本田氏に功があり、法城寺での戦いに尊氏方貞久に従った国分氏に功があり、二八日には本田氏が生け捕った所従につ

いて貞久が尊氏に報告し、二月一〇日には西宮で、尊氏方貞久に従った国分氏に功があり、同一三日赤間関で島津忠能、河田氏などが貞久と尊氏を迎えたという（『旧記雑録前編 卷一八』）。この通りだとすれば、貞久は建武三年一月以降尊氏勢だったことになる。が二月三日前後に兵庫付近で尊氏に合流した（『鹿児島県史 第一巻』第四編第四章）とも言われている。この通り貞久の加勢については両説あつて時期を決められないが、瀬戸内海を移動中の尊氏勢に加わつていった。ここまで満家院関係者の消息は明確ではない。

2 九州、中国地方での戦い

多々良浜の戦い

九州（西海道はこの時期から九州と書かれるようになる）に上陸した尊氏は、建武三年（一一三六）三月二日、少弐、大友、島津に千葉、宇都宮、高らを加えた三〇〇騎で多々良川河口北岸に、そして迎え撃つ菊池方の数万騎は多々良川河口南岸に対陣した。このとき、突風による大砂塵を利用した尊氏は、地形を活用したことで相まって、数の劣勢を乗り越えて菊池勢に勝利した。多々良浜の戦いと呼ばれている。

この戦いで小山田景範は戦功を挙げて足利直義感状が与えられた（『島津国史』 卷之五）。景範は守護貞久のもと、満家院の比志島氏を代表して参加したものと思われる。

湊川の戦い

多々良浜の戦いに勝利した尊氏は大宰府で、九州確保のため仁木義長、畠山直頭を置き、島津貞久には肝付兼重、伊東祐広に対処するよう策を練り、上京するため、建武三年（一一三六）四月二日博多を七〇〇艘の大水軍で出航した。五月五日備後鞆津の軍議で陸路を直義が、海路を尊氏が指揮すると決め瀬戸内海を東進した。これを迎え撃つ建武政権の軍議では、正成から尊氏を京都に引き入れ、義貞が比叡山、正成が河内から挟撃する提案をしたが受け入れられなかった。政権側は総大将新田義貞のもと兵庫で対戦することにし、山側の会下山に一五〇〇騎程を率いる正成を置き、既に白旗城攻めをしていた義貞は一万騎程で和田岬に布陣、その東側経島に、義貞の弟脇屋義助が五〇〇〇騎程で布陣した。

明石に集まった直義軍は五月二五日期、山寄りに安芸・長門勢を率いた斯波高経、中央に赤松円心、大友高継を率いた大将直義と副将高師泰、海際に筑前・豊前・肥前・薩摩勢を率いた少弐頼尚という陣容で、兵庫を指して出陣、尊氏が指揮する水軍も同時に出航した。午前一〇時頃、最初に関をあげた尊氏の水軍が和田岬に取り付き、義貞勢と戦闘をはじめ、それに呼応して正成勢が三手に分かれて直義勢に相対した。山寄りで楠木正季勢が高経勢の前進を止め、海寄りでは和田治氏勢が頼尚勢の前に立ち塞がり、正成が直義勢の前に出て激しく切り結んだ。正午頃になつても尊氏勢の和田岬の確保は難しかったが、尊氏が朝から説得工作してきた細川水軍が午後二時頃には尊氏側となつて経島に取り付いたため、義貞勢に動揺が走り、和田岬で尊氏勢が優位に立った。そのため正成勢、義助勢も支えきれなくなつてきた。

正成は直義勢を泥沼の蓮池に引き入れ激闘していたが、義貞が和田岬から撤退し始めると、正成も直義勢に押され、午後四時には湊川に後退し、直義勢に包囲され、遂に一族郎党七三騎となった。正成自身一ヶ所に怪我を負って、湊川の北にある一村に入り、小家に火をかけ自害した。一緒に亡くなった者は二十八人だった。事前に子どもへ遺言を残した桜井駅や七生報国の話題でよく知られた楠木正成伝承にかかわることである（『梅松論』、「河内宇礼志野の御荘当雑事」裏書、『太平記』）。この湊川の戦いで亡くなった者を梅松論は七〇〇人とするが、実数に近いのではないかと思われる。

宮方の成立

湊川の戦い後、義貞は京都に逃げ、後醍醐天皇と共に比叡山を頼った。大勝した尊氏は、建武三年（一三三六）六月光厳天皇を説いて弟の光明天皇へ譲位させ、後醍醐天皇へは太上天皇の称号を進呈、その子成良親王を皇太子とし、一月には神器を後醍醐天皇より光明天皇に授受、皇統の伝統的形式に則った儀礼を完了させた。しかし、ここには直義の圧力が大きかった。

納得できない後醍醐天皇は、二月二日軟禁状態だった花山院を脱出、河内の東条を経て高野山金剛峰寺の衆徒を頼って吉野に入り、藏王堂の僧房の吉水院を行宮とした。この政権を吉野朝・南朝・宮方と呼び、後醍醐、後村上、長慶、後龜山各天皇と続き（大覚寺統）、明德二年（一三九二）までの五六年間京都回復を目指した。一方尊氏は、建武三年（一三三六）の九州からの上洛の戦いで実質的に建武政権を倒し、同年一月七日には建武式目一七か条を

定め、室町政権を立てる。同政権は光厳天皇以下持明院統を奉戴し、北朝と呼ばれたが、武家方という呼称が通っていた。

尊氏が將軍になったのはこの二年後であった。室町將軍は鎌倉の源氏將軍とは異なり、全員源姓足利姓で尊氏、義詮、義満、義持、義量、義教、義勝、義政、義尚、義植、義澄、義晴、義輝、義栄、義昭と一五代一人と有名無実の時期も含んで、暦応元年（一三三三）から天正元年（一五七三）まで実に二三五年間存続する。

3 湊川の戦いと満家院勢

比志島氏

建武三年（一三三六）五月二五日の湊川の戦いに陸路の大將直義のもと、少弐氏に率いられて海側から兵庫入りした軍勢には薩摩国の御家人がいた。ひとりには小山田景範で、同年五月二十九日付「軍忠状」がある。もうひとりには比志島義範で、若党ら十余人と共に亡くなるが（『島津国史』）、建武四年（一三三七）九月二日付「島津道鑑安堵状」が残されている（比志島文書一八〇号）。薩摩国御家人ではつきりしているのは以上の二人とその若党などで、全員が満家院関係の御家人とその従者であった。

まず景範であるが、彼は比志島氏一族で、今までに元弘元年（一三三二）元弘の乱に際し、鎮西探題に到着を付け、建武三年（一三三六）二月多々良浜の戦いで戦功があった。それ以来尊氏に同行していたものと思われ、一緒にいた時範は同族である（『旧郷土史・上巻』）。

亡くなった義範は満家院の御家人比志島氏四代当主で、今まで着到を付けたり戦功が記録されたことはなかったが、今回は若党ら十余人と共に討ち取られた。もつとも同行した若党の中には生き延びた者もいたことだろう。湊川の戦いでは多くの犠牲者が出たが、その中でも一御家人としてはかなり目立つ犠牲者数だったと思われる。

戦いから一年以上経って出された安堵状は、子の比志島五代範平に宛てられ、薩摩国守護島津貞久から「親父義範が討取られたのは、忠節が他とは全く異なっているので恩賞は將軍の計らいとなる。取り敢えずは守護の志として「当知行している油須木四町を本領として安堵するので今まで通り領知せよ」と命じられている。

安堵状で「他と異なる忠節がある」と言われているのは、有名な正成と同じ戦いで犠牲者であること、正成と一緒に亡くなった者が二八人いるのに対し、義範は所従とはいえ同時に亡くなった者が十余人もいること、尊氏の室町政権樹立という最終目標に決定的な意味を持つ戦いで尊氏の指揮下にあり、尊氏と同一戦場において犠牲となったことなどに関連があるのではないだろうか。この義範については既に述べたところもあるが、ここでその履歴をみておきたい。

義範

義範は満家院の御家人比志島氏四代目で、父の三代忠範から正安元年（一二九九）八月に院内五か名々主職を相伝し（比志島文書七四号）、元亨二年（一三三二）以降（同一〇三号）父の代理として数多くの訴訟を扱ってきて、比志島文書では元徳三年（一二三二）以降比志島氏を代表するようになっていた（同一〇三号文書）。

建武政権誕生直後の元弘三年（一三三三）の八月には、京都に所領関連文書を持参する書類があり、義範が目録に署名した（同一六五号）。所領の訴訟にかかわるものと思われる、同年末までには上京していたのではないかと推定できる。翌建武元年（一三三四）には伊集院忠国との間に山口田と竹内（あるいは竹中）屋敷の本物返し（買い戻しのできる不動産売買）を巡って争論があり、同年五月には後醍醐政権の裁許を願って、実現させた（同一六七、一六八号）。この件でも義範が上京していたと考えてよければ、前年以来京都にいて、そのまま建武二年（一三三五）の「内裏大番」まで在京していた可能性がある。

建武二年（一三三五）三月一日からは、創設されたばかりの内裏大番役に守護島津貞久の指揮のもとで四ヶ月間従事している。その後の記録は見当たらないが、①そのまま七月以降も貞久に従い尊氏のそばにいたか、②建武三年（一三三六）年一月頃から貞久に従い尊氏勢として行動したか、③三月の多々良浜の戦いに参加し、それ以降尊氏に従ったか、④四月に大宰府を出発した尊氏勢に従ったのか、など様々なケースが考えられる。

比志島文書には、建武三年（一三三六）九月二四日付「比志島貞範・頼秀連署文書請取状」（一七六号）があるが、それは昨年（一三三五）義範が京都で大番の際に賜った文書「綸旨安堵状」「内裏の覆勘状」「守護方覆勘状」を今回受け取ったと、義範の子貞範（家督に就いた範平の弟）らが書いている。義範の勤仕証明書と所領に関する証明書であった。

金崎城攻め

建武三年（一二三三）一〇月後醍醐天皇は、恒良親王と尊良親王に義貞らを付けて越前に、北畠親房を伊勢に、中院定平を河内に派遣して、官方の拠点を作ろうとした。

義貞らは風雪に苦しみながら越前敦賀の気比大社を頼り、恒良親王らと共に金崎城に入った。これを知った尊氏は、建武三年（一二三三）一〇月一四日以降金崎城攻めを始め、翌四年一月大軍を率いた高師泰に金崎城を包囲させ、三月六日恒良親王を捕縛、尊良親王らを自害させ同城を攻落した。義貞は杣山城に移ったが、延元三年（一二三三）閏七月二日藤島城攻めの際に討たれた。

この金崎城攻めに際し、薩摩守護貞久は、建武三年（一二三三）一二月二一日島津頼久を代理として派遣し、本田資兼、莫禰重貞ら薩摩国の御家人が彼に従った。同二三日比志島範平は、直義より「頼久に従って敦賀津の兇徒の城に馳せ向かって軍忠せよ」と命じられた（建武三年（一二三三）一二月二三日「足利直義下文」）。範平の越前敦賀津での具体的活動は、今のところ文書では確かめられないが、越前の敦賀津、中でも金崎城攻めに比志島氏がいたこと、満家院関係者がいたであろうことは疑う余地はない。

激動期の満家院勢

この通り正中の変以降の一四年間近く、鎌倉幕府の崩壊と建武政権の誕生前後、満家院の御家人勢は、薩摩守護のもと全国各地で軍役を果たしてきた。直義の越前敦賀津での軍忠を命じた下文では、その前文で「たびたびの合戦で、比志島氏の郎従等が疵を負った」

と賞賛されている（建武三年（一二三三）一二月二三日「直義下文」）。

これは特に多々良浜の戦い以来の約一年間薩摩守護の指揮下で、西日本各地での軍役に従事した誠実な比志島氏の働きを評価したものである。満家院の歴史の中で、これまで郷土を出て長期間多数の人が、中央政治の結節点で活動したことはなかった。蒙古襲来時に匹敵する働きだったといえよう。なお御家人の軍役は多彩であるし、御家人以外に動員された人がいたことも考えておきたい。以上満家院の住人や、御家人の軍役を主とした遠隔地での動きをみてきたが、これからは満家院を含む薩摩、大隅、日向の各地域で戦いが連続する時期を迎える。

第三節 薩摩とその近辺の動き

1 南北朝期成立期の日向大隅での争い

日向の荘園での騒乱

建武政権による北条氏の所領没収政策に、訴訟ではなく武力で反抗しようとする者が出てくるようになる。既に述べたが、建武元年（一二三三）七月三日島津荘日向方南郷で高時一族の三四人が乱暴（一二三三）七月三日島津荘日向方南郷で高時一族の三四人が乱暴（一二三三）七月三日島津荘日向方南郷で高時一族の三四人が乱暴狼藉、謀叛をしたと地頭が書いた（「旧記雑録前編 卷一七」）。この種の反抗の最初の兆候で、建武政権の求心力が弱まったので、全国的にみると半世紀程遅れて南九州に登場したことになる。

当地域についていえば、薩摩国では守護島津氏が管国を早くから統制し、大隅・日向両国では北条一族が得宗専制の一環として守

護職も掌握し管国を統治していたので、武力による目立った反抗はなかった。ところが大隅・日向では建武政権が一気に北条氏関連の所領を没収したので、全国の動向を追うように反抗事件が発生した。それに比べ薩摩では北条氏一族の権限が他よりは少なく、従って建武政権による所領没収も少なかった（北条氏領があったことは前述した）。とは言え建武元年（一二三四）の不穏な動きは、数ヶ月でおのずと沈静化した。

戦いとなるのは、尊氏と建武政権が交戦しはじめた建武二年（一二三五）一月一三日、「義貞伺候人」伊東祐広らが日向の国富荘（宮崎県国富町）に乱入、同荘河北富郷の政所に立て籠もり、旗を揚げ、宿所を打ち出で、伊東弥七宿所に押し寄せ焼き払ったときからである。これが、南九州の薩摩、大隅、日向三ヶ国や島津荘で連続して発生する戦いの幕開きとなった。

伊東氏は同一二月二四日、島津荘日向方穆佐院（高岡町）の政所に立て籠もり放火、狼藉したので、土持氏が馳せ参じ、三〇日一昼夜、伊東氏の城を攻め一同を捕縛した。さらに建武三年（一二三六）一月八日には肝付兼重らが国富荘南叶の政所に数百騎の軍勢で押し寄せ、兼重の仲間が一二日宮崎池内城（宮崎市）に、一四日浮田荘預所に、二三日八代城と猪野見城にそれぞれ立て籠ったので、すぐ土持らが追い払った。「伊東・肝付等は、義貞に同意の輩である」と土持氏は博多少武氏に報告し、救援も依頼した（建武三年二月七日「土持宣栄軍忠状」）。同一月には、大隅御家人重久氏が、二八日兼重方の胡麻崎城、二九日同じく志布志城を攻めている（建武三年二月「重久篤兼軍忠状」）。

当初、建武二年（一二三五）一月には、荘園の施設を巡っての戦いだったが、翌三年一月には軍勢の規模が増大し、荘園内に城郭が築かれるようになり、その城郭は堅固になっていった。日向の戦いを積極的に行つたのは、諸県の八代城を本拠とした伊東祐広と、三俣院の高城を本拠とした肝付兼重であった。土持氏を含めた当事者は、尊氏や義貞という中央の指導者に繋がっていたが、根源は荘園制による職の体系を拒否し、地域全体を所領化しようとする動きであった。

大隅の加瀬田城での戦い

三月二日の多々良浜の戦い前後は、南九州での戦いの記録はない。戦いの後、前述の通り尊氏は「義貞の残党伊東祐広、肝付兼重が城郭を構えているので鎮定せよ」と貞久らに命じた（建武三年三月二六日「尊氏軍勢催促状」）。尊氏が博多を出た後、貞久は四月一四日以降、御家人を率いて兼重の一族兼隆が拠城とした大隅の加瀬田城（輝北町）を包囲したが落とせず、兼隆支援勢力の居城、日向王子城（宮崎県山之口町）・姫木城等を五月五日に攻め、一二日に石城（木城町）を、一三日に野崎陣を攻め、五月六日から六月一〇日にかけては貞久自身が先頭に立って加瀬田城を攻め、大手口、堀口、野首、水手、搦手等で激戦の末攻略した。このとき満家院勢を率いた郡山頼平が五月二五日の夜から水塞を攻めはじめ、翌日にはそこを破っている（旧記雑録前編 卷一八）。

前述の通り、同じ時期、満家院勢は比志島氏の軍勢となって直義のもと湊川等で義貞勢と戦っていた。貞久のもと頼平に率いられた

満家院勢もそれに相当する人数だったと思われる。

この通り建武三年（一二三六）、この年以降武家方と宮方は別年号となった。建武三年は武家方年号）四月以降、主戦場は大隅に移った。そのなかでこの年南九州での最大の戦いは、兼重等が大隅へ進出する足がかりとした加瀬田城を貞久勢が攻めたことで、貞久は同城から兼重を追い出すのに成功した。しかし肝付氏の本城は大隅の高山城（鹿児島県肝付町）で、そこは肝付氏には安全圏だったし、日向は勢力圏のままだったので、肝付氏は加瀬田城を退いてもその勢力が弱まったわけではなかった。

その後、八月には兼重が新納院や救仁郷で乱暴しているといわれており、一一、一二月は畠山直顕が日向富国荘太田城に入り、八代城、串間城、三俣城、財部院新宮城、高城で、建武四年（一二三七）一、二月には石山城、高城で、相変わらず大隅日向を席卷しつつける伊東祐広や肝付兼重と戦った。建武三年（一二三六）後半以降も日向を主にして、直顕と肝付、伊東勢との戦いが続くが、同年尊氏が博多を出る前に、九州の国大将として九州に配置した直顕は、以後着実に肝付氏等を従え、日向国で領国を形成して行った。

2 南北朝期初期の薩摩での争い

宮方泰季の入薩―「南方」の形成

後醍醐天皇は、親王を全国各地に置くことで政権を維持しようと考えて、延元元年（一二二）は宮方の事項なので南朝年号にした。北朝では建武三年（一二三六）。以後煩雑なので武家方の年号を主にする）

一〇月以降親王を各地に配置し、拠点を築こうとしたことは既述した。

建武四年（一二三七）二月頃、後醍醐天皇は大宰府に懐良親王（かねなが）ともいう）を入れたいと考えた。その先駆として三条待從泰季を薩摩に上陸させた。三月一七日には河上家久が、続いて指宿成栄が泰季に応じ、四月頃には谷山隆信、鮫島家藤、川上家久、知覧院忠世、矢上高澄、市来時家ら薩摩国の郡司系の御家人多数が守護島津氏に対抗しようと泰季に応じ、守護島津氏系では伊集院忠国が早く泰季に応じた。大隅や日向にも応じようとした者があり、もちろん兼重も泰季に応じようとしていた。南九州では、宮方泰季の活動の時節が到来した。

伊集院の領主

泰季に応じた伊集院忠国は、伊集院を本拠とした。伊集院は満家院の西隣で、中世成立期には郡司職に紀氏系の伊集院氏があり、御家人だった。同院内の谷口等島津荘寄郡には地頭職が設定され守護島津氏初代忠久が任じられた。その後、守護島津氏二代忠時の七男忠経の子俊忠の子久兼（忠久から五代目になる）が、紀氏に代わって伊集院を領したと伝承されており、文書でも建長五年（一二五二）までは紀氏の存在が、弘安一〇年（一二八七）以降は島津系伊集院氏の存在が確認できる。紀氏系伊集院氏に代わって島津系伊集院氏が登場する経過は、紀氏系七代目時清が一字治城を築き、一方島津氏の俊忠は古城を築き、俊忠の子久兼が古城から一字治城を攻略したと伝承されるが、その時期、その伝領関係はあきらかになってい

ない。

島津氏系伊集院氏は、紀氏系伊集院氏と婚姻関係があったと思われる。伊集院氏一流系図（『新編島津氏世録支流系図』『鹿児島県史料旧記雑録拾遺 諸氏系譜一』）は久兼を初代として久親、忠親、忠国、久氏、頼久、熙久（てんきゅう）と続き、宝徳二年（一四五〇）守護島津氏九代忠国に敗れ伊集院を捨て肥後に逃亡している。島津系伊集院氏の具体的な活動は久兼以降文書で裏付けられる。

忠国は建武三年（一三三六）には守護島津氏五代貞久に属するが、翌年宮方となり、薩摩平氏系の郡司と連携して守護島津氏と戦うことになる。系図によれば忠国の子は日置、麦生田、黒葛原、今給黎、土橋、飛松、四本氏等の祖となっていることから、伊集院とその周辺に勢力を拡大したことが分かる。

薩摩守護所の町での騒動

官方泰季勢の活動の契機となったのは、建武四（一三三七）年三月二日に「守護の町」を伊集院忠国等が襲撃したことである（一七八号）。守護の町とは碓山城に置かれた守護所の周辺地域のことであろう。忠国は自らこの守護の町を襲撃し、守護に打撃を与えようとしたのである。とはいえず守護所を襲うだけの勢力はないので守護所の周囲を狙った。忠国には泰季に戦う意思があることを見せようとしたのではないか。そういう点では泰季が薩摩に上陸したことの産物ではあった。

寄せて来た忠国勢に対し、守護所の近辺にあった守護代酒匂氏は、以前から考えていた通り「薩摩山口」に馳せ向かって防戦した。そ

して酒匂氏が軍勢を催促したのは、満家院比志島氏であった。この軍勢催促に応じて働いたのは、比志島氏の範平の代理忠経（範平の兄）だった。所領が守護所と近いし、守護の期待に応ようと比志島氏は精一杯満家院勢を動員した。

この前半の大隅日向の軍勢催促には、登場しなかった比志島氏が薩摩での催促に応じたのは、比志島氏と伊集院氏とは所領が隣り合っていたこと、片や守護島津氏の御家人、片や守護島津氏の支族として、武家方の比志島氏と宮方の伊集院氏それぞれが互いに負けられないと思っていたこと等を考慮していいかもしれない。

これまで地元領主による実力行使は、守護領域内部では起きても、薩摩では起きていなかった。ところが薩摩という守護島津氏の本貫地が戦いの場になったので、遠く敦賀を攻めていた頼久が急遽薩摩に戻され、直頭は建武四年（一三三七）四月一〇日日向の穆佐城に移された。直頭は以後こを拠城として所領を確立し、独自の領国を作っていくことになる。

薩摩の市来城の戦い

その後守護側の軍勢催促体制が整い、泰季側の準備も整ったので、四月二六日直義から「薩摩国兎徒伊集院忠国、谷山隆信、鮫島家藤以下を誅伐のため、薩摩国地頭御家人を動員し軍忠を挙げよ」と頼久や宗久に命令があった。これを受けたと思われる御教書が直義から五月一六、一七、一八日に宮里名主中宛等四通出された。一通は「薩摩国兎徒等蜂起」とあり軍忠が命じられていて、他は「薩摩国兎徒等誅伐」と常套句であるが、伊集院忠国、谷山隆信らに動きが

あつたと思われ、忠国ばかりか周囲の領主も一緒になって守護に對抗しようとしたのである。この件についての詳細は不明であるが、忠国の名があり谷山も近接地であつたから満家院の住民は緊張したであらう。

建武四年（一三三七）六月になつて、加世田別府の益山四郎入道らが伊作荘に中原城を構えたので、一日守護方久長らが攻略、七月二日忠国、隆信、家藤ら多数を高橋、松原口で守護方友久が討ち、二七日から九月晦日まで、官方に通じた市来城攻めを頼久が繰り返した。薩摩で武家方・官方と結んだ地元領主による戦いがはじまつた。

この間守護方久方は、八月四日には市来城を後ろ巻き（救援）する軍勢の根拠地である伊集院の石谷の集落を、河田慶喜を派遣して焼かせたり、九月一四日には同じく後ろ巻きに来る忠国勢を発見すると、伊集院郡本で急襲したりした。市来城をめぐる戦いには、満家院勢がかかわっていた。

建武四年（一三三七）七月二七日からの市来城攻めの頼久には、当主範平が幼少なので代官として範平の兄比志島忠経が従つた。八月以来の戦いで親類右衛門六郎弁房以下が「疵」^{キズ}をした。九月二八日から数十度の戦いで奮戦し、晦日には市来時家を救援するため、肥後から市来に駆けつけた泰季が、指宿勢を率いて後ろ巻きし激戦となつた。この際忠経が、泰季の指揮する軍勢に討ち取られた（建武四年一〇月二日「川上頼久書状」）。忠経のそばにいた若党の常陸房六郎、旗差の又二郎の二人も討ち取られている（旧記雑録前編 卷一九）。市来城の近辺が戦場であり、満家院勢は多数動員され

ていたのであらう。

奮戦した官方は勢力を消耗し、市来城の維持が難しくなつたため、建武四年（一三三七）九月末日の戦いで市来城から手を引いた。粘つてきた時家ではあつたが、一〇月一日同城を焼いて、自身は逃亡した。放棄された市来城は、守護方が管理した。

満家院の比志島城の戦い

市来城を救援しに来ていた、^{せばる}催馬楽城を本拠とする鹿児島郡司の矢上高澄は、建武四年（一三三七）一〇月一八日比志島氏の本城である比志島城を夜襲した。前年父を失い今また兄を失つた当主範平を、組みし易いと思つての攻撃だった。

しかし、比志島城は範兵の居城であり、城主としての範平をはじめ比志島氏は用意万端怠りなく、襲撃と聞くと若党六郎太郎家貞、若党六郎入道、五郎四郎入道、北村諸三郎範清、親類左衛門六郎等と共に城門を固め籠城の支度をし、高澄勢の突入を阻止し、加木懸城の向佐右衛門三郎に連絡して急場をやり過ごし、吉田城の吉田清秋に急を報じ、軍勢を率いて後ろ巻きをしてもらい、高澄を追い払つた。この際範平の若党である六郎入道が討ち取られ、若党六郎太郎家貞、五郎四郎入道、親類左衛門六郎が疵を負つた。

薩摩で始まつた戦いはあつという間に満家院にも及んだ。とは言え今回の戦いは、市来城をめぐる戦いの一齣で、戦いは一日で済んだ。それでも、満家院内では初の本格的な戦いで、満家院の住民は、郡山城や比志島城等に逃げ込んだり、加勢したりする者がいるかと思えば、家を離れて山野に入つて様子を見る者がいた。稲の收穫直

後だったので、その保全に気をつかった者が多かったであろう。

3 南北朝前期の戦い

薩摩の碓山城の戦い

建武四年（一二三七）十一月以降、肝付兼重らが日向で勢力を回復すると、翌暦応元年（一二三八）には大隅の橋木城を奪う程であった。これに呼応するように暦応二年（一二三九）四月からは三条泰季勢が薩摩で勢力を盛り返し、六月二〇日守護の本城碓山城を囲んだ。しかし同城勢は屈せず、更に後ろ巻きを要請された比志島範平の代理権原惟種らの働きで、二九日までに包囲勢を排除した。前年に防戦を強いられた満家院勢は惟種に率いられて奮闘し、碓山城の救援に成功したのである。権原惟種の軍忠状がその様子を教えてくれる（暦応二年七月日「比志島範平代権原惟種軍忠状」）。その後、直頭は、兼重が本拠としていた三俣の高城を攻めたて、八月には同城を攻略し、兼重は本城である大隅の高山城に引いた。翌暦応三年（一二四〇）八月以降、今度は守護貞久が陣頭指揮して、泰季方に属する有力領主の本拠である伊集院一字治城、市来城を攻略、禰寝・莫禰氏等が東福寺城、催馬楽城を攻め立てた。東福寺城には兼重が居り、催馬楽城には、三年前に比志島城を襲った矢上高澄がいた。戦いは翌暦応四年（一二四一）四月禰寝氏等が東福寺城、催馬楽城を攻略して終った。このうち東福寺城は、守護貞久の指令で碓山城と同様に御家人が順番で警固することになった（暦応四年九月一二日「莫禰円也軍忠状」）。当城はこの後、貞久の子で大隅守護の島津

氏久の本拠城とされ、守護島津氏の領国経営の拠点となっていく。

同年七月貞久は、満家院の郡山頼平に、「薩摩国兇徒退治のため、一族を相催し、用意致し、今月二〇日以前に発向せよ」と書下を与えた（暦応四年七月七日「島津貞久書下」）。満家院勢の動員は、長らく比志島氏が担当していたが、このとき交替したのか、両氏が担当したのは分らない。いずれにせよ郡山氏が「一族を動員せよ」と命じられているのは満家院から動員せよということであった。貞久は、この年（一二四一）八月泰季方の伊集院平城、加世田垣本城を攻めているので、頼平の一族は伊集院古城にいた忠国攻めに加わったものである。

「南方」の動員

暦応五年（一二四二）五月一日、鎮西征西大將軍宮と称したかねよし懐良親王が薩摩津に上陸、谷山隆信の城に入った。建武三年（一二三八）に比叡山を出て、讃岐、伊予に行き、忽那くつな氏の援助を受け、泰季の案内で日向を経由して入薩したと思われ、貞久は「四国宮と号す者、落下」と警戒した（暦応五年七月一〇日「島津道鑑書状」）。この年暦応五年（一二四二）六月から貞和二年（一二四六）までが、懐良親王の薩摩滞在の前半期である。

建武四年（一二三七）以来泰季に応じた者の中でも薩摩の谷山周辺の者は、征西將軍を迎えてから六月以降、活発に守護貞久と戦った。貞久は彼等を「薩摩国兇徒」「南方」と呼び、守護所周辺と鹿兒島周辺を結んで、南方勢の影響を南薩摩に止めておこうとした。ところが「度々の催促に背き、参らず」（暦応五年八月一日「島津

貞久書下」と貞久が嘆いた通り、守護方の結集は弱まった。官方は日置若松城、古垣城、南郷城、満家院の諸城、原智城等を奪い、和泉・山門を焼くなど（阿蘇文書七）、その勢いは盛んだった。これによれば、満家院の幾つかの城や原智城が官方に属したようだが、地域を特定できないし、郡山氏や比志島氏は官方となつてはいない（『旧 郷土史・上巻』）。また、満家院は攻め込まれたかもしれないが、諸城が攻略されてはいない。つまり、肥後の官方には、満家院について不正確な情報が流れたとみていい。

それは、暦応三年（一三四〇）に鹿児島城を拠城としていた（暦応五年九月日「篠原国道軍忠状」）貞久が、同五年（一三四二）八月五日自ら谷山攻めを目指し、六日佐々野木原に陣を取り、中手尾崎で合戦し、七日に南方の兵と浜手で激戦した（暦応五年九月日「和泉保末軍忠状」、康永二年九月日「権執印俊正軍忠状」）際の苦戦ぶりが誇張されたのである。この前後に千台（川内）、伊集院等でも貞久と南方との戦いがあったが、南方の勢力拡大とはならなかった。

伊集院忠国と土橋城の戦い

暦応五年（一三四二）九月一日に土橋城で合戦があった。この城は満家院と伊集院との境界付近の伊集院側に位置し、比志島・伊集院両氏にとつて重要な城であつたし、守護島津氏にとつても、鹿児島城と碓山城との連絡を維持しようとする欠かすことができない城でもあつた。守護島津氏の当主の貞久も、守護陣営の連絡網を確保しようと、土橋城の維持を目指し、土橋城には警固の兵を置い

た。比志島氏はその警固に当たっていた。

比志島氏は前日から、忠国らを主にした南方が来襲するとの情報に接していて、早晩から待ち受け忠国らを撃退した。貞久はこれを聞いて、今後も油断せず、さらに周囲の城を固めるよう指示し、要請があれば後ろ巻きする用意があると伝えた（島津道鑑書状九月六日「第一九五号」）。

土橋城の警固は守護のもと御家人が順番に担当する決まりだったが、番衆が遅れることがあつて、貞久から満家院一族に対し、早めに来て欲しいと要請する「伊集院土橋城警固事」という文書がある（暦応五年一〇月一六日「島津貞久書下」比志島文書一八八号）。土橋城の警固が番役に拠っていることが分かり、警固には、比志島氏が率いた満家院一族が携わっていた。

鹿児島諸城の戦い

康永二年（一三四三）九月、一度は貞久領となつた催馬楽城が高澄に奪われたため、貞久が出陣し合戦して、一一月に奪い返した（康永二年一月日「比志島彦一丸軍忠状」比志島文書一九七号）。

この戦いでは、比志島範平と辺牟木又太郎入道頼秀の功績が大きかつた（『島津国史』卷之六）。頼秀は、比志島初代祐範の弟義隆が西侯の辺牟木の代官となつたその子孫である。辺牟木氏を称し、比志島氏の「満家院一族」に含まれていた。

康永二年（一三四三）以後貞和二年（一三四六）一月までは、南方と守護の間には加世田、伊作、谷山で忠国を主とする小競り合いがあつた。この間康永四年（一三四五）に日向国大将で伊東、肝付

氏等を従え、独自に文書統治方式を作り、領国制を形成しつつあった畠山直顕が日向国守護職に補任された。幕府が直顕を評価し、合せて日向にまで島津氏の勢力圏にしたいくないため、島津氏の日向国守護職を停止しようという意図があった。この体制は文和元年（一三五二）まで続くことになる。

貞和二年（一三四六）二月から翌三年（一三四七）一月までは、懐良親王の薩摩滞在の後半期である。貞和二年二月貞久は、兼重ら宮方の船が山川から出航したと聞き、伊集院・市来からは「南方が暗闇にまぎれ東福寺城を奪い取る企みをしている」との知らせ、また、別府政貞の下人犬袈裟女が、宮方の城から逃れ来て「川辺郡高城に兇徒等が集まって東福寺城を奪う相談をしていた」と言ってきた。そこで島津氏は①比志島一族に至急馳せ参れ、②比志島範平に軍勢三人を差し遣わせ、③満家院人々に当陣に参れと、それぞれに命じた（『旧記雑録前編 卷二二 比志島文書一九〇・一九一・一九八号』）。南方が大きく動き出すのではないか、合わせて熊野水軍が応援に来て東福寺城攻めをする恐れがあるので、それに対処しようとしたが、守護島津氏は軍勢が足りないので比志島氏に加勢を求めたのである。軍勢は三人でいいという場合と、比志島一族、満家院人々に頼む場合があった。要は鹿兒島の新しい城が、攻撃される危機に対処したものだ。た。

それに付随して九月貞久は、郡山城が誘い取られそうだと城主郡山弥五郎に用心を命じた。貞久は、満家院内の郡山城を比志島城と共に頼みにしたのだと思われる。かつて比志島城が攻められた経験からくる心配と、満家院の御家人としての郡山氏に寄せる関心があつ

水陸からの鹿兒島攻め

翌貞和三年（一三四七）一月以降は、鹿兒島の諸城が問題になった。正月松の内の間に、谷山城に南方数百人が集まり、近日鹿兒島の城を攻める恐れがあるという。さらに数百騎が谷山城に入り、内通者によると今日明日にも谷山城勢が近所の城を攻めるといふ（比志島文書一九八、一九九、二〇〇号）。谷山城とは谷山氏の本城であるが、ここでは本城の北にあり、懐良親王が滞在する御所（御所ヶ原城）も含んでいる。

この情勢報告は、鹿兒島城が手薄で警固に来て欲しいと比志島氏に命じるためだった。宛先は「比志島一族」、「比志島範平」、「比志島一族西俣弥平治」で、御家人として満家院の所領から人数を確保して貰いたいという依頼で、比志島氏はこれに応えた。

実際には、日向の目井浦で四月二七日に熊野水軍の船三〇余艘が内之浦に向かってるのが確認され、六月六日谷山城に参集していた南方が合流し、海陸合せて数千人が東福寺城に押し寄せた。守護島津氏は守備を固めていたので、東福寺城を守りきり、一時は奪われた浜崎城も九日には回復した。

南方は、懐良親王を近々肥後経由で大宰府に前進させるべく、できればその出発前に守護側を圧倒したい、そうでなくとも、できる限り打撃を与えたいと考えたのである。兵船三〇余艘、南方勢数千というのは膨大な数で、守護島津氏勢が守り切ったことは驚きに値する。さらにこの直後島津勢は南方に追い討ちをかけるが、一〇日

後谷山で苦戦しており、防衛には成功したが、南方に勝利することはできなかった。

懐良親王は貞和三年（一二四七）一月肥後に向かった。官方は、谷山には泰季を引き続き存置させた。懐良親王は到着時と出発時に守護島津氏に大きな圧力をかけた。それは泰季のみの場合と比べて大きな違いである。

第四節 南北朝期中、後期の争い

1 南北朝中期の動向

守護の大隅勢との対決

貞和四、五年（一二四八、九）は、満家院を含め薩摩では南方勢が静かだった。だが日向では楡井頼仲が急に勢力を拡大し、その影響が薩摩にも及んできた。まず貞和四年（一二四八）一月貞久は頼仲退治のため、薩摩合戦を覚悟し、御家人に鹿兒島集合を命じた。当然ながら満家院勢にも軍勢催促があった（貞和四年一月一六日「島津貞久施行状」）。この度の宛先は「比志島孫太郎、西俣弥平三、河田助太郎」の三人連名だった。ちなみにこの直後の「元弘以後の新恩地のうち、満家院内で名主職の設定された土地の荘園領主分の年貢を、直ぐ納入せよ」との施行状は、「満家院一族」宛だった。

貞和五年（一二四九）になっても守護島津貞久は、大隅日向の肝付兼重、楡井頼仲らが薩摩へ勢力を拡大しようとしていないか気になっただけで、一月には比志島範平に、「何度も催促しているのに参

陣しない」と叱り、直ちに「二族」を催して鹿兒島城に集まるよう要請し（比志島文書二〇二号）、八月にも範平宛てに、「下大隅兼重等に対し向城を築いたところ、兼重等がこれを取り巻いて苦戦している。後ろ巻きしなければならぬ事態になっても、遅れがちになるので、その節は手勢でいいから即座に駆けつけて欲しい。御一族達にも同じく申す」と書き送った（同二〇三号）。

かつて島津氏が満家院勢を大隅へ出陣させることはなかった。このときも大隅への催促とはいえ、実質は鹿兒島城へ来ることという指示で、守護の本拠になりつつある鹿兒島地域の防衛が念頭にあった。さらに守護島津氏は、「範平が一族に対してかなり気を遣っている」とみていたことが分かる。

この島津氏の軍勢催促は、比志島氏に、錦江湾の対岸とはいえ大隅への出陣を要請したもので、比志島氏は大隅への正規の渡海要請を受けたのであるが、結局大隅に動員されてはいないようである。

観応の擾乱

下大隅で、石井中務丞が築いた向城が兼重に包囲された貞和五年（一二四九）八月二三日、京都では足利將軍家一門の騒動がピークを迎えた。この夜、既に執事職を罷免された高師直が法成寺に軍勢を召集し、尊氏の高倉邸に逃げ込むと、尊氏の弟直義を討つと息巻いた。

これ以前、室町幕府は組織が整備されるとともに、①尊氏が軍事指揮権と恩賞権を掌握し、②直義が民事裁判権と所領安堵権を掌握し、直義は引付方を管轄し伝統にもとづいた施策を主とし、③尊氏

から執事に補任された高師直は恩賞方を管轄し、慣例を無視して多くの所領を兵糧料所として恩賞に充てた。この様に幕府内では尊氏と直義が対立していたが、実際には師直と直義の対立となり、八月一三日を迎えたのだった。

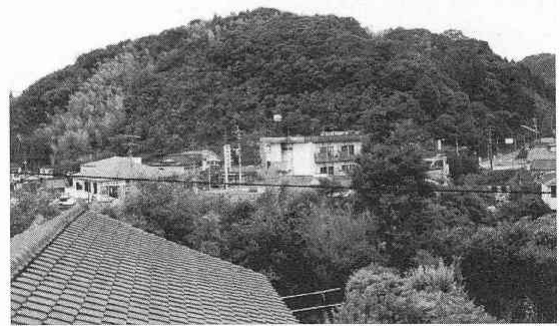
翌一四日、師直方に五万騎が集まり、直義方は一〇〇〇騎だったので、尊氏は直義の政務を止めたが、直義は直ぐ勢力を回復した。

この直後尊氏の庶子で、直義の養子の直冬が師直に追われ、九州に入って少弐氏と結んだ。少弐氏は九州探題の一色範氏と対立していた。そのため観応元年（一二三三）九州では武家方、官方、直冬方の三派が競うようになった（『太平記』）。同年一〇月尊氏は直冬を討とうとした。直義が南朝に降伏を申し出ると、尊氏もそれになまった。

南朝は一二月にこれを承認し、直義が勢力を拡大した。正平一統である。勢力を拡大した直義は兵庫で尊氏と和談し、師直を捕縛、上杉能憲が師直を斬った。直義は前年の八月の仇を取ったことになった。ところが、観応二年（一二三三）七月直義は京都の尊氏から逃げた。七月政変である。翌正平七年（一二三五）一月尊氏は直義勢を破り、直義を捕縛、鎌倉延福寺に幽閉すると、二月二六日に毒殺した。八月に後光厳天皇が踐祚すると、尊氏は北朝に戻った。これが観応の擾乱の顛末である。

2 満家院での動向

満家院の西侯城・郡山城の戦い



郡山城

観応元年（一二三三）五月二三日鹿兒島の上山城を奪おうと、前夜三ヶ程北西の谷峰城に大軍勢が押しかけているとの情報があった。ここ二年静かだったが、伊集院忠国が鹿兒島攻めをはじめつつあった。比志島氏はこれより一三年も前から忠国と対立しており、両者は土橋城を堺に対峙していたが、今回忠国はその堺線を越えて鹿兒島の谷峰城に入ってきた。忠国は伊集院を根拠地とし、周囲に攻勢をかけていたが、すでに満家院から鹿兒島周辺地域にも勢力を拡大していて、守護島津氏と比志島氏とは脅威を感じていた。

貞久は、鹿兒島の上山城が守護の領国維持にかかわる重要な城と判断し、「即座に自ら先頭にたつて、一族を率いて上山城に入つて欲しい」と危急を強調した軍勢催促をした。この催促は範平にだけでなく、一族の貞範にも同文が渡された（比志島文書一九二号）。

観応元年（一二三三）八月一八日には西侯城・郡山城が忠国勢の攻撃を受けた。郡山城主郡山氏は地の利を活かし、三昼夜にわたつて善戦したが、忠国は大軍勢で周囲に要害（砦）を七、八ヶ所も取つて城を包囲したので、郡山氏は城から退かざるを得なかった。



郡山城址遠景

この戦いでは、親類小山田彦五郎が左腕を射ぬかれ、若党藤丸左衛門次郎が左の手の下を射られ、同森五郎三郎が左大腿を射抜かれ、中間弥三郎が左大腿を射られ、同じく藤三郎（系図に寄れば、猿渡信重）が左脛を射られ、合わせて五人が負傷した。忠国が大規模な動員に成功し、周囲に付城（向城）を築いたので軍勢が圧倒されたのだった。以上が郡山城の城主だった郡山（大蔵）頼平からの報告である（観応元年八月二日「大蔵頼平軍忠状」）。なお比志島氏に属した西侯城もこのとき落城したが、郡山氏の報告には触れられていない。

これを受けた守護貞久は、同二一日、比志島範平に西侯城と郡山城が攻略されたことについては、今朝、東侯城より詳しい連絡があるだろう。郡山城は郡山氏が維持できると思っていたので、落城は嘆かわしい。二〇日鹿兒島の田上から忠国勢が大勢で出陣したので、谷峰城に入れて置いた子らが戦わざるを得なかった。これ程忠国勢は強力である。比志島城は固く守ってほしい、と書いた。さらに、攻撃を受けたら軍勢を差し向ける。肝心なことなので、朝から書状を書いた。心配があれば、夜でも夜中でも連絡して欲しいという内容だった（比志島文書一九三号）。

三日後の文書には、東侯城に軍勢を集めていることは分かった。だが肝心なのは、比志島城に軍勢を集め、厳重に警固することで、

近くこちらからも人数を送りたい。今後も援助すると書いた。念の入った応接である（同一九四号）。しかし、郡山城は郡山氏の城だから除くとしても、西侯城は、比志島一族の西侯氏の城なので、奪還するとか、交換してでも取り戻すとか色々な考えがありそうなのだが、それらしい積極策は見当たらない。忠国には下手な報復は通じないし、する必要もなかったのかもしれない。

忠国の占領と西侯氏の対応

かくて観応元年（一三五〇）八月に満家院内の郡山城と西侯城は忠国領となった。和睦（降伏）した郡山城主郡山氏と西侯城主西侯氏は逃亡するか臣従するか選択を強いられた。満家院の住民は領主が交替したので、その対処に追われた。なお、西侯城は比志島一族西侯氏が城主であったから、比志島氏にとっては一ヶ城を奪われた領主としての対応が、忠国にとっては当院での新所領としての対応が、それぞれ課題となった。

ところで、満家院をめぐっては、忠国占領以前に新事態が発生していた。そのひとつが貞和六年（一三五〇）四月に満家院西侯弥平三が、畠山直頭から大隅で直頭に属すよう軍勢催促を受けたことである（貞和六年四月一六日「畠山直頭軍勢催促状」）。

そしてもうひとつは、同年（一三五〇）一二月に満家院西侯氏が、直冬から「現地



聖城跡（西侯下）

で、功があつたので神妙である。更に戦功を挙げよ」(貞和六年二月二十七日「足利直冬感状」という、紋切り型の文言ではあるが感状を貰い、翌貞和七年(一三五二)に比志島範平が五月、六月と直冬に着到を付けたことである(貞和七年五月「比志島範平着到状」、比志島文書一〇四号・二〇五号)。



平城跡

比志島氏の一族西俣氏は、満家院内の郡山城に伊集院の領主である忠国が入る以前には直頭から、そして忠国が入ってから直冬から感状を受けたのである。

すなわち、西俣氏は郡山城が島津氏に属していた時期に、島津氏と競り合っていた直頭から感状を受けていたのだが、それは西俣氏が直ちに島津氏と手を切つて、反島津になつたということとは思えない。だがとことん島津氏に尽くすということでもなかった。もしも忠国から満家院に圧力があつたとき、取り敢えずは反島津である直頭との良好な関係を用いて、所領維持を優位に行えるのではという判断であろう。堅実な判断だった。

また、その感状の内容からは、西俣氏が積極的に働きかけたというよりも直頭の働きかけのように思われる。そして忠国が郡山城を占領すると、これまた貞久とは対立している直冬から感状を貰う。忠国が直冬と通じていたわけではないが、西俣氏が直冬と通じていることは、反島津側に連なっているとみえて、忠国には良い印象を与えるであろう。これも直冬からの働きかけを受けたものと、感状

の内容から判断できる。しかもこの様に、直冬と繋がりを持つことは、薩摩での当時の潮流であつた。当然だが島津氏には面白いことではない。が直接貞久に戦いを挑むということでもない。島津氏から詰問されれば、比志島氏の当主ではなく、一分家が行つたことだと答えてかわすこともできよう。

こうして西俣氏は、比志島氏の一族として、したたかに所領維持のための算段をしていた。郡山氏も同様なことを考えていた可能性がある。否むしろ忠国の勢力の拡大を見知っていた者として、このような準備をしたうえで、忠国を待ち受けていたのである。これが大きな犠牲を出さずに和睦を結べた理由ではないか。守護島津氏は、これらを含めて、郡山城をはじめとする満家院の城について危機感を強めていたのかもしれない。少なくとも満家院の関係者は、突然の郡山落城に右往左往したわけではなかった。

3 忠国のもとでの満家院

九州三分割

ここで当時の中央政局と九州の政局をみてみよう。前述の通り足利直冬は一三四九年肥後に入って、直義の権威を利用し、九州の武家方のなかで九州探題一色範氏と対立、征西大將軍宮にも対抗し、北九州では少弐頼久と結び、南九州では日向守護で国大将の畠山直頭と連携し勢力を伸ばし、一色、征西大將軍と勢力を三分した。左兵衛佐を名乗つたので佐殿すけどのと呼ばれ、観応元年(一三五〇)九州探題に補任され権威を持った。が文和元年(一三五二)直義が尊氏に

倒されると後ろ立てを失い、同年大宰府で戦いに敗れ、長門に移り九州では勢力を失った。

この直冬と連携した直頭は、守護島津氏と激しく対立していた。比志島氏とその一族西侯氏は、長らく守護島津氏に属していたので、比志島氏や西侯氏が直頭や直冬に応じることは、それまでの満家院の領主として路線を変更し島津氏に異を唱えることになる。比志島氏は、その危険を冒しても、忠国に満家院の郡山城等を落とされた事実を受け入れて、忠国らに従うことで満家院の所領を保とうと考えたのである。

比志島氏の当主はこの二年後、四年後には比志島名の年貢を請け負う(比志島文書二〇六・二〇七号)が、この証判者は忠国であった。比志島名は忠国の管轄するところになっていたのである。すなわち満家院は、郡山城と西侯城という城が単体で奪われたのではなく、院全域が忠国に管理されることになっていたのであった。

島津氏と伊集院氏の連合

観応二年(一二三二)八月薩摩守護として守護家五代貞久は正平一統に応じ、大隅・日向で勢力を広げた直頭や少弐氏等と戦って、薩摩を領国とするために宮方となった。朝廷のためではなく、所領所職を維持するためであった。そして一色氏を助けるため九月になると子の氏久を、筑前金隈に派遣した。当然泰季・懐良親王にも従うことにした。その後尊氏が北朝方となると、貞久も武家方となった。そのうえで、薩摩の所領化を目指す直頭と戦うために、尊氏や一色氏との連携を強めた。島津氏は「所労滅氣」、「老体病氣」とい

われる八三歳になった貞久を木牟礼城に隠居させ、替わって碓山城の守護家六代師久と東福寺城の守護家六代氏久(六代は二人いる)とが前面に出るようにした。世代交代で気分一新ということでもあった。引き続き文和二年(一二三三)から同四年にかけて、ひたすら直頭と戦ったが圧倒できない。そこで守護島津氏は、延文元年(一二三六)には再度宮方となった。そして泰季と共に、直頭勢と大隅の加治木で戦った。

この加治木の岩屋城の戦いでは比志島範平が活躍した。延文元年一〇月二五日には昼夜の合戦、翌二年(一二三五)一月二日には中間の平六が右股に疵を負い、同二五日には弟の範家が右足に疵を負い、三月二〇日夜には浜陣の合戦で先駆けし、自身左手と左腰に疵をし、中間の平六は前回とは逆の左股に疵を負った(比志島文書二〇八・二〇九号)。大将が氏久と泰季の二人なので、軍忠状も同じ文章で二通受けた。比志島文書によれば、範平が守護の軍役に従い軍忠を挙げたのは、康永二年(一二三三)以来一三年振り、軍役を果たしたのは六年振りだった。

この間、比志島氏は守護には従っていないと思われるし、観応元年(一二三〇)に軍勢催促を受けた忠国にも従っていないと思われる。それでは泰季勢としてはどうだったか、そこが分からない。今のところ、満家院が忠国に管轄されていたので、比志島氏は忠国の意向に拘束されていたのではないか、あるいは守護勢となる条件を欠いていたとか、欠いているとの認識に立っていたかと推測するばかりである。但し、文和年間(一二三五・二五六)の「御感 綸旨所望輩」(旧記雑録前編 卷二五)によれば、忠国に属した一人

のうち島津兵衛三郎久実は満家院に居城があり、同彦次郎久末はその弟とされていて、伊集院氏系の者が満家院に居所を定め、忠国に従っているのが、当時の満家院の住民は、比志島氏のもとではなくこれら伊集院氏一族のもとで官方の軍勢だった可能性がある。

その忠国が、今回はじめて守護と一緒に戦ったのであった（『島津国史』巻之六）。守護・泰季の連合軍だからこそ実現したことはまず間違いない。忠国は、史料で確かめられる限り、泰季が薩摩に來た建武四年（一三三七）以来一貫して泰季勢であった。いずれにせよ今回はそれ以来対戦し続けてきた両者が、同一陣営に属して戦ったのである。

そして比志島範平は、同年四月二八日に氏久から恩賞として、肝付郡木志良村地頭弁分（地頭職とほぼ同じであろう）と羽見村地頭職を与えられた（比志島文書二〇号）。比志島氏が本貫地である満家院以外で所領を手にしたのはこれが初めてだった。

4 南北朝後期の動向

南九州の武家方と宮方―「南方」の終焉

長らく守護島津氏と対抗してきた畠山直頭は、延文三年（一三五八）島津氏と連携した菊池武光に穆佐城で敗れ、南九州から退出した。島津氏は延文五年（一三六〇）に武家方に戻り、薩摩国守護職を四五年間維持した五代目貞久が、貞治二年（一三六三）九五歳で没した。その際、薩摩国守護職は惣領の師久が相続した。なお三〇年間維持した大隅国守護職は同年師久の弟氏久に相続された。氏久

は永和元年（一三七五）一時的にはあるが日向国守護職に補任される（『室町幕府諸職表・守護』『角川新版日本史辞典』）。

島津氏は応安四年（一三七二）には再々度、宮方に属した。幕府は宮方を制圧しようと、同年今川了俊を九州探題に補任、島津氏は翌年（一三七二）その指揮に従った。その島津氏が南朝年号を使用したのは応安四年が主で、宮方だったのはこの年のみだった。文中元年（一三七二）征西將軍宮池尻胤將の令旨を受け、天授二年（一三七六）南朝年号の島津氏久宛行状がひとつあるが、これらは宮方へのお付き合いというべきであろう。

ちなみに、九州宮方の中核となった懐良親王は肥後隈府わいふから正平一六年（一三六一）大宰府に迎えられ、その後一二年間にわたり大宰府で宮方として気をはいたが、応安六年（一三七三）了俊に敗れて征西將軍官を辞任し、永和元年（一三七五）筑後矢部に引退、同地で永徳三年（一三八三）頃没した。懐良親王は後醍醐天皇の親王のなかで最大の働きをした。薩摩に残った泰季は応安六年（一三七三）頃までいた様だが目立った働きはなかった。

応安六年（一三七三）懐良親王を破った了俊は、永和元年（一三七五）菊池氏を討とうと九州三人衆の島津氏・大友氏・少弐氏を隈府城の外城のひとつ水島城に集めた際、少弐氏を謀殺した。島津氏はこの謀殺に激しく抗議したので、了俊は守護職を剥奪した。

守護島津氏の守護職分割と統合

ところで島津氏の中世中期の守護職の譲渡、補任は以下の通り単純ではなかった。

①薩摩国守護職は、守護家五代貞久から、貞治二年（一二三六）惣領で、守護家六代師久（島津総州家、守護家六代は前述通り変則的で二人いる）に譲られ、永和元年（一二三五）了俊に奪われたが、永徳二年（一二三二）子の伊久に返付された。伊久は子の守久と不和で、応永一四年（一四〇七）没した際に守護職を守久に譲らなかつた。守久には弟忠朝、自分の子久世がいたが、將軍義持は応永一六年（一四〇九）師久弟の子で、守護家七代元久を補任した。

②大隅国守護職は、貞久（守護家五代）から、貞治二年師久の弟で、守護家六代氏久（島津奥州家）に譲られ、永和元年（一二三五）了俊に奪われたが、至徳元年（一二八四）子の元久（守護家七代）に返付された。

③日向国守護職は、貞久（守護家五代）が元弘三年（一二三三）から建武二年（一二三五）、暦応元年（一二三八）に補任されたが、途中に細川頼春、大友氏泰、畠山直顕、一色直氏・範親が補任され、永和元年には氏久（守護家六代）が補任され、その年に剥奪された。さらに途中大友親世、今川了俊が補任され、明徳二年（一二九一）元久（守護家七代）が補任された。

守護島津氏は五代貞久のとき元弘三（一二三三）年から建武二年（一二三五）と、暦応元年（一二三八）に薩摩、大隅、日向の三か国守護職を兼帯し、七代元久のとき、応永一六年（一四〇九）年以降は薩摩、大隅、日向の三か国守護職を兼帯した。そして、この島津氏は貞久の当初は薩摩郡の碓山城を拠城とし、その後鹿児島郡の東福寺城を拠城とし、隠居後は山門院の木牟礼城を拠城とした。師

久は碓山城を拠城とし、氏久は文和三年（一二三四）から主に東福寺城を拠城とし、元久は至徳年中（一二八四〜八七）に築いた清水城を拠城とするのである。

南北朝の合一

この頃の中央政局に目を転じると、近習と奉公衆とからなる馬廻衆約三〇〇〇を持つことで將軍権力を確立することができ、応安元年（一二六八）三代將軍に就いた義満は、永徳元年（一二三二）花之御所を完成させ、御所に後円融天皇の行幸があり、嘉慶二年（一三八八）駿河に富士遊覧をしたことなどで權威を備えた。そのうえで、延文元年（一二五六）佐々木道誉と楠木正儀によって着手された南北朝の合一協議を引き継ぐ形の明徳三年（一二九二）の協議で、南朝から北朝に神器を渡し、両統が交互に即位する条件で和談が成った。後一〇月二日に後龜山天皇が大覚寺に入り、同五日後龜山天皇から神器が後小松天皇にわたって南北朝は合一し、五六年間の南北朝の時代は幕を閉じた。

第五節 満家院の村と一族

1 満家院の名主職

村と名主職

この南北朝期の満家院は、鎌倉期以来のものを含め郡山、中俣、西俣、辺牟木、城前田（前田）、馬越田、油須木、上原（上原園）、

厚地、東俣、河田、塚田、蒲原、中原、堀内、比志島、小山田等の地域名が使われたことが文書で確かめられる。これらは、当時「村」とか「名」と言われていた。村や名以外の名称は他にもあり、上記以外にも村や名があった可能性は否定できないので、これだけが満家院の南北朝期の全地域名というわけではないが、同院の主要な部分は網羅しているよう。

このうちしばしば登場するのは、比志島氏の根本所領とも言うべき西俣、河田、城前田、上原、比志島で、五か所Ⅱ五か村Ⅱ五か名と呼ばれた。これからみると、ここに見られる地域名には村と呼ばれるものが多かったと推定され、実際「比志島・河田両村」とか「満家院内、郡山・中俣以下六か村」と書かれた場合もあった。なお城前田が前田と言われ、上原園が上原と言われる通り、地域名には流動的なものもあった。

一方、比志島を所領としたので比志島氏と呼ばれる家があるように、西俣、河田、郡山、中俣、上原、小山田等をそれぞれ所領としてその所領名を氏名とした領主がいた。この場合の地域名は安定したものだった。なお馬越田、堀内等村より小規模と思われる地域名もあった。

各村は、水田・畠・山野と屋敷から成っていた。屋敷とは建物だけを指すのではなく耕作者も含めたもので、「藪」とも言われた。村で耕作する者は「百姓」、村の領有者は「名主」と呼ばれた。百姓には下人等身分の低い者は含まなかったが、名主や有力百姓は、下人、所従等身分の低い者を何人か従えていた。水田面積は分かっているものでは西俣約一六町、河田約一〇町、前田約一〇町、比志

島約一六町等があるが、もっと狭い村もあった。

莊園の年貢

中世成立期に満家院は全域が島津荘寄郡になった。一四世紀半ば、南北朝中期になってもこの島津荘寄郡という体制は不変で、寄郡の負担義務はなくなつてはいなかった。そこで、比志島名で莊園への年貢納入を比志島義範が請負ったことがある(比志島文書一七〇号)。請負っているとは言えこれは表向きの話で、実際には莊園領主が徴税を強制できなくなつて久しい。建武政権成立期の書類もあくまで形式的な手続きという側面が強い。但しこういう書類は作成し続けることに意味があつたし、作成すれば、わずかとはいえ莊園領主への貢納が実現したのである(比志島文書一七一・一七二号)。これは島津荘だけに限らない現象であつた。

上記の村も莊園領主と地頭に年貢を負担する義務があつた。鎌倉期には年貢は所当米(官物)、公事(万雑公事)、臨時課役、地頭米と区分されていたが(比志島文書一八号)、南北朝期には「御年貢」という表現があり(比志島文書一七〇号)、年貢の区分は無視された様だが、新たに出挙、預米、正八幡宮御造営料、宇佐弥勒寺用途並米、元弘以後新恩地以下年貢等新規の賦課があり、村の負担は多様になった。

それにもまして村が戦いの場になるという鎌倉期までにはなかった事態が発生し、軍役賦課が続き、貢租系の負担ではなく、課役系負担が増加している。

郡司職と名主職

ところで比志島氏の根本所領の五か村は、五か名と言われた通り、それぞれに名主職が設定されていた。元来は郡司職だったが、郡司職を分割相続し、それぞれを名主職と呼んだ。実際は郡司職が分割され、村単位に名主職が設定された。これはこの時期の全国的な傾向であった。荘園の職の体系にふさわしく、各地に村ができる状況に応じて名主職を設定して郡司職を分割したわけである。

名主職は、郡司職を割いて設定されるばかりでなく、郡司職に付加的に設定されることがあった。もちろん名主職の職務は管轄名の年貢納入の最終責任者だった。満家院では御家人すなわち比志島氏とその一族（郡山氏の場合も同様）は名主と呼ばれた。比志島氏は文書で分かる限り、島津氏に従っていた、貞和四年（一三四八）まで名主として年貢を負担し、応安八年（一三七五）まで満家院内の一三町名主職を当知行した（比志島文書二〇一・二二五号）。

忠国の満家院掌握と比志島氏

その比志島氏の比志島名との関係が変化するのは、文書でみると永和四年（一二七八）である。この文書は伊集院久氏が、比志島久範に宛て「比志島名の地頭職は、父忠国が承認したことで異議はない。久氏が承認したことの証明を望むので再度述べることになるが、久範が知行すべきである」というものである。今まで比志島氏は、比志島の名主職を知行していたのが、伊集院忠国のとき、比志島名の地頭職を知行することになったのである。

2 満家院の地頭職

地頭職への萌しき

この大きな変化には前兆があった。ひとつは正平一二年（一二三五七）に、守護氏久から初めて満家院の地を恩賞として賜った際の内容が、木志良村地頭弁分と羽見村地頭職だったことで、この恩賞で、比志島範平は名主職だけでなく地頭職でもあると主張できるようになったことである。

もうひとつは観応元年（一二五〇）以降、満家院が忠国によって管轄されるようになったことである。正平一一年（一二五六）から正平一七（一二六二）まで比志島名の地頭職が、名の請負で止められた。その地頭職とは地頭米と地頭得分以下検段断万雑公事のこと、これを名の請負で納めなくていいことにした。名とはこの場合名主のこと、すなわち名主職補任者のことであり、彼が地頭職を兼ねる形態をとった。この決定は忠国が下した（比志島文書二〇六・二〇七・二一一号）。すなわち忠国が戦いに勝って満家院を掌握してから、比志島名の地頭職を名主比志島氏に兼ねさせたのである。

伊集院地頭職

ところで、伊集院の院地頭職は、鎌倉期には守護島津氏が兼ねていたときと、守護の兄弟等近い島津一族が補任されたときがあったが、南北朝期には守護が兼ねることはなく、島津一族から島津支族（島津一族で、後に地域名を名乗り、独立性を強めた）の伊集院氏のものとなった。水上一久「南北朝内乱に関する歴史的考察」は、

その系譜を、忠久―忠時―長久―忠宗―実忠（貞久弟、観応三年（一二三二）没〔島津氏正統系図〕）……俊忠―久親―忠親―忠国としている。

満家院の院地頭職もそれと類似し、水上の前掲論文によれば、忠久―忠時―長久―久長―実忠で、守護島津氏から一族に渡っている。その後も名目上は守護島津氏か一族のものであったとしても南北朝期後半には伊集院氏が実質的に掌握していた。具体的には伊集院忠国が満家院内の城を攻略し、同院を掌握し、満家院内で郡司職の分割相続にもなって成立した比志島名主職を強化し、名主に地頭職を請負わせ、その比志島氏の地頭職を承認する経過を辿った。かくして比志島氏は、永和四年（一二七八）以前に比志島名の地頭職に補任された。

なお、伊集院氏については、忠国の父の弟助久（町田氏の祖）や忠国の弟忠充（伊集院一流惣系図）等は、忠国とは別で武家方に属していたので、満家院に強い影響を及ぼしたのは忠国だったが、満家院がその子久氏、頼久と伝領されたかどうか明らかではなく、同じく伊集院氏でも助久や忠充の系譜に繋がる者が伝領した可能性がある。

この地頭職は比志島名地頭職で、満家院地頭職ではなかった。しかし、その院地頭職の比志島名に関する権益は当然比志島名地頭職と重複していった。

なお、忠国による満家院の掌握については、正平一五年（一二六〇）中俣名の一町と堀内菌一所を、忠国が子の久氏に知行させたことを注目したい（正平一五年二月一日（旧記雑録前編 卷二六））。

堀内は御家人の直接経営地を指し、その堀内の菌を自分の子に知行させることは、中俣名の地頭職を手中にしていたからこそできたことで、忠国が院地頭職を管轄していたことを意味している。

惣領制

ところで御家人は、鎌倉幕府のもとで惣領制を採用し、御家人役は惣領が一括して負担する形をとるが、実際の負担は、惣領の家族や兄弟を核とする家族が分担した。御家人役で重要だった軍役は、惣領制で裏付けられていたので、御家人の軍勢組織は、家族や一族が基礎だった。室町幕府の時代になっても、鎌倉以来の守護のもとでは、これが伝統的に採用されていた。

これまで詳細にみてきた満家院での御家人の軍勢組織が、実は荘園の年貢納入組織＝徴税組織と実質的にはほぼ同一だった。満家院の軍勢は、比志島氏の比志島一族、満家院一族と呼ばれてきたものと、郡山氏の郡山一族とよばれてきたものがあって、それが荘園制上の貢納についての貢納責任主体となった。

第六節 室町期の争い

1 室町前期の戦い

島津元久と比志島氏

守護島津氏七代元久は早くから総州家を従わせ、幕府との連携に意を用い、南九州の国人を従わせ、川辺を回復、応永一六年（一四

○九）薩摩等三ヶ国守護に補任されると、翌年には穎娃城に弟豊久を置いて南殿と称させ、その直後には豊久を日向の穆佐城に移し伊東氏に備えた。同年上洛し、將軍義持に蜜酒、砂糖、麝香等南蛮渡来の豪華な珍宝を贈った。

將軍へ珍宝を贈ったことは、島津氏が南蛮等アジア各地と交易していたことを示しているが、当時同様の交易をしていた者に伊集院氏がいた。伊集院氏は朝鮮との交易では、守護島津氏・市来氏と並んで盛んだったが、太宗王（一四〇〇～一六〇〇）以降は伊集院氏が最も優位で、世宗王期（一四一六～一五〇〇）以降は島津氏も力を入れた。伊集院氏の大きな勢力を以て忠国が満家院を掌握したのは、所領の維持に加えてこの様な交易で得た経済力に裏付けがあった（田村洋幸『中世日朝貿易の研究』）。

さて元久が応永一四年（一四〇七）に総州家伊久の子忠朝（守久弟）を、薩摩の平佐城に攻め敗走させた。この戦いに、比志島義勝が軍忠を挙げている（比志島文書二一九号）。義勝は応安七年（一三七四）父から五ヶ所の惣領職を相伝し、翌永和元年（一三七五）伊久から満家院内で一三町の名主職の当知行を証され、伊集院内の所領を譲り受け、比志島各地頭職の知行を認められた。比志島名内田地を供養のため寄進している等々所領経営にかかわる書類は多いが、軍忠は、父から所領を相伝して以来三三年振りであった。なおこの時戦った相手の伊久から証判を得ていたことも、偶然ではあるうが気にならなくもない。また比志島文書によれば、前回の軍忠は、延文元・二年（一三五六・七）とあり、実に五一年振りのことだった。

島津久豊の宛行状

守護島津七代元久は、応永一八年（二四一一）渋谷氏を入来清色城に攻めていた際に没した。その後は、異母弟の久豊が守護島津八代目を継いだ。これに伊集院忠国の孫の頼久が異議を申し立てた。というのは、元久の母は忠国の娘で、氏久の娘（元久の妹）は頼久の室という関係があり、元久は応永一四年（一四〇七）頼久を幕府への使者とし、入来院清色城々に頼久を充てる等、弟久豊以上に義理の兄弟である頼久と親しかった。また元久には後嗣がなかったので、頼久の子犬千代丸を元久の後継者としたとか（『三國擾乱記』）、頼久が、元久の後嗣は初犬千代丸だと主張したとか（『島津国史』）言われるように、久豊の守護島津八代目への就任に不満で、総州家や伊東氏とともに抵抗したので、応永一九年（一四一二）には久豊自ら日向に伊東氏を攻めた。

久豊は伊東攻めの直前の二月、比志島久範に対して満家院の油須木は由緒があるので、料所として先例に任せて知行せよとしている（比志島文書二一〇号）。料所は、戦時の軍兵の食料である兵糧米を調達する兵糧料所に相当し、この場合は、比志島氏に軍勢を動員させるにあたり、油須木を料所として与えるもので、比志島氏を守護島津氏側に引き付けておこうとする宛行状であった。

比志島氏は油須木を当知行していたことがあったが、島津氏からの宛行はなかった。今回料所として安堵するというのはなるほどと思うが、実は満家院では、六四年間もの長期にわたって守護島津氏による知行の沙汰はなかった。久豊のこの宛行は満家院に

とつて、ひさしぶりの島津氏の登場だった。

伊集院氏の所領

南北朝期から室町前期まで、満家院中には伊集院氏の政治力が及び、比志島氏の満家院内の所領ですら伊集院氏の証判に頼るなど、伊集院氏による所領掌握が続いていた。それは貞治二年（一二六三）小山田・中俣内水田五町、藪九ヶ所が忠国ら伊集院氏連署で円勝寺に寄進され、応安七年（一二七四）蒲が原村の山野を久氏から犬太郎母に一期の譲状が書かれ、応永二年（一四〇六）島津頼久（貞久の子、越前金崎城攻めに従事）が中俣の淵之上の水田一町五反を川田義尹に譲り（川田家文書 一七号）、応永二十七年（一四二〇）頼久が郡山名の常葉門の水田等二町二反を円通庵に寄進し、同二九年（一四二二）頼久が寂照庵の遺路田畠を了円都寺の寮の修理料として寄進していることで確認できる（『伊集院氏一流系図』『新編島津氏世録支流系図』『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 諸氏系譜一』）。こういう状況下に守護島津久豊の比志島氏への知行宛行であったので、久豊の満家院への関与が目立つのである。

伊集院頼久の満家院攻め

久豊は応永二〇年（一四一三）四月、菱刈院に出陣した。その隙をついて、伊集院頼久は久豊の居城、鹿児島清水城を夜襲し、攻略した。留守を預かっていた北原氏等が東福寺古城に移って、下大隅に救援を依頼したところ、伊集院氏勢が原良村に引いたと聞いた久豊は、周囲の声を無視して自ら百騎を率い、翌日清水城下に至り、

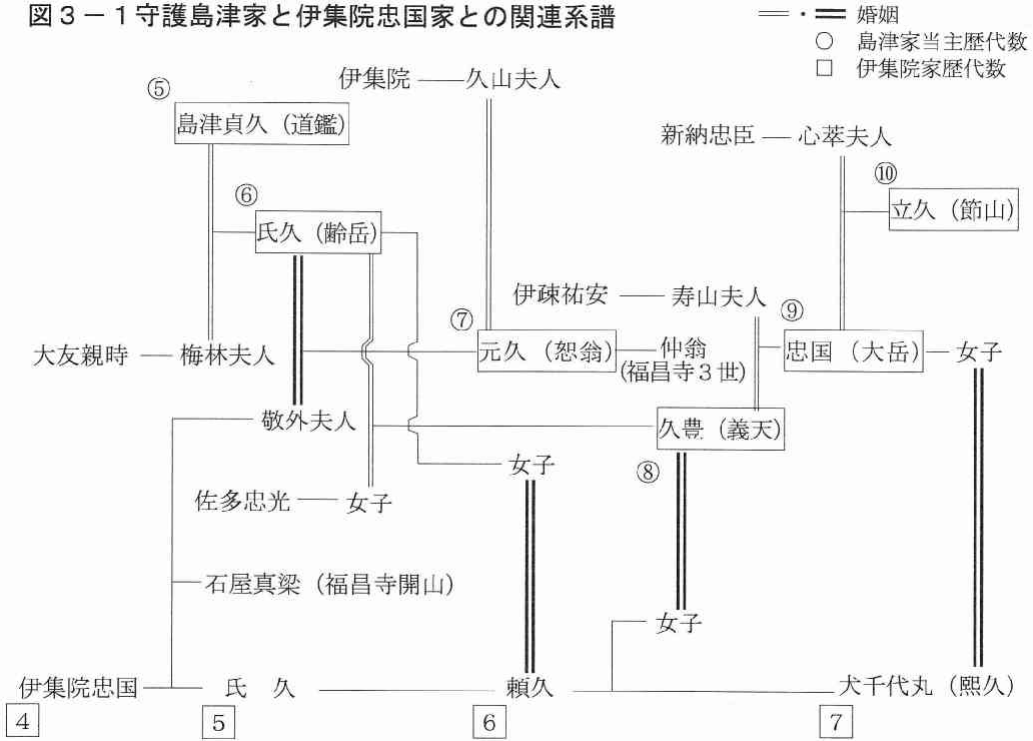
東福寺城に迎えられた。久豊が勇猛な武将であることが分かるが、この軍勢では清水城を守るのは難しく、取り敢えず東福寺城を頼み、伊集院頼久勢を追放しようとした。

これから七ヶ月間かけて頼久の追討を準備した。その追討勢は河田右衛門尉、小山田伊賀丞範清（久範弟）、前田又四郎範国、副田氏等だった。この四人のうち副田氏以外は比志島氏の一族であった。彼等は十一月二日頼久と原良で戦い頼久勢に打撃を与え、頼久を降伏させた。久豊は頼久を放免した。

二月七・八日と比志島久範は伊集院氏と戦い、八日には僧仁叟・郡山源左衛門尉・竹下伊豆守範春入道尊仙・川田助四郎（義祐弟）・小山田又九郎・前田源五郎等が討ち取られている。続いて翌応永二年（一四一四）一月二日、伊集院氏が小山田城にいる小山田範清を攻めた。そこで範清は一族の出羽守義村・淡路守貞隆・孫次郎貞行（貞隆の子）らと大迫野首で伊集院勢を討ち、逃げる伊集院勢を竹山村や石谷村まで追撃した（『旧』郷土史・上巻）。

この前年一二月からの戦いは、満家院と伊集院とその周囲で発生しており、中世の満家院をめぐる戦いでは最も厳しいものとなった。伊集院氏とわたりあった者の中で氏名が分かるのは全員比志島氏とその一族であったから、当初の鹿児島での守護島津氏と伊集院頼久との戦いとは色合いが異なっており、後半は主に伊集院氏が比志島氏から受けた打撃に反撃を試みたもので、すべて伊集院氏が仕掛けたものであった。全体の過程は約一〇ヶ月に及んだ。守護島津氏の軍勢の主体は、すべて比志島氏だったので、実際は満家院勢が押し寄せてくる大規模な伊集院氏勢と相対峙したことになり、その犠牲

図3-1 守護島津家と伊集院忠国家との関連系譜



は六人にも達した。

「御城用心を」

その後応永二四年（二四一七）頼久は谷山での戦いで降伏、応永二七年（二四二〇）に頼久が再度伊集院で降伏し、南方勢（川辺等に寄る島津総州家等）も全員それにならった。この年久豊は頼久を川辺に移し、子の犬千代丸を伊集院に置き、頼久の娘を久豊の後妻とするなど、久豊は頼久をはつきりと臣従させた（『島津国史』巻之九）。久豊が守護島津氏を強引に継いで一〇年目にして漸く、主要な反対派頼久を従えたのであった。この通り応永の戦いは、表向きは伊集院頼久対守護島津氏の争いであって、比志島氏は守護島津氏に従う形で戦った。

応永二二年（二四一四）三月守護久豊は比志島氏に対し「伊集院氏が降伏したこと、比志島氏の功績が大きいこと、この働きは生涯忘れないこと、伊集院氏が一時知行していた土地については不安があるかもしれないが比志島氏が不利になるようにはしないことを誓約する」と書き送った（比志島文書二二・二三三号）。この書状は応永二一年に書かれたといわれているが、内容としては応永二七年以降ではないだろうか。

応永二九年（二四二二）になると、久豊が伊集院に居た島津総州家守久を肥前に追放し、薩摩では優勢になった。それでも久豊は比志島氏に「南方を退治したが、何を企んでいるか分からないから、御城用心をせよ、堅い御用心を頼む」と書いた（同二三三号）。この様に比志島氏は、守護久豊に従って伊集院氏を弱体化させ、伊集

院氏の掌握下に置かれた満家院を回復することができた。そして自らの所属を伊集院氏から守護島津氏の家臣へと切り替えた。

2 室町後期の戦い

島津久豊と「福昌寺仏殿造営奉加帳」

この守護久豊期の応永二九年（一四二二）頃に作成された「福昌寺仏殿造営奉加帳」（『旧記雑録前編 卷三七』）は、久豊が島津氏の菩提寺である鹿兒島の福昌寺の仏殿を作るために寄付を募ったもので、寄付した者の氏名と、その寄付内容を書いたものである。島津氏は主要な領主を網羅し、島津氏主従全員が結縁することも考慮して、奉加帳形式を取っているが、寄付すべき対象者を整理したものであった。従って、島津氏自身を含む家臣の家別の全容を示していると思われる。それによれば、島津氏とその一族が一家（実際は各家の家長）、薩摩、大隅、日向の主な領主が七七人、合せて八八人が記載されている。守護は最高で造営に三〇貫文を負担する。

次は家臣で最高は五貫文を負担する七人。以下四貫文の負担者は一人、三貫文の負担は一人、二貫文の負担は一人、一貫文の負担は二五人、六〇〇文以下は一九人、その他石納等で、平均負担額は二貫以上だが、最も多いのは一貫文を負担する者だった。島津氏の基幹となる家臣層は一貫文（以上）を負担する者であるとみていい。

そのなかで伊集院頼久は島津一門として、守護を除けば最高の五貫文を負担するようになっており、比志島義清、小山田元平、河田

紹頭等満家院関係者三人は、それぞれ一貫文を負担するようになっていた。伊集院氏が一族の一員として重視されていたのに対し、比志島氏関係の三人は負担額も平均的であり、典型的な島津家臣団の一員であった。この時点には、元久期までしばしばみられた比志島一族という区分は用いられず、比志島氏と小山田、河田両氏はそれぞれ独自に久豊に従うようになってきたと考えられる。

久豊初期には、戦いの場が近く、守護のもとで軍役に従ったが、その後戦線が満家院から離れると、満家院勢は久豊に従うことはほとんどなくなつた。従って満家院の比志島氏以下は、守護の城とその周辺での働きが主要なものとなつていた。その役割に応じて、島津氏家臣団の中では、島津氏の身近での働きを評価される、信頼される被官となつていたと考えられる。

ところで奉加帳に登場した比志島義清は、比志島六代久範の子で、応永三四年（一四二七）に、久範から満家院内五ヶ所惣領職を相伝し、比志島七代目となつていた（比志島文書三〇号）。

島津忠国と比志島氏

久豊はというと、応永三二年（一四二五）一月、日向の伊東氏と対抗している最中に没した。そこで子の忠国が薩摩大隅日向三ヶ国の守護職を相続した。忠国が守護島津九代目となったことは、八月に室町將軍義持によって承認された（応永三二年八月二十八日「足利義持下文」）。

その忠国が守護となると、応永二十七年（一四二〇）以降島津氏に従っていた伊集院氏が、再び守護島津氏に対立するようになった

(比志島文書二二七号)。これは、久豊が「南方は退治したが、お城の用心を忘れるな」といつていたことに該当することなのである(比志島文書二二三号)。年不詳だが、旧記雑録が永享二年(一四三〇)と推定する忠国から比志島氏宛の書状には「春山城では残念だった。伊集院方は、今取り乱していて沙汰できない。自分の身の上も危ないので落胆している。援けて欲しい。伊集院氏との戦いは慎重に進めて欲しい」とある(比志島文書二一九号)。頼久が和睦して以来一〇年余、その子熙久の時代に入つての動きであつた。伊集院氏の動きは、肥後と薩摩北部の領主の動きと連動したもので、永享四年(一四三二)には「薩隅日三州一揆兵乱」(『島津国史』卷之十)といわれる大掛かりなものとなつた。

守護島津氏に対する伊集院氏の反抗となると、島津氏はその警固を比志島氏に依頼するのが慣例であつた。久豊以来守護島津氏に従つていた比志島氏は、このとき、忠国に期待した。そこで永享四年(一四三二)五月に忠国が比志島氏に起請文を書いた(同二二二一)。特にこの度の忠節は生涯忘れずという文言は、この時期比志島氏のみが守護のそばにいたと思われ、実際に満家院勢が守護の警固に当たつていたに違いない。

それでも一揆勢が鹿兒島城を襲うのではないかと恐れた忠国は、永享四年(一四三二)には弟の用久に守護職をまかせて、自らは大隅の末吉城に難を避けた。用久は国一揆を制圧し、守護と称した程だったが(永享一二年二月一日「島津持氏袖判証状」)、忠国は嘉吉元年(一四四一)將軍義教による「南九州に逃亡した弟義昭を討て」と言う指令に従つて幕府の支持を得て(嘉吉二年一〇月二五日

「足利將軍家御教書」)、文安五年(一四四八)用久を従わせた。忠国は、將軍と結ぶことで領国の運営を実現しようとし、それに成功した。そればかりか將軍から造内裏料段銭や天童寺造管用硫黄の調進を命じられており、さらには勘合符にも手が届きそうであつた(福島金治「室町幕府と島津氏」)。將軍とのパイプが有効に作用したのである。將軍・幕府は忠国の領国運営には頼もしい存在となつた。こうなれば、用久に近かつた伊集院氏は(嘉吉二年(一四四二)五月二日「伊集院熙久安堵状」)忠国には目障りな存在となつてくる。宝徳二年(一四五〇)当主伊集院熙久は肥後に追放された(『島津国史』卷之十)。

このとき忠国は自ら兵を率いて伊集院に向かい、城を囲んでいるので、満家院勢は比志島氏に従つて動員されたであろう。当然ながら伊集院は守護島津氏領となり、満家院も同様島津氏領となつたと思われ、比志島氏は守護島津氏に満家院での諸職の安堵を期待したのである。

島津立久の登場

立久は当主になる前、父の代理で戦いに当たつていて、享徳三年(一四五四)大隅の帖佐の平山氏が反抗した際には、比志島八代義重に一族を率いさせて討たせたという。義重は永享四年(一四三二)に比志島七代義清から五ヶ所の惣領職を譲られていて(同二二三二号)、この時期には比志島氏の当主として、辺牟木兵庫、東俣兵衛次郎、前田又四郎、西俣左近丞、小野木村太郎、川田三四郎、小山田彦五郎を動員したという(『鹿兒島県史 第一卷』)。これがもし事実な

ら、比志島一族が大隅で戦ったことになり、一族とは言え、支族を七氏も動員したことは極めて注目すべき事態である。しかし、今までの文書がそうだったように、実際には軍勢催促を受けただけではないかと思われるため、今後の検討に俟ちたい。

ところで、比志島文書には年不詳だが、島津立久から義重に宛てた手紙が二通ある。ひとつは、駆け回って「城誘」^{しろこぼえ}をするのが大事だという内容で（比志島文書二三三号）、これだと帖佐での戦いにも当てはまるが、もうひとつは伊集院氏が敵対したのを防いだから比志島氏は油断しているのではないか。鹿児島との連絡路を切られているので、七曲で待ち伏せを仕かけていると聞き、比志島氏が頼りだ、と述べている（同二三四号）。

これは立久が鹿児島にいて、伊集院氏に周囲を囲まれた様子と思われ、伊敷、川上、七曲とあり、満家院と鹿児島周辺での戦いを想定せざるを得ない。忠国は宝徳二年（一四五〇）に伊集院氏を追放したが、その後巻き返しの体制を立て直したのである。守護島津氏は大変な事態に直面したわけである。

今までの島津氏による比志島氏への軍勢催促の枠組みと重なる事態になったわけで、ここは満家院の比志島氏の出番である。だとすると、先ほどの城誘いもこの関連で読むこともでき、帖佐での戦いの様子ではないことになる。いずれにせよこの書状からは、義重が満家院のすぐそばで島津氏を救援しようとしていると想定するしかない。それも野伏せりを含む、地域に溶け込んだ形の戦いであり、満家院とその周辺で、地域住民と一体となった戦いが行われたと思われる。

これは立久が長祿三年（一四五九）以降忠国と対立し、忠国が加世田へ出るのと入れ替って清水城に入った時期以降のことであり、あるいは文明二年（一四七〇）に忠国が没し、立久が守護島津一〇代目となった後のこともかもしれない。立久と比志島義重とはかわりが深いことになる。

この時期は次章に触れる応仁文明の乱の直前で、全国一斉に中世中期から中世後期すなわち室町期が戦国期に移行する、守護の家督にある者が実際には政治力を発揮できず、誰であれ実力に任せて領国を作って大名になることが当然だと思われる時代の到来期である。忠国が用久に、そして立久に実権を任せたとしたが、それは守護が領国の実権を維持できなかったことでもあり、ここ満家院を含む守護島津氏の領域にも新しい激動の時代が到来したのである。

【参考文献】

- 水上一久『中世の荘園と社会』（昭和四四年九月）
福島金治「室町幕府と島津氏」（『戦国島津氏の領国形成』昭和六三年
一二月）
郡山良光「室町時代の鹿児島」（『鹿児島市史Ⅰ』昭和四四年二月）

第四章 中世後期

第一節 戦国期と織豊政権期

1 中世後期の満家院

激動の時期

中世後期は、応仁文明の乱から関ヶ原合戦までの日本史上最も激動的であった期間であった。

この期間は室町政権を頂点とする政治秩序が崩れ、全国を統括する政権が実権を失い消滅に近い状況になった時期で、そこから全国を統括する政権が構築されるスリル満点な政治過程だった。中央政権が弱体化したので、中世中期の中央政権関係者には無法社会の様相を呈した。実際各地では日常的に合戦が起きていたし、群雄と言われる地域政治の担い手が戦国大名となり、さらに中央政権を担うべく覇を競った。それは各地に自立した権力が登場し、各地にそれぞれ独自の秩序を作りあげる生産的で、創造的な秩序作りが繰り広げられた期間となった。分国法の存在が示す通り、戦国大名の領域にはかなり独自の法体系ができていた。地域ごとに、独自の政治が展開した時期でもあった。実力主義の社会だったから、生き抜くには自分の力を発揮しなければならず厳しい側面があったが、多くの人々は生き甲斐に満ちた社会だった。

世 中 この時期の満家院の人々の活動を知るには、戦国期と織豊政権期とをまとめてみていこう。

織豊政権期

ところで全国の歴史をみていく際は、織豊政権の時期を近世として、織豊政権期特に豊臣政権を中世ではないというのが通例である。その織豊政権の時期は、信長が永禄十一年（一五六八）に足利義昭を推戴して入京した時期に始まり、秀吉が北条氏を討ち取って全国統一を達成した天正一九年（一五九一）に終るとしている。確かに日本の中央政権の歴史を考察するにはこの観点は有効であるが、織豊政権は畿内から順次周辺地域を「平定」したのであって、「平定」されるまでは各地域は、織豊政権に敵対して独自性を主張していた。地域毎に織豊政権に従った時期が違うのは当然である。

南九州では天正一五年（一五八七）までは戦国大名の政権が分立していたので、この地域のひとびとの活動を、信長の入京で区分するなどということは意味が無い。そればかりか織豊政権に属しても、直ちに地元の秩序が変わるものではないので、織豊政権に組み込まれても、そこで区分すればいいとも言えない。

こう考えて、中世後期として戦国期（室町後期と言う場合もある。）と織豊政権期を取りあげ、その時期即ち寛正元年（一四六〇）頃から慶長五年（一六〇〇）頃までの満家院の人々をみていくことにしよう。

2 応仁文明の乱

三管四職

室町幕府で將軍を補佐し政務を総括する補佐役を当初は執事、貞治元年（一三六二）からは管領と呼んだ。執事は高師直、細川清氏で、斯波義將からが管領と呼ばれ、その後足利一族の斯波、細川、畠山の三家が交代で就任したので三管と称された。管領の下で実務を分担したのが政所、侍所、問注所、評定所で、そのなかで京都の町の警備、刑事、裁判を管轄した侍所長官の頭人が権力を伸ばし、後に山名、一色、赤松、京極の四家が交代で就任したので四職と称された。彼等は、馬廻衆を持つ將軍に対抗して、特定の国の守護職を世襲し、領国内のひとびとと結合を強め守護大名となつて將軍に対抗するようになった。

六代室町將軍義教は専制を実現したが、嘉吉元年（一四四一）赤松満祐に討たれると、七代義勝が九歳で就任したが一年で没し、八代義政が七歳で後継者に擬せられたが、將軍の權威は失墜し、三管領家と、嘉吉の乱で赤松氏を討つて意気盛んな四職の山名氏が主導権争いをはじめた。

その頃天災が頻発し、経済的な混乱が発生したことも加わつて幕府財政は危機に遭遇し、貸借関係を破棄する徳政が広がった。享徳三年（一四五四）には幕府は財政補填のため、債務者から借錢の一分の一を幕府に納めれば債務を破棄する分一徳政を実施、長禄元年（一四五七）には借錢年紀本物返地について債権者が五分の一を幕府に納めれば徳政を適用しないと言う政策を取り、幕府は年中徳政を行うなど政治・社会は混乱の極に達した。

そこに將軍家、守護大名家で相次ぐ家督争いが生じた。畠山家では持国の後を政長と義就が争い、斯波家では義健の後を義敏と義廉

が争い、義敏は細川勝元を頼み、義廉は山名持豊を頼んだ。義政は六年に及ぶ騒動を乗り切つて宝徳元年（一四四九）正式に八代將軍に就任し、その後継者に、義政の弟義視を決めたが、寛正六年（一四六五）義政と日野富子の間に義尚が生まれると、これを覆したので、後継者争いになり、義視が細川勝元を、富子が山名持豊を頼んだ。

山名勢と細川勢との衝突

文正元年（一四六六）義政と義視が斯波家の後継者争いにかかわつて対立すると、義廉と持豊が領国から兵を集め、勝元も同様に兵を集めた。応仁元年（一四六七）持豊は義政に、畠山義就を許し、勝元と畠山政長を追放させ、斯波義廉を管領にした。そこで政長は自邸を焼いて上御霊社に籠つた。これに対し、持豊は義就と美濃、近江、備後等の大軍を擁し、堀川の西の山名邸を本陣とし、勝元は土佐、摂津、安芸等の大軍を率いて花の御所を本陣とした。

義視を擁した西軍山名持豊には一族の外に斯波義廉・畠山義就・一色義直・土岐成頼・六角高頼等二十ヶ国九万の軍勢、義政を擁した東軍細川勝元には一族の外に畠山政長・斯波義敏・赤松政則・京極持清・武田国信等二四ヶ国一六万の軍勢、合わせて二五万もの大軍勢が花の御所の周辺に結集した。細川勢に対抗し、山名勢は付近の道を掘り返して陣を作つたが、戦況は膠着状態になつてしまった。そのなかで応仁二年（一四六八）四月から山名勢は花の御所攻めのため深い堀を巡らし、高い土塁で囲み、多数の櫓を建て、更に井樓（組み上げ型の櫓）を上げ、なかには二〇呎もの高さになる大きい

井樓があつて、そこから石火矢や石礮を発射した（『山科家礼記』、『碧山日録』）。街なかに高檣が建つのは全く異常なことで、京都の街は激甚災害を蒙つたも同然だった。だが膠着状態の戦況は遂に変わらず、一〇年程して、両軍が撤退して京都の街が荒れるにまかせのまま合戦は終了した。しかしこれ以降、戦いが全国で展開する中世後期であり、全国的には戦国時代と呼ばれ、戦国大名が登場した。

3 戦国大名

独自の政治体系

戦国期を特徴づけるのは戦国大名の存在である。その戦国大名とは国や郡を単位に所領安堵権、軍事指揮権、裁判権を掌握し領域を独自の政治体系で専制的に統治する領主のことである。戦国大名は法令で定められるものではないのでその家数を確定するのは容易ではない。しかし山口隼正「戦国大名表」によれば戦国大名は一四六家になり、その前身を辿ると、国人や国人の家臣に系譜を持つ家が圧倒的に多いとされていて、これが通説となっている。

こういふなかで当地の守護島津氏は、戦国大名への道を歩んだ。島津氏が戦国大名となるのは、領国内部での力関係が主要な問題であつたが、周囲の代表的な戦国大名（沖縄を含む九州の戦国大名）家との争いがかなりの比重を占めている。そこで周囲の大名を、別に北から順にあげると次の通りである。なお（ ）内の△は前身为守護大名、□は前身为守護代、地名は本貫地（山口隼正「戦国大名表」参照）である。

九州の戦国大名

対馬の宗（□府中）、筑前の少弐（大宰府）、同立花（立花）、同秋月（秋月）、豊後の大友（△府内）、肥前の松浦（平戸）、同有馬（日野江）、同大村（大村）、同龍造寺（佐賀）、同宇久（五島）、肥後の相良（入吉）、同阿蘇（阿蘇）、同菊池（△隈府）、日向の伊東（都於郡）、大隅の肝付（高山）、同種子島（種子島）、琉球の尚（浦添）。

この中で戦国後期に優勢だったのは対馬の宗、筑前の立花、秋月、豊後の大友、肥前の松浦、有馬、大村、龍造寺、肥後の相良、阿蘇、菊池、日向の伊東、琉球の尚と薩摩の島津の一四氏であつたが、薩摩の島津氏が断然有力であつた。

この一四氏が織豊政権下に組み込まれたのは天正一五年（一五八七）であつたが、例外があつた。それは琉球の尚氏で、同氏は慶長一四年（一六〇九）に徳川政権の後押しで島津氏が統一するまでは戦国大名であつた。

4 中世後期の時期区分

この中世後期は大きく分けると、戦国期と織豊政権期の前後ふたつの時期から構成されている。戦国期はその特徴を考慮すると次ぎの通り三分できる。この時期最大の特徴は前述の通り日常的な合戦の発生であつた。そこで時期区分に応じた主な合戦を開戦年次順に示しておきたい。

戦国前期

前期は応仁元年（一四六七）から天文二二年（一五四三）頃までで代表的な戦国大名として北条早雲・氏綱、斎藤道三・尼子経久・大内義隆・島津忠良等がいるが、室町幕府が継続しており将軍も存在していた。しかしこの期の将軍は戦国大名に利用された側面が強い。とは言え利用されるだけの伝統や権威があったことにも注目するべきであろう。時流としては守護大名体制の崩壊期であった。

代表的な合戦は応仁元年（一四六七）山城応仁の乱（細川勝元・山名宗全）、文明九年（一四七七）武藏江古田原・沼袋合戦（太田道灌・豊島泰経）、明応九年（一五〇〇）琉球石垣大浜遠弥計赤蜂の乱（尚真・遠弥計赤蜂保武川）、永正三年（一五〇六）越前九頭竜川合戦（朝倉貞景・一向一揆）、大永三年（一五二三）近江今浜城合戦（京極高清・浅井亮政、天文五年（一五三六）駿河花倉の乱（今川義元・玄広惠探、天文七年（一五三八）下総第一次国府台合戦（北条氏綱・足利義明）、天文一〇年（一五四二）安芸郡山城合戦（毛利元就・尼子久幸）、天文一一年（一五四二）出雲第一次月山富田城合戦（大内義隆・尼子晴久）である。

戦国中期

中期は天文二三年（一五四四）から天正元年（一五七三）までで武田信玄、上杉謙信、浅井長政、松永久秀、毛利元就、島津貴久等がいて、室町幕府も将軍も存在していた。下剋上を達成した戦国大名が登場し始めたことが目立つことである。

表4-1 島津氏（本家）歴代当主

これむねただやす 惟宗忠康	—	ただひさ 忠久(1・1227没)	—	ただとき 忠時(2・1272没)	—	ひさつね 久経(3・1284筥崎没)	—
ただむね 忠宗(4・1325没)	—	さだひさ 貞久(5・1363没)	—	もろひさ 師久(6・1376没)	—	これひさ 伊久(7)	
				—	氏久(6・1387没)	—	元久(7)
ひさとよ 久豊(8・1425没)	—	ただくに 忠国(9・1470没)	—	たつひさ 立久(10・1474没)	—		
ただまさ 忠昌(11・1508没)	—	ただはる 忠治(12・1515没)	—	ただたか 忠隆(13・1519没)	—		
かつひさ 勝久(14・1573没)	—	たかひさ 貴久(15・1571没)	—	よしひさ 義久(16・1611没)	—		
いえひさ 家久(18・1638没)	—	みつひさ 光久(19・1694没)	—	つなたか 綱貴(20・1704没)	—		
よしたか 吉貴(21・1747没)	—	つくとよ 継豊(22・1760没)	—	むねのぶ 宗信(23・1749没)	—		
しげとし 重年(24・1755没)	—	しげひで 重豪(25・1833没)	—	なりのぶ 斉宣(23・1749没)	—		
なりおき 斉興(27・1856没)	—	なりあきら 成彬(28・1858没)	—	ただよし 忠義(29・1897没)	—		
ただしげ 忠重(30・1968没)	—	ただひで 忠秀(31)					[島津本家は義弘を17代としている。]

代表的な合戦は天文一五年（一五四六）武蔵河越合戦（北条氏康・山内上菓が憲政）、天文二三年（一五五四）安芸折敷畑合戦（毛利元就・宮川房長、永祿三年（一五六〇）尾張桶狭間合戦（今川義元・織田信長）、永祿四年（一五六二）信濃川中島合戦（武田信玄・上杉謙信）、永祿七年（一五六四）下総第二次国府台合戦（北条氏康・太田資正）、永祿九年（一五六六）出雲第二次月山富田合戦（毛利元就・尼子義久）、永祿一〇年（一五六七）美濃稲葉山城合戦（織田信長・斎藤龍興）、永祿一一年（一五六八）駿河今川館合戦（武田信玄・今川氏真）、永祿一二年（一五六九）筑前立花城合戦（大友宗麟・毛利元就）、元龜元年（一五七〇）近江姉川合戦（織田信長・浅井長政）、元龜三年（一五七二）遠江三方ヶ原合戦（武田信玄・徳川家康）である。

戦国後期

後期は天正二年（一五七四）から天正一九年（一五九二）までで織田信長、羽柴秀吉、伊達政宗、毛利輝元、龍造寺隆信、大友宗麟、長宗我部元親、島津義久等がいて、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州と言う地域毎に淘汰が進み、有力な戦国大名が登場した。そしてそのなかから全国の覇者となる大名すなわち統一政権としての織豊政権が登場する時期でもあった。戦国期は当然ながら、豊臣秀吉による全国制覇の達成で終る。

代表的な合戦は天正二年（一五七四）遠江第一次高天神城合戦（武田勝頼・小笠原長忠）、天正三年（一五七五）三河長篠設楽ヶ原合戦（織田信長・武田勝頼）、天正四年（一五七六）能登七尾城合戦（上杉謙信・長統連）、天正六年（一五七八）日向耳川合戦（大友宗麟・島津

義久）、天正六年（一五七八）御館の乱（上杉景勝・上杉景虎）、天正九年（一五八一）遠江第二次高天神城合戦（徳川家康・岡部真幸）、天正九年（一五八一）因幡鳥取城合戦（羽柴秀吉・吉川経家）、天正一〇年（一五八二）甲斐田野合戦（武田勝頼・滝川一益）、天正一〇年（一五八二）山城本能寺の変（織田信長・明智光秀）、天正一〇年（一五八二）備中高松城合戦（羽柴秀吉・清水宗治）、天正一〇年（一五八二）山城山崎合戦（羽柴秀吉・明智光秀）、天正一一年（一五八三）近江賤ヶ岳合戦（羽柴秀吉・柴田勝家）、天正一二年（一五八四）肥前沖田畷合戦（島津家久・龍造寺隆信）、天正一二年（一五八四）尾張小牧長久手合戦（羽柴秀吉・徳川家康）、天正一三年（一五八五）紀伊太田城合戦（羽柴秀吉・太田党）、天正一五年（一五八七）日向高城合戦（羽柴秀長・島津義久）、天正一七年（一五八九）陸奥磨上原合戦（伊達政宗・芦名義広）、天正一八年（一五九〇）相模小田原合戦（豊臣秀吉・北条氏政）、天正一九年（一五九二）陸奥九戸政実の乱（九戸政実・蒲生氏郷）である。

織豊政権期

これ以降が織豊政権期で、文禄元年（一五九二）から慶長五年（一六〇〇）にかけてのことであった。この時期をリードしたのは織田信長と豊臣秀吉とであることは改めて言うまでもない。

代表的な合戦は文禄元年（一五九二）朝鮮文禄慶長の役（豊臣秀吉・宣祖）、慶長五年（一六〇〇）豊後石垣原合戦（黒田如水・大友吉統）、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原合戦（徳川家康・石田三成）、慶長五年（一六〇〇）出羽長谷堂城合戦（最上義光・上杉景勝）、慶長一九年

(二六一四)大坂冬の陣(徳川家康・豊臣秀頼、元和元年(二六一五)大坂夏の陣(徳川家康・豊臣秀頼)、寛永一四年(二六三七)肥前島原合戦(松倉勝家・益田時貞)である。

第二節 鹿兒島の戦国期の幕開き

1 鹿兒島の中世後期

鹿兒島の戦国前期

鹿兒島の中世後期は戦国期と織豊政権期とからなり、戦国期は前期、中期、後期に分けられる。

戦国前期は、応仁元年(一四六七)から一〇年にわたった応仁の乱を契機として、守護島津本家が「三国(薩摩、大隅、日向)騒乱」といわれた動乱を迎え、島津分家や有力国衆に翻弄されたが、自ら戦国大名へ変身することで、動乱を克服した過程である。守護島津本家の家督は九代忠国、一〇代立久、一一代忠昌、一二代忠治、一三代忠隆、一四代勝久と譲られたが、多くが若年で襲封しかつ健康に優れず、粉骨砕身、領国経営に邁進したが実効はなかった。守護島津氏の土台は守護領国制であったが、これは中世中期に対応した政治経済社会の体制で、中世後期の時流には対応できなかつた。そのため家臣団の抵抗が広がり、家臣団を統制できず苦しんだ。なかでも忠昌や勝久は極限状況に置かれた。

これを克服したのが、島津分家である伊作相州家の忠良だった。忠良は大永六年(一五二六)以降、島津本家の家督一五代に自分の

子貴久を据え、本家を守る大名から戦国大名へと変身させた。守護領国体制を脱皮するこの過程の眼目のひとつは分家による本家家督の継承であった。この忠良の取り組みの根本は、全国各地で展開した下剋上と共通したものだ。とは言え、禅譲の形態を取ることでも守護大名から戦国大名へ変身することができたのは全国的にも珍しいケースで、この期間こそ鹿兒島の戦国前期であり、この間戦国島津氏の所領は薩摩半島に限られていた。これは全国の戦国前期の動向にほぼ対応しており島津氏は一五四〇年代に戦国大名に変身してきた。

鹿兒島の戦国中期以降

その戦国島津氏は忠良、貴久親子が天文一九年(一五五〇)鹿兒島に内城を築いてこれに拠り、その後貴久と義久親子が戦国家臣団の確立を目指し薩摩、大隅、日向南部を平定することすなわち三か国を戦国領国とすることを最優先しそれに成功した。この期間が鹿兒島の戦国中期である。戦国島津氏はこの期間を島津氏の本貫地の再統一過程と理解し全力で取り組んだ。天正五年(一五七七)にはそれが完遂する。この期は全国の戦国中期の動向にほぼ対応している。

引き続き義久が先頭に立って、弟義弘らと地頭衆中制による本格的戦国家臣団を作りあげ、九州全域を戦国領国にしようとした。本貫地の人材だけで苦難を乗り越えて九州の領国化を目指し、成功直前に至ったが、北部九州を領国とする大友氏が、全国統一を目前にした秀吉を呼び込んだので、島津氏は、秀吉と対決することになつ

た。これが鹿児島島の戦国後期で、全国の戦国後期の前半に相当する。

天正一五年（一五八七）秀吉に降伏し秀吉大名となる道を選択した島津氏は、戦国大名に終止符を打って、領国の維持に邁進した。

これ以降島津氏は秀吉の強引な領国経営に苦しみながらも義久、義弘、家久（義弘の子）の三殿体制で島津領国の保全に当たり、秀吉大名として強い存在感を示した。いくつもの危機を克服したうえで、徳川家康による政権掌握を見据え徳川大名への道筋も模索した。この期間が鹿児島島の織豊政権期で、全国の戦国後期の後半と織豊政権期の動向に対応し、慶長五年（一六〇〇）以降の近世大名として存在するための基盤を確立した。

満家院のおかれた環境を以上の様に整理したうえで、続いて中世後期なかでもそのハイライトとも言うべき時期である戦国動乱期の満家院をみていきたい。戦国動乱期の満家院に関する史料は、中世前期の場合には研究されているとは言えない。今まで充分な分析が施されていないし、当該史料の解釈も容易ではないものが少なくない。そこで今回は史料に恵まれた島津氏の動静に目配りしながらみていくことになる。最初は満家院の中世後期のなかの戦国前期の前半期（すなわち一五世紀後半）の歴史についてである。

2 鹿児島島の戦国前期の前半期

文明六年（一四七四）の史料

鹿児島島の戦国前期の幕が切って落とされた守護島津一〇代忠昌の文明六年（一四七四）八月現在で、守護領全域の家臣を網羅した史

料がある。それは「行脚僧雜録」という表題で島津家文書中の旧記前編卷三九に収められており、『鹿児島県史料 旧記雜録 前編二』に一四九六号文書として刊行されている。

この筆者は修行のため南九州を回遊していた僧で、当地の守護について氏名・官職・年齢・拠城を書き、続いて家臣を六区分して拠城名を書きその領主名を書いた。領主の区分は、①一族、支族と思われるもの、②「御手持之城柱」、③「国之面々」、④「御内之方々」、⑤「衆」、⑥「有力有勢の領主」としており、一領主で数か拠城を持つ者や数人で一か城を持つ者等多様であるが、当時の独特な言い回しを使って、島津氏の家臣の全容と領国内の拠城の全容を示そうとしている。そこにはもちろん満家院の領主についても言及されている。

戦国前期の島津氏家臣団

満家院の状況を知るうえで必要なことに限って、当史料の示しているところを整理することからはじめたい。当時の島津氏の家臣団は、広大な所領を管轄する分家（一族、支族、庶家とも言う）（前記①）と国衆（③⑥）とが主力だった。一方守護自身は被官を基礎としており、家老（老中・老名・国老とも言う）クラス（②④）と地頭クラス（②④）、衆クラス（⑤）の三種で構成されていたとみていい。この被官が島津氏の中堅的な家臣層であった守護大名が戦国大名になるといえるのは、分家や国衆を、被官化することでもあった。

国衆は独自に城を持ち、分家は原則として守護から城を与えられたが、その城に長期に在城すると私有に近い状況になるので、私領

に近い場合があった。被官には、譜代と新規との区分ができ、新規の被官は主に国衆から採用された。新規の被官は増加する傾向にあったし、守護は分家と国衆を順次被官化することを強く狙っていた。行脚僧雑録によれば、島津氏家臣団はあらかしこの様になっていた。

その家数や人数についていうと、概数であるが分家一九家、国衆一八家、被官では家老クラス九家、地頭クラス二二家、衆クラス一三か城に六五人程度だった。「御内」は守護島津氏の中堅家臣団を形成しており、地頭クラスではそれぞれ一か城を与えられるものだった。(『福本紀昭「中世後期島津氏の権力構造」(『史林』五一の三)、三木靖『薩摩島津氏』、福島金治『戦国大名島津氏の領国形成』)。

「御内」としての満家院の住民

行脚僧雑録で満家院関係についてみることにしよう。満家院については「御内」の項に「郡山城には、現在家老職の村田経安」と出ている。前述の被官の区分を適用すると、守護の政治組織では最上位の家老クラスであった。そして当院との関わりについて言うとき地頭であった。

それに対し満家院で中世中期までしばしば登場した比志島氏や郡山氏、西俣氏、川田(河田)氏そして比志島城については満家院の項には何も書かれていない。

ではどうなっているのか。比志島城は出てこないが、川田氏と比志島氏は、同じ「御内」でも給黎(喜入)の項に登場している。それは「給黎には蒲生氏、頼娃氏、阿多氏、桑波田氏、川田氏、比志島氏」というものである。

この記録をもとに川田氏と比志島氏をみると次のようになる。彼等は守護島津氏の中堅的家臣で当時は蒲生氏等と六人で喜入地域にいてそれぞれ城を預かり、その地域の経営にあたっていた。喜入地域には給黎城と網屋、上籠、琵琶山、米倉、愛宕、上ノの各城跡があり(「中世城館跡一覧 喜入町」(鹿児島県教育委員会『鹿児島の中世城館跡』)、川田・比志島両氏はこのいずれかを拠城としていたものであろう。

因みに周囲の指宿・川辺・知覧の各城には城主がいたと書かれているが、山川・開聞・頼娃については記載がない。とすれば喜入にいた者が、山川・開聞・頼娃にかかわっていたことも考慮しなくてはならないかもしれない。今後の検討課題であろう。

ところで中世中期まで満家院にいた領主のうち、中世後期に島津氏の家臣団として存在し続けたのは川田氏と比志島氏である。そして川田・比志島両氏は相互に独立した存在だった。また川田・比志島両氏は地元を離れて、島津氏の御内として島津氏の直轄地の城を預かった。その預かった城には領域が付随していた。

この職務は、荘園体制上の「職」のように名目的なもので、収益が自動的に付随するものではなかった。まずは軍役を負担する用意をし、地域の治安即ち平穏な生活の維持、地域の防衛と警備のための城番に加えて住民を監督、教導し、恒常的に生産活動を継続し、年貢の納入、課役の徴収等を責務とし、地域内の争論を裁定しそれを強制執行する権限(検断権)を持ち、寺社の造営、年貢等の管理上納等に責任があった。

郡山城と領主

次に満家院をみると次の様に考えられる。当地域では郡山城のみが守護島津氏によって地域統治のための拠点の城とされ、中世中期に当院にあつて活用された比志島城や川田城等は登場しない。

しかし比志島城や川田城等は、比志島氏や川田氏の本城として引き続き存在していて、それぞれが本貫地として城主権を保持していた。潜在的な領有権を保持していたと言つていいだろう。日常には空城であっても、施設はそのまま維持され、何かにつけて旧城主が使うものとなつていた。かつての城主の遺跡であり、かつての城主やその家族、一族と密接な関係を維持していたと思われる。しかしその城付近にいた地域の住民については、かつては城主に包摂されるものだったが、満家院の住民として扱われるようになっていった。この様に比志島城・川田城はこの時期以降、島津氏による統治のためには使われなくなつていった。それは比志島氏と川田氏が、島津氏の御内となつたことで別の守護直轄地で、島津氏から城を与えられることに連動したものであつた。

それに対比し、郡山城は島津氏による満家院統治のための中核施設と位置付けられていた。満家院は島津氏の直轄地であつたから、郡山城が満家院全域の治安すなわち平穏な生活の保持、地域の防衛と警備の責務を果たし、満家院住民の監督と教導、日常的な生産活動の継続、年貢・課役の徴収、論争を裁定しその強制執行、寺社の造営や年貢の管理上納等の責務を果たす院内唯一の場となつていた。中世中期までに登場した満家院勢は、この時点で各地域の住民として暮らし、郡山城の城主の指令があれば軍役にも従つて前になつ

ていたものであろう。尤も建て前は実際に実行できるとは限らなかつた。

村田経安

当時郡山城に配置されたのは村田経安で『本藩人物誌』（鹿児島県史料集Ⅷ）によれば肥後菊池郡村田出身の村田氏の一代目であつた。村田一代如巖が薩摩に移り、一三代道善が島津九代忠国に従い、一四代経房が忠国の家老になつた。旧記雑録中にある文安五年（一四四八）一月七日「伊佐智佐権現坪付」、宝徳二年（一四五〇）二月五日「牛屎院内光吉水田坪付」に経房は家老として署判しており、活躍振りが偲ばれる。その子が一五代経安で、妹が島津一〇代立久の廉中（側室で「村田氏系図」、「旧記雑録前編 卷四一」）、文明二年（一四七〇）立久襲封とほぼ同時に家老になつた。

文明二年（一四七〇）九月四日「村田経安等連署施行状」、文明六年（一四七四）六月一日「村田経安、平田兼宗連署状」、文明一〇年（一四七八）「島津氏家老連署寄進状」、文明一二年（一四八〇）四月五日逸久からの宛所、文明一六年（一四八四）一〇月一五日忠昌からの宛所となつており、年不詳一二月二四日「平田兼宗・村田経安連署状」等があつて、立久のもとだけでなく島津一代忠昌になつても家老であつた。

郡山城は文明二年（一四七〇）頃に与えられた。系図では経安は「鹿児島郡東俣地頭」とあり、郡山城に付随する領域を管轄していたことは前述通りで、言わば当地の地頭であつた。とは言え経安は家老だったので鹿児島島の清水城で島津領国全域の政務を見ていた。

そのため郡山城で満家院の経営に従事する時間は限られたものだったかもしれない。延徳三年（一四九一）になっても郡山郷地頭であり（『二之宮再興棟札』『三国名勝図会』『薩藩名勝志』）、忠昌期となっても城主の地位に変わりはなかった。

しかしその後島津一代忠昌と対立し、明応四年（一四九五）七月五日に討ち取られた。このとき郡山城も取り上げられたに違いはない。なお村田一六代経堯は庄内、財部、帖佐にいて、父が討ち取られてからは肥後菊池に逃れたが、後に島津氏が大きく変貌したのにあやかつて島津領薩摩に帰り島津氏（それは戦国島津氏であったが）に戻った。その後享祿二年（一五二九）一月二日忠良に属して帖佐で戦死した（殉国名敷中「旧記雑録前編 卷四四」）。村田一七代武秀は島津一四代勝久の家老、村田一八代経定は大永年間（一五二六年）以降貴久、義久の家老であった（福島前引書、川崎大十『さつま』の姓氏）。

3 文明年間の合戦と満家院

応仁の乱と守護大名島津氏

応仁の乱が発生したとき守護大名島津氏は二六〇年余にわたり守護を独占し本貫地の薩摩を守護領国としていた。守護への就任からは二八〇年余でもあつて伝統と因習に助けられかつ苦しんでいた。当時島津氏の家督に就いていたのは応永三二年（一四二五）に九代となつた忠国（『島津国史』卷之九）だったが、忠国は弟で島津薩州家の祖となつた用久や子の立久と対立していた。

忠国期の長祿三年（一四五九）からは立久が領国統治関連の文書を発給しており（長祿三年一〇月一九日「島津立久冠状」、比志島文書二二六号）、忠国は名目上の守護で、実権は立久が握っていた。応仁の乱になつて応仁二年（一四六八）に島津季久に、乱の当事者で東軍大将だった細川勝元から大内政弘を討てと書状があり、文明元年（一四六九）立久に、同じく勝元から將軍義教方として大友親繁・菊池重朝と共に、西軍山名宗全方に属した大内政広の領国周防長門城を攻めよと誘われたが乗らなかつた。島津氏は賢明にも中央の政治勢力とは距離を置いた対応をし、それを堅持した（『島津国史』卷之一〇）。

立久は文明二年（一四七〇）、薩摩加世田の別府城で忠国が没したので正規に守護島津一〇代となつた。立久は早く、寛政六年（一四六五）日向の伊東祐堯の娘を嫁にする等日向に気配りすると同時に、弟で伊作島津氏の養子とした久逸を、伊東氏との境目である日向の串間城に配置し、領国保全に力を尽くした。立久は守護職四年で文明六年（一四七四）に没した（『島津国史』卷之一〇、一一）。その後を継いだのは立久の子で、市来龍雲寺に入っていた忠昌で、還俗して守護島津一代となつた。忠昌はその後、海外交渉に夢を託す等の働きがあつたが、就任時には一二歳であり、周囲には帖佐領主島津豊州家季久、加世田領主島津薩州家国久、田布施領主島津相州家友久、串間領主島津伊作家久逸等祖父、父の兄弟が島津氏の分家として存在し、大きな影響を受けた。

文明七年〜九年（一四七五〜七）の乱

守護が、分家筋の影響下におかれていたことを物語るのは文明七（九年（一四七五））の乱である（『島津国史』巻之一二）。文明七年（一四七五）忠昌が分家の薩州家国久・豊州家季久等と、肥後相良氏の処遇で意見を異にすると、翌年（一四七六）国久・季久等に攻められ、更に肥後の相良為統、日向の伊東好祐国・祐亮も国久・季久方となった。そのため鹿兒島を守りきれなくなった忠昌は伊集院へ逃れた。しかし伊作家久逸（忠国の子）、相州家友久（忠国の子）、新納忠統、榎重清等が忠昌方となると、国久等は降伏し、文明九年（一四七七）になって相州家友久・伊作家久逸・薩州家国久・豊州家忠廉・佐多忠山・大島忠徳・新納忠統・加治木満久・樺山長久・北郷義久が連署して忠昌に「一家中契状」を書き、忠昌も彼らに契状を出した（文明九年四月一九日「島津友久等連署状」、同九年四月二一日「島津武久契状」。「旧記雑録前編 卷三九」）。この様に島津本家が分家と契約を取り交わすのは、本家の行動を分家が拘束することであり、守護領国制下でこれ程分家が本家に強い影響力を行使したことはなかった。

忠仁の乱を避けて合戦に巻き込まれるのを回避してきた島津氏ではあったが、忠昌が守護を継いだ翌文明七年（一四七五）遂に領国で合戦が勃発したわけで、これ以降島津氏の守護領国でも合戦が繰り返されることになった。

比志島城が空城に

この文明七（九年）の乱の過程として、文明九年（一四七七）閏一月六日帖佐の島津豊州家季久が、忠昌方であると言うことで吉田城

を攻め、比志島城を占領したことがあった。吉田城は攻めただけだったが比志島城は占拠された（『島津国史』巻之一二）。

さて比志島城であるが、当城は比志島氏の本城であったから、当時近辺では知らない者が少ない著名な城であった。しかし鹿兒島の戦国中期の末頃から比志島城を含む満家院は島津氏の直轄領となっていたのである。その時期は百年程にもなった伊集院氏による満家院支配が、宝徳二年（一四五〇）に伊集院熙久が守護忠国に迫られて肥後に逃亡したことで崩壊したことがきっかけで成立したのである。

その後も満家院では伊集院氏の襲撃を恐れ立久が警告を発していたことは前述した。この時期に満家院は守護の直接管理する地域となり、比志島城等ではなく郡山城が院全域を統治する拠点となったのである。文明六年（一四七四）に満家院が「御内」だったのは、この経過を経た結果であった。もちろん比志島氏は島津氏の御内身分を得て、島津氏から拠城を与えられることになった。そのため比志島城が空城あきしろになっていたのである。

比志島城の占拠と閉城

この空城を占拠するのは難しいことではなかった。そこで季久方は、守護忠昌への反抗としてこの空城である比志島城を占拠したというわけである。当時、郡山城には忠昌の家老村田経安がいたが、比志島城を占拠した季久勢はこの郡山城を攻めるではなく、また比志島城を退去するのでもなかった。空城を占拠して後二か月以上経っても郡山城攻めをせず占拠のみを続けるというのもおおかしな戦術で

ある。

そこで占拠の様子を見ていた忠昌も、二月以上も占拠されているのを放置しておくわけにいかず、三月二四日村田太郎左衛門、和泉孫太郎に比志島城の奪還を命じ、村田氏らは比志島城に派遣された。この軍勢は村田勢が含まれていることから経安が預かっていた郡山城勢が主となっていたものと思われる。満家院内の治安維持は御内の城主の責務であったのだから当然である。そこで村田・和泉勢は比志島城を奪還しようと城に向かったところ、同城内にいた季久方から村田・和泉勢に内通すると称する者がいて、その手引きであったりと同城に入ったところ、同城に閉じ込められてしまったのである。季久勢は村田・和泉勢を城内に引き入れると、逆に城外に出て、城門を閉じたのであった。季久方にももの見事に騙されたのである。そのため村田・和泉勢は数日間、同城に閉じ込められはしたが、軍勢は何とか、ばらばらに逃げ帰れたと言う(『島津国史』卷之二一)。

この城に閉じ込められたことが可笑しい。城は籠城することは考慮してあるが、ひとを閉じ込めておく様には築かれてはいない。攻城勢の油断といわざるを得ないし、占拠していた勢力の奇策であった。

文明一六年〜一八年(一四八四〜八六)の大乱

前述の通り文明五年(一四七三)に、島津一〇代立久は日向南部を統治しようと伊東氏と戦う覚悟で、分家伊作家の久逸を日向国櫛間城に入れていた。ところがこれよりも更に以前、日向南部を統治する目的のために伊東氏と対決しようと新納忠統を日向国飢肥城に

入れていたのであった。忠統は日向南部の統治は自分の仕事であり既に着任しており、久逸は不要だから伊作に戻せと島津一代忠昌に迫った。そこで久逸は櫛間から伊作に返すことになったが、これには逸久が不満で、文明一六年(一四八四)伊東祐国と共に飢肥の新納忠統を、軍勢を動員して攻めはじめた。これは日向での出来事とは言え、島津領内での有力分家による守護島津氏への反抗の嚆矢であって、南九州大乱のもとになった。忠統は忠昌に救援を求めたので、忠昌は島津豊久等を率いて日向に向かい、豊久を失い敗れた。

この間、郡山城の村田経安は忠昌の使いとして一〇月に逸久説得に日向櫛間に行き、その後日向飢肥の忠統を救援するため平田兼宗等と三千の兵を率いて出陣し、一二月には飢肥救援のため日向酒谷城に入ったりした。

日向の合戦が、河田城合戦を生む

翌文明一七年(一四八五)高城氏・東郷氏が薩摩の水引城を、入来院氏が薩摩の碓山城を攻略した。これは渋谷勢が日向に呼応し、守護の目が向いていない間に、勢力を拡大しようとしたのである。

これを知った帖佐の豊州家忠廉は渋谷勢を討とうと考え、二月一日、渋谷勢と結んでいと思われた川田立昌の川田城を攻めたが、立昌は良く守った。一方、川田城の後詰に、市来と伊集院勢八〇〇を率いて上之原に出た郡山城の村田経安は、二〇〇の軍兵を率いた忠廉に待ち伏せを食らわれ打ち破られた。とは言え、忠廉に対抗

していた加治木氏が忠廉勢を追ったので、忠廉は満家院を引き帖佐に戻った。出水の島津薩州家忠興は忠廉に味方し渋谷氏を討とうと湯田城・高城・水引城を攻略した。

一方、忠昌は前年の敗北の雪辱を果たそうと、六月に友久・国久・北郷敏久・樺山長久・忠廉等と共に村田経安を率いて日向に出て伊東祐国を討ち、久逸を降伏させた。なお八月には忠廉と共に村田経安は祁答院を攻めている。

文明一八年（一四八六）祐国の子尹祐が祐国の敵討ちをすると知った忠昌は、忠廉を帖佐から飢肥に移し、忠廉は子の忠朝を福島に入れ伊東氏に備えた。そのため利あらずと久逸は伊作に帰り日向南部での合戦は終結した（『島津国史』巻之二一）。

川田城合戦と上之原遭遇合戦

大乱の経過のなかで記した通り、川田城で川田立昌が城を守備して、島津豊州家忠廉を退けたことがあった。川田城も比志島城同様在当时空城であって、本来川田氏は守護御内として喜入等で在番していたものと思われ、川田城の守備要員ではなかった。その川田氏が満家院で城を守った。これも川田氏の城に寄せる想いの深さのなせる業と考えられよう。見事である。

言うまでもないが満家院は、郡山城の城主村田経安が守るものであって、川田城も経安の守備範囲だった。それは経安も先刻承知で、この忠廉勢の来襲に抗して、市来衆と伊集院衆とを率いて川田城の守備に向かった。しかも率いていた軍勢は八〇〇だと言う、かなり大規模である。但し満家院衆ではないと言うのは如何であろうか。

そして、満家院は自分の所領であり、他者である豊州勢に敗れたのは、更に如何であろうかと言わざるを得ない。

経安はこの合戦の前年にもまた四か月後、六か月後にも軍勢を率いて合戦し、勝利しており、この上之原での敗戦は、全く予想外のことだったかもしれない。そしてこの大乱に際しては、むしろ活発に行動していることを評価すべきなのかもしれない。この経安に満家院衆が無関係だったのであるか。そうではなかったのではないかと言うのが推測であり今後の検討を待ちたい。

なお二月に経安と戦った忠廉は、六か月後の八月には一転して経安と連携して澁谷一族の祁答院勢と戦った。向背常ならずとは言え、この両者の関係も気になるところではある。

三か国騒動止むときなし

その後も久逸が合戦に倒れたり、大隅の肝付兼連が文明一六年（一四八四）には忠昌に従ったが、延徳二年（一四九〇）以降には忠昌に抗し、その子兼久が永正三年（一五〇六）高山城に拠って忠昌に反旗を翻したので、忠昌は自ら遠征した。しかし忠昌は勝てなかった。この様な領主層の動きに苦しめられた忠昌は、彼らを恨みつつ永正五年（一五〇八）鹿児島清水城で自害した。なお忠昌については「閑暇吟」の如き辛口の批判書も存在している（「旧記雑録前編 卷四一」）。

その後忠治が守護島津一二代となった。忠治の母は大友豊前守政親の娘、夫人は伊東大和守尹祐の娘であり、忠昌は近隣の戦国大名との友好関係を重視していた。その忠治も永正一二年（一五一五）

に没し、忠隆が守護島津一三代となったが忠隆も永正一六年（一五一九）に没し、勝久が一四代となった。前記の通りこの三代のとき領国では合戦は激しくなり、文明一六年（一四八四）島津領国を見て「三か国騒動止むときなし」（「文明記」）と表現した記録もある。鹿児島島の戦国前期の前半は、満家院に城をめぐる合戦を二回もたらした。それは島津氏の守護領国制の動揺の一齣であった。今、その島津氏の守護領国は崩壊寸前と言う有様になった。島津氏以外の勢力の生成展開も存在しているが満家院に関わるころでは、確認できない。続いて鹿児島島の戦国前期の後半とその時期の満家院をみていこう。

第三節 戦国大名島津氏の登場

―鹿児島島の戦国前期の後半期

1 島津忠良

祖父逸久

伊作忠良は明応元年（一四九二）、島津三代久経の子久長に始まる伊作家の九代目善久を父とし、新納是久の娘常盤を母として、伊作城（日置市吹上中原）に誕生した。伊作家は守護島津氏の分家の一つで当初以来伊作城を本拠城としていた。善久は伊作久逸を父としており、その久逸は永享二年（一四四〇）に島津九代忠国の三男として生まれ、長祿二年（一四五八）伊作家の犬安丸が急逝したため、その跡取りに招かれていたので、善久にすれば、本家の一一

代忠昌は従兄弟であり、かなり親しい血縁関係があり、薩摩国守護職を身近に感じていた。その子忠良も八歳頃までの幼児期には逸久から訓育を受けていたので、島津本家のことも薩摩国守護のことも自分の家族にかかわることの様に感じていた。もっと広く言うと守護島津家とかなり強い一体感を持っていたのである。そこで守護島津家の成長や危機を、自分のこの様に感じていたのである。

前述の通り、当時守護島津氏は、薩摩、大隅ばかりでなく日向をも自己の領国と考えていたので、日向の都於郡城（宮崎県西都市）の伊東氏と日向南部をめぐる激しい合戦を繰り返していた。この日向南部のことは、明治以降宮崎県となったので、当鹿児島県とは違う場所と考えられ勝ちで、遠方の出来事と感ぜてしまう傾向があるが、当時は島津氏にとっては身近な地域であり、その地の出来事は主要な関心事だった。

忠国はこれも前述した通り、伊東氏に備え日向の櫛間城（宮崎県串間市）に伊作家の当主の久逸を入れたし、日向の飢肥城（宮崎県日南市）には一族の新納忠統を入れたのである。だが久逸と忠統とは競り合いを始め、忠統と日向の志布志内城（鹿児島県志布志町）の弟是久とが敵対したのをきっかけに久逸が是久と結んで、忠統と対立し始めた。文明一六年（一四八四）忠昌は前述した通り久逸を伊作に返そうとしたが、久逸は忠統が嘘の訴えをしたと忠統を攻め、翌年忠昌が自ら久逸を討たなければならなくなった。その結果、久逸は櫛間城で降伏して伊作城へ戻った。久逸はこの様に、文明七年（一四七五）以降の鹿児島島の戦国前期前半の時期の政治面での主役であり、孫である忠良は幼年期に久逸から戦国動乱期の生き方を

深く学んだ。

母常盤

新納是久は久逸と早くから連携しており、反新納忠統の間で、日向南部での同志でもあったから、娘常盤を久逸の子善久と結婚させたいと思いい、常盤は善久の妻となった。久逸が文明一七年（一四八五）伊作城へ戻ることになり、守護からは是久に、久逸との関係断つよう圧力がかったと考えられるが、久逸も善久も、是久との繋がりを維持しなかったため、善久と常盤との婚姻関係は継続した。常盤が善久に従って櫛間城から伊作城へ移ったのは、夫人が主人に従うことで当時珍しくないことであるのに、史書で取り沙汰されたのはこのような理由による。なおその背景には善久と常盤の間に信頼関係があったと考えられる。

ところが明応二年（一四九三）善久は家臣に刺されてしまった。更に明応九年（一五〇〇）には久逸も薩摩加世田の別府城攻めで討たれてしまった。当主である父に祖父まで失った伊作家の前途には暗雲が漂う様であって、忠良の未来も厳しいものだった。

その後常盤は、南隣の田布施亀ヶ城主の島津相州家の運久より結婚話が持ち込まれた。再婚により夫人の所領は主人に属することもあり、伊作家は存亡の危機に立たされた。が常盤は、忠良を伊作家の当主のまま相州家をも相続することを条件に文龜元年（一五〇二）運久と結婚した。そのため忠良は永正九年（一五一一）以降伊作家と相州家の家督を兼ねることになり伊作城主で田布施城主を兼務することになった。常盤の再婚はむしろ忠良に有利なものとなった。

この時点は、忠良の運命の岐路であったが、結果は忠良に吉と出た。常盤は、忠良の教育に伊作海蔵院頼増と、実兄の新納忠義の次男忠澄入道漁隠を充て、神道仏教儒学を学ばせ、忠良が為政者として成長できる滋養の育成に努めた。もともと守護島津家に想いを寄せた忠良は、この教育で更に為政者として磨きをかけられ、単に伊作家、相州家の発展を目指すのではなく、島津本家の守護としての役割に思いを致すようになった。

姉と夫人

忠良には二人の姉がいた。一人は大隅の国衆で島津氏の重臣であった吉田次郎四郎位清に嫁し、もう一人は島津薩州家の分家下野守昌久に嫁した。吉田氏は吉田松尾城（鹿児島市）を本拠としていたので、大隅と言っても薩摩に隣接する地域であり、実際は鹿児島西北に続いている地域で、薩摩に属したこともあり、薩摩の国衆といってもよかった。位清は永正一四年（一五一一）までは島津氏の重臣であったが、同年島津一四代忠隆に背き没落、薩州家の忠興を頼った。忠良自身は永正七年（一五一一）島津薩州家の重久の娘を夫人とし、島津薩州家との繋がりを濃厚にした。これらは忠良の活躍の背景となった。

忠良の本家家督の継承に関する考え

鹿児島島の戦国前期の後半の山場では、勝久が島津一四代の当主となり守護となった永正一六年（一五一九）だった。その頃、分家दै出水城を本拠とする島津薩州家実久と、同じく分家の当伊作家の後

継者で伊作城と田布施城とを本拠とした忠良とが勢力を拡大し強大な領主となり、守護で本家当主となった勝久を凌ぐ勢いだった。

鹿児島大学に所蔵され、五味克夫「島津物語―日我上人自記―について」によって広く紹介された島津物語によれば、忠良が相州家の当主を継いだ直後の永正一〇年（一五一一）頃、相州家は、島津本家が断絶しそうな際には後継者を出すことが「先祖の掟」だったと確信していた。しかもちかぢか本家の破滅が避けられないと感じ、後継者に相応しい人物がみあたらないことを嘆いていた。残念だが島津家本家当主勝久やその周辺に後継者となる人物はいない、自分も知略に優れず人望も無いが、子息貴久は親の見るところで当てにならないようだが才覚がなくも無い、そして家老で優秀な伊集院忠朗の支援があつて、貴久本人に意欲があれば、本家を継続できるのではないかと心情を吐露した。これを聞いた忠朗が貴久に意思を確かめると、領国維持のために一命を投げ出す覚悟があると分かった。そこで忠朗は、貴久を本家の後継者にしようという忠良と共に、領国中を走り廻つたとある。忠良は、永正一〇年代（一五一一）以降、積極的に、貴久を本家の後継者にすることを狙つて、行動したのであり、大永六年（一五二六）より天文二九年（一五四九）にかけて守護島津家の拠城鹿児島を巡つて争奪戦を繰り広げ、それに相応しい家臣団を形成し、領民を育成し、経済構造を改革し、外交関係を構築しようとしたのであつた。とは言うが先ずはその根源となる戦国所領を確保しなくてはならず合戦に取り組んだ。

薩摩半島の戦国領国化

当時の政治情勢はというと、大永六年（一五二六）前後には薩州家の実久が、勝久の姉を妻にしており、勝久から守護を取り上げたのかと言われるほど勢力があつた。そこで守護を維持できなくなった勝久は、伊作家と相州家を兼ねていた忠良を頼つた。忠良は諸般の事情に、将来への夢を込めて、子息の貴久を勝久の養子にするよう根回した。

しかし大永六年（一五二六）清水城に移つた貴久は、一年と立たぬうちに実久により同城を追われ、清水城は勝久をも巻き込んで実久のものとなつてしまひ、実久の勢いは薩摩、大隅を統治可能な程強力になつていった。

子貴久を島津本家の名義上の跡取りとした忠良ではあつたが、清水城を確保できず伊作城に戻らざるを得なかつたわけである。そこで伊作城に戻つて、原点から築き直そうとした忠良は、自己の被官をもとに小規模な家臣団を編成し、所領内の実力者をこれに加え強固な家臣団に仕立て、薩摩半島中部と北部を統一し戦国領国とし戦国大名に成長することを目指した。この間天文二年（一五三三）南郷城、永吉城、日置城、天文五年（一五三六）伊集院城、大田原城、長崎城、神殿城、石谷城、天文六年（一五三七）福山城、犬迫城、竹山城、谷口城、天文七年（一五三八）加世田城、谷山本城、神前城、川辺高城、平山城、市来平城、市来本城と専ら城攻めを続け、いずれも勝利を収めることができた。ここに忠良は、貴久と共に、漸く薩摩半島の全域を戦国領国とすることができた。戦国大名となるための基盤を確保することができたのであつた。

島津分家・国衆の誓約

天文一四年（一五四五）に日向の伊東氏が、飢肥の島津忠広を攻めてきた。そこで反伊東勢は結束した。その代表格の島津忠広・北郷忠相等は伊集院城に忠良・貴久を尋ね、貴久を薩摩・大隅・日向の守護と仰ぐ旨の誓約をした。

この誓約は忠良と貴久を守護として受け入れるというものだったが、実際は忠良と貴久の働きを認め、彼等を戦国大名として認め、守護領国制下の島津氏の分家や国衆が被官同様の位置になることを受け入れようとするものだった。守護領国制下の島津氏の分家や国衆の意図は別にしても、先ずは忠良の狙い通りの流れであった。

そしてこの誓約は忠良・貴久が根気強く、自前で戦国大名に変身する基盤を築いてきたことを、守護領国制下の島津氏の分家や国衆が漸く承認するようになったことを反映していた。当時の多くの地域でもこれと同様の友愛的な関係増進を装った文書のやり取りや、会見の儀式が行われていた。とは言えそれは競合している個別の領主間が内密に行うというのもしばしばみられた。もちろん相手を油断させる虚偽の挨拶が極めて多かったし、心のこもった贈答というよりは、形式的な政治的な駆け引きであることが一般的だった。しかし島津氏の領国はここまでも三百年以上も同一地域で継起してきたところであり、他の地域とは大きく異なつた精神的風土ができあがっていたのでこの多数の島津氏の分家や国衆との間の誓約は、重要な意味を持つことになった。大名たるものは家臣の信頼を得ることを第一とせよというのは忠良が以前から強調してきたことであり、この後も繰り返し主張するところである。正にその信念が稔つ

たものだった。

入来院氏との戦い

同じ天文一四年（一五四五）八月八日、貴久は郡山城を攻略した（『島津国史』巻之一六）。この戦いは忠良・貴久が取り組んできた薩摩半島の戦国領国化にかかわる戦いであつたし、鹿兒島の戦国前期の後半期に、満家院で発生した唯一の戦いであつた。

入来院氏は北薩の入来院を本貫地として、島津氏と略同様三百年余もの期間、領主として存続してきた澁谷一族の中核をなす有力国衆だった。もとは相模国澁谷荘を本貫地とする鎌倉御家人で宝治二年（一二四八）地頭として入来院に入った。重聰は一代目の当主で、戦国前期には川内川沿いに勢力を拡大していた。守護島津氏とは対等の力量を持に至つたので基本的に両者は競合関係にあつた。婚姻関係も発生していて、このとき貴久の夫人は入来院重聰の娘であり、彼女は義久・義弘等の母であつた。

重聰の子で入来院一二代重朝は、天文六年（一五三七）三月、當時既に実権を失つて鹿兒島を脱出していた島津一四代勝久から郡山城を宛行われた（『旧記雜録前編 卷四六』）。郡山城を含む満家院は、戦国前期に守護島津氏の直轄領で、郡山城には家老村田経安が置かれたが、明応四年（一四九五）その村田氏が忠昌に討たれてしまった。その後は満家院は守護が管理していたと思われる。

入来院氏は入来院の南に接する満家院を所領化したいと考えていた。積極的に手に入れようとしていて、機会を伺っていた。そこで勝久に頼み、郡山城を得たものであろう。とは言え婚姻関係のある

島津忠良・貴久と入来院重朝は、軍勢の動きが激しい時期には郡山城については触れずに済ましてきた。入来院氏が薩州家とは強い同盟関係になかったことも幸いだった。

しかし忠良・貴久は薩摩半島の領国化を目指しており、この満家院の郡山城を入来院氏に任せておくことはできなかった。また入来院氏も薩摩半島を領国にした忠良・貴久が、北薩摩に手を伸ばしてくるのは避けがたいと思っていた。これが背景にあつてこの年、忠良・貴久は、入来院氏に謀叛の策謀があるとして、そのペナルティーとして郡山城の没収を決めた。

貴久が主となって新納忠元に命じて同城攻めに着手したのが八月七日夜で、伊集院の神殿から第一陣として伊牟田左衛門が蔵之城に忍び入り、二番手伊集院衆が続ぎ、一緒に忠元等が行動し蔵之城の城戸を、本人は疵を蒙りながら鎧で一突きにした。その後、蔵之城の城戸が三重になっており、本城の城戸が四重になっているのを破った。春山氏等が追いつき、内城に攻めかかったとき、貴久が到着し上矢を詰める儀式をしてから、忠元等が大いに働き、切りかかってきた山口某の首を取って貴久に供覧した。貴久到着以降は八日の夜明け以後であろう。かくして郡山城は貴久のものとなった。このとき同城には、結構の数の入来院勢が入っていたことが分かるが、忠元等の働きで攻略できた。これで貴久は入来院氏から満家院を没収したことになった。

なお、貴久系図には天文一三年（一五四四）の夏に同種の事件があつたと記載されている。ここでは所領が伊集院内の郡山となつていて、郡山と伊集院とが隣接していることを知っている者が書いた

表 4 - 2 郡山の中世城跡

(鹿児島県教育委員会『鹿児島県の中世城館跡』)

番号	名称	所在地	立地	現況	規模・形状	残存度	在城者	地名	遺構	備考
32-1	松尾城	郡山字松尾	山頂	山林	500×500 複	やや良	郡山氏 入来院氏	松尾	堀、空堀、水の手、土塁、石塁、 また柵、大走り、井戸、のしろ 台、通路、大手、からめ手	(部)詰城 (別)新五郎城、城山城 (別)郡山城
32-2	平城	西俣字平城	山頂	山林	200×400 複	やや良	比志島氏	平城	空堀、大走り、大手 からめ手、堀底道	(別)平ん城
32-3	聖ノ城	西俣字和田	山頂	山林	150×350 単	やや良	西俣氏		堀、空堀、土塁、 ます形	(別)和田城
32-4	有屋田城	有屋田字別府原	山頂	山林	200×600 単	やや良	伊集院氏	別府原	堀、空堀、土塁、石塁、 大走り、水の手、大手、 からめ手、堀底道	
32-5	川田城	川田字城	山頂	山林	150×200 複	良	川田氏	城	堀、空堀、土塁、大走り、井戸、 石玉、折れりすみ、また柵、水の手、 柵石、通路、大手、からめ手	(別)馬越城
32-6	毘沙門城	東俣字谷口他	山頂	山林	300×300 複	やや良		谷口、 立平	大走り、空堀、土 塁、水の手、井戸、 大手、堀底道	(別)城ノ松
32-7	水ノ手城	郡山字水の手	山頂	山林	150×300 単	やや良		水の手	堀、空堀、大手、 堀底道、通路	(別)城
32-8	陣ノ尾城	東俣字宇都頭	山頂	山林	200×300 複	やや良		宇都頭	空堀、堀、土塁、 通路、大手、堀底 道	
32-9	厚地城	厚地字長谷	山頂 平地	宅地	150×150 単	不良	島津氏	長谷	空堀、堀、大手、 堀底道、大手	(別)岩戸城、田 島城
32-10	袖須木城	油須木字上ノ原	山頂	山林	200×250 複	やや良	島津氏	上ノ原	堀、空堀、土塁、 通路、大手、 からめ手	

とすれば伊集院と郡山の堺地域とでも考えたのかも知れない。これは前述の戦いと混同したものとみておきたい。（『旧記雑録前編 卷四六』）。

川田城等

満家院におけるこの戦いは、この地における戦国期の戦いの最後のものではあった。当時の戦いの舞台は、今までの戦いと同様に城を舞台としたものだった。

その川田城を含む当郡山の城については、一〇ヶ城が鹿児島県の中世城館調査によって周知の遺跡となっている。

なお中世城郭についてはその地形をもとに中世の状況を図化した縄張図が、往時の姿に迫る方途である。ここに、有川孝行「川田城縄張図」を掲載し、中世満家院の該当地域の城を代表させたい。

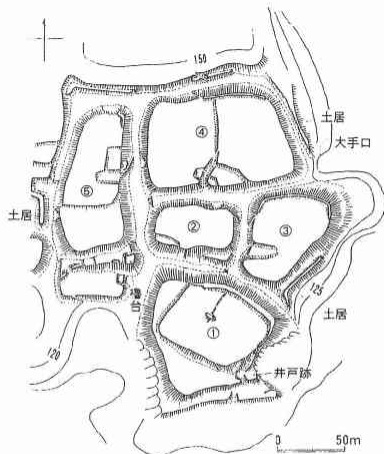


図4-1 川田城跡縄張図

忠良・貴久は鹿児島内城に大隅の守護代であった本田薫親は勢力を伸ばしていて、天文一七年（一五四八）には宮内を窺ったので、忠良・貴久は樺山幸久・伊

集院忠朗を派遣し、薫親を降伏させた。が直ぐ反抗したので忠良自ら薫親を攻撃した。すると薫親は庄内へ逃げた。薫親と結んだ加治木城の肝付兼演は、引き続き反忠良方であり天文一八年（一五四九）には入来院重朝・東郷重治・祁答院良重・蒲生範清等と吉田城を窺った。これは伊集院忠朗が兼演を攻め降伏させたので、その後兼演・範清は忠良に従い、重朝・重治・良重等も忠良に使者を出してきた。そこで忠良は鹿児島に内城を築き、天文一十九年（一五五〇）伊集院城にいた貴久がその城に入った。

鹿児島戦国前期の前半は守護島津本家が、島津分家や有力国衆に翻弄され領国経営に自信を失い、家臣団をコントロールできない状況になったのであった。そこで忠良は、相州家の役割を際立たせて、大永六年（一五二六）以降、島津本家の家督一五代に自分の子である貴久を据えて、島津本家を守護大名から戦国大名へ変身させることに成功した。実質は、全国でみられた下剋上と共通しているが、分家が本家を乗っ取るのではなく、禪譲で分家の継承を実現することで天文一七年（一五四八）には戦国大名へ変身することができ、天文一十九年（一五五〇）には最終仕上げに成功した。これは全国的に類例が多くない、至難の業なのであった。ところで戦国大名となった島津氏の所領はこの時点では薩摩半島に限られていた。限られていたとは言えここに鹿児島戦国前期が終った。そして所領を拡大し、戦国家臣団組織を確立する鹿児島戦国中期への取り組みが始まるのである。

2 鹿児島戦国前期から戦国中期に

戦国島津氏の歴代

ここに守護大名が変わって戦国大名となった島津氏がその最初の一步を踏み出すことになった。この変化は大変な作業であり、多くの守護大名は失敗した。そこでこの変化を、島津氏が変身に成功したと表現したのであった。繰り返しになるが、この間貴久は忠良と共に合戦に従い、天文一九年（一五五〇）名実共に島津本家の家督を相続したのであった。それも他戦国大名の場合と異なって島津氏の分家が本家家督に禅譲で就任するという独特な形式で。

忠良の永正一〇年代（一五一一）以降は戦国大名を意識した行動であり、以後鹿児島島の戦国後期の末の天正一五年（一五八七）秀吉に従うまでの忠良の子の貴久、その子の義久の三代が島津氏の本格的な戦国大名となるのである。但しこの戦国大名の当主については、島津家の江戸期以降に朱子学をもとにした大義名分論によって編集された島津藩の史書は、忠良を本家の歴代には数えていない。また義弘は正式には当主にならなかったが藩の史書は歴代に数えている。

その後の忠良

ちなみに忠良は貴久を鹿児島清水城に入れたあと、加世田に引退し、日新と号し専ら儒者僧侶として振舞い、永禄一二年（一五六八）に没するまで島津氏家臣団の教化に努めた。その印象が鮮烈で藩政期には戦国大名としてではなく、いろは歌という教訓歌の作者日新菩薩として記憶されている。島津氏が天文一九年（一五五〇）鹿児島に内城を築いて入城したことは、守護大名島津氏の本拠であった

清水城を放棄したことであり、内城を本拠としたのは島津氏が島津の姓を名乗りながらも守護大名から戦国大名へと変わったことを象徴していて、島津氏の歴史上画期をなす出来事である。

戦国前期の満家院

この鹿児島島の戦国前期の後半には、満家院の近隣、南側と西側の地域で激しい戦いが行われた。特に天文二年から天文七年（一五三三～三八）にかけては連続して、島津薩州勢と伊作家との間に、しばしば城の攻防戦が繰り返された。満家院の領主は、当然だが多くの住民も、この動向に注目しとばかりが来るのではないかと気がきではなかった。

しかしこの時点では当院で戦いはなかったが、前述のように守護であった勝久が、この戦いの最中に満家院を国衆入来院氏に宛行なった。これまで当院内から他地域の領主を引き込んだり、自ら他領主の被官となろうとする者が出ず、他地域の領主で当院を所領にしようという者が出なかったが、当院を所領にしようと言う思いを抱いたのが入来院氏であり、それに応じたのが勝久であった。

しかし、忠良・貴久は十分に体制を固めて七年後には戦いによって当院を回復した。従ってこの入来院氏の郡山城への入城は忠良・貴久の企てた領国化には大きな障害とはならなかった。

ところで合戦に際しては、各城は嚴重に防備を固め、城主以下城兵が多数参集し喧騒を極めたものであった。合戦に関連した動きもあったし、合戦の現場に行く者がいるばかりでなく、合戦を避ける者の動きもあった。

戦国前期は満家院では天文二〇七年（一五三三）の戦いが、中世の全期間を通して、尤も騒々しい時期であったと考えることができる。合戦に就いて言うとならば、満家院のなかから、合戦に参加し、犠牲を出したケースを想定しなければならぬし、戦功を挙げ、新しくは家臣団に採用されたケースもありえたのである。それ程ではないが、戦利品に預かった者がいなかったとは言えない。合戦には勝ちと負けがあるもので、満家院が犠牲だけを強いられた、そしてそれを免れたと狭く考えて済ますことはできない。更に満家院では天文一四年（一五四五）入来院氏と忠良・貴久との間で郡山城をめぐる攻防戦が生じた。この戦いでは心配された割りには犠牲を払うことが無かったようであり、大きな利益をあげた者もいなかったようである。この戦いのみで満家院は鹿兒島の戦国前期を越え、戦国中期を迎えることになった。

第四節 戦国大名島津氏の活躍

1 鹿兒島の戦国中期

島津貴久

天文一九年（一五五〇）に鹿兒島に内城を築いて、貴久がここを拠城として以降が島津氏の本格的な戦国大名の時代である。このうち薩摩、大隅、日向南部を戦国領国化する時期すなわち島津氏の本貫地の再統一の過程、その戦国所領が存在する時期が鹿兒島の戦国中期である。事業を起こしたのは貴久で、完成させたのは義久である。

る。

貴久は永正二年（一五一四）に田布施城に生まれ、父忠良の薫陶を受け、幼児のときから英明で謙讓の精神に優れ、果斷、剛毅だったので指導者の素質に恵まれていたと評価されていた。

父より島津本家の後継者となって領国経営をリードすることを叩き込まれ、一二歳で本家勝久の後継者として活動せざるをえない環境に置かれ、良くその環境を味方にして、戦国大名島津家の最初の家督就任者となった。広範な期待に見事に応えた責任感、積極的な行動そして周囲の信頼を勝ち取った人格は驚異的なものと言わねばならない（『島津中後期興記』）。

薩摩半島の領国化の過程の企画と、前半の成功は父の力によるどころ大であったが、天文一九年（一五五〇）以降は名実兼ね備えた島津氏の当主となって、これ以降の領国拡大と戦国大名の後継者となる長男義久の教育、その補佐となるべき次男以下の義弘、歳久、家久の教育、戦国家臣団の確立を主な課題として設定しそれを完璧にこなした。

なかでも領国拡大は先祖以来の本貫地を回復するものと信じて確実にしかし勇猛果敢に推進した。

本貫地の再統一

先ずは薩摩半島を基盤にした戦国家臣を率いて大隅西部の統一を目指し、国衆の蒲生氏と天文三年（一五五四）から弘治三年（一五五七）まで合戦した。蒲生氏は菱刈氏、祁答院氏等と結び、本城である大隅の蒲生龍ヶ城を擁護すべく、岩剣城を設け、また支城の松

坂城、北村城を補強して島津氏の攻撃に抵抗した。この合戦で貴久は父忠良、弟の忠将、尚久、子の義久、義弘を動員し、岩剣城、松坂城、北村城を下して弘治三年（一五五七）には大隅西部を統治することになった。

永禄四年（一五六一）には肝付氏が奇襲によって手に入れた大隅の廻城を攻め、永禄五年（一五六二）には伊東氏と結んだ北原氏を大隅の横川城を攻めた。この間、永禄三年（一五六〇）には次男義弘を日向の飢肥城島津豊州家忠親の養子とし、永禄七年（一五六四）には義弘を、日向の真幸院の飯野城に入れている。この間大隅北部から日向南部の領国化に努め成果を挙げた。そして永禄九年（一五六六）家督を義久に譲って引退した。その後元龜二年（一五七二）加世田で没した。

島津義久

義久は貴久の嫡男で、母は入来院重聰の娘雪窓夫人、天文二年（一五三三）伊作城に生まれ、生まれながらの戦国大名で合戦の指揮も上手いが、領国経営と後継者育成にも成功した。天正五年（一五七七）までに父から受け継いだ本貫地の薩摩、大隅、日向南部の再統一を達成し、それ以降天正一五年（一五八七）まで九州を戦国領国化する大事業に従事した。

永禄九年（一五六六）家督を継ぐと天文二三年（一五五四）以来の弟の義弘、歳久を率いたり連携したりの手法で合戦にリードした。主要な合戦は、永禄一〇年（一五六七）大隅薩摩境の馬越城の攻略、永禄一二年（一五六九）大隅の姫木城を従わせ、元龜元年（一五七〇）

北薩の入来院重嗣等を従わせた。これで北薩の澁谷一族の中心人物入来院氏を戦国家臣団に編成できた。宿願の達成である。元龜三年（一五七二）日向の木崎原合戦で義弘が伊東氏を大破し、天正二年（一五七四）牛根城を落とし、肝付兼亮等を従わせ下大隅を収めた。大隅の戦国大名級の巨大国衆肝付氏を従わせたのは大きな成果だった。

天正四年（一五七六）日向高原城を攻略、天正五年（一五七七）伊東義祐の日向の都於郡城を攻略し、日向の戦国大名伊東氏を豊後へ追い、薩摩、大隅、日向南部を戦国領国とした。普通、薩摩大隅日向三か国を統一したと言う。これで鹿児島の中期が完了した。

遠のく合戦

この期になった直後の天文二三年（一五五四）から弘治三年（一五五七）までの四年間における蒲生氏と戦国島津氏との合戦は、満家院に接する地で展開したので、当地域は戦いの場となった。天文二二年（一五五三）十一月一日には当時地頭だった比志島義住が郡山城で討たれ、翌三年（一五五四）岩剣城合戦に際し、九月一日郡山衆は新留で八人を討ち、一〇月二日比志島義弘と家臣一〇人が討たれ、弘治元年（一五五五）五月から二月にかけて郡山衆や東侯の足軽が入来院で戦い、翌年（一五五六）三月比志島義鎮、川田義朗が戦い、弘治三年（一五五七）四月一七日には西侯出羽が蒲生氏と島津氏との間で使者となったりした（『旧記雑録前編 卷四八』、「旧記雑録後編 卷一」）。同年合戦の処理が済むと比志島国真が蒲生地頭に任じられた（『島津国史』卷之一七）。

この合戦以後の残りの二〇年間政治上の焦点は満家院をはるかに離れた地域となった。従ってこの戦国中期には当初の四年をのぞくと、満家院は今までと大きく異なつて合戦に対する危機管理体制を敷く必要性が無かつた。実際この時期小競り合ひは兎に角として満家院では本格的な合戦や出陣等の軍勢の動員による騒動はなかつた。言わば、戦国期的な状況下ではあつたが、当院の住民は平穩な生活を送つたのである。

若干満家院を除けば戦国中期からの便りは少ない。便りが無いのは無事の証拠と言うフレーズはこの場合にも当てはまるのである。

2 鹿兒島の戦国後期・織豊政権期

九州の戦国領国化

引き続き義久は本貫地の家臣団のみで、九州を戦国領国化し統治すべく九州の北へ向けて出陣する。この戦国島津氏の九州平定過程は天正六年（一五七八）から、同一四年（一五八六）まで継続した。合戦は広範にわたり城攻めだけでも百か城以上で実施したので、主なものだけ書けば、天正九年（一五八一）肥後の水俣城で相良義陽を、同一二年（一五八四）肥前の島原合戦で龍造寺隆信を、同一三年（一五八五）肥後の阿蘇で阿蘇惟光を、同一四年（一五八六）筑前の勝尾城で筑紫広門を討つて、同年末には豊後の大友宗麟と全面対決するに至つた。

この間、天正一〇年（一五八二）以降、弟義弘を日向で守護代相当にしたので、義弘が島津家の家督に就いたと言われたりしたが、

この間島津氏を代表し指揮したのは義久だった。義久は優れた戦国大名らしい戦国大名だった。

更に遠のく合戦

戦国後期に入つて政治上の焦点は肥後地域以北と日向北部地域以北へと、満家院からは全く関係の薄いとこへと移動した。島津氏は、積極的に仕掛ける役割だったので、合戦をする場所は選べるとも言えたが、そのいづれもが薩摩と大隅、日向南部とは距離があつた。この間島津氏の軍勢は年中合戦と付き合つていたが、満家院では天正六年（一五七八）から同一四年（一五八六）までの間、軍勢を動員した合戦が無かつた。戦国中期以来二九年間合戦に対する危機管理体制はまったく必要無かつた。

当然ながら満家院では引き続き軍勢の通過や、軍役の負担や、合戦からの逃げまどう人々の漂泊等の戦国期的な状況はあつたが、当院の住民の平穩な生活は継続していた。この時期も当院にかかわる史料は極めて少なかつたし、実際伝存する史料にはこの時期の島津氏の軍勢に郡山衆がいたと言う記録があるのは、天正四年（一五七六）八月日向高原攻めの島津義久勢に「郡山、東俣衆」があるケースのみだった（『旧記雑録後編 卷八、九』）。

鹿兒島の織豊政権期

天正一五年（一五八七）三月島津義久は弟の義弘、歳久、家久等と日向の都於郡城で意志統一し、秀長に降伏した（三木靖『甞る日向国都於郡城』）。これ以降島津氏は秀吉大名となり、家督は名義

上も実権も義久が掌握し続けたが、秀吉への対応上弟の義弘が島津を代表した。この秀吉への服従は、秀吉が没する慶長三年（一五九八）まで続いた。

この期間は、戦国島津氏を否定する動きが展開したので、戦国中期や後期の様相とはかなり異なっていた。何よりも戦国大名島津家として一体化した体制が否定された。ひとつは島津氏の家制度への秀吉の介入である。島津氏を代表するのは家督にあつた義久ではなく、弟の義弘と決めて、秀吉の宛行は義弘を優先した。義久に対し後継者を決めて家督を委譲させようと策動した。義久に鹿児島内城を出るよう圧力をかけ、代わつて義弘に内城への入城の強要である。もうひとつは島津氏の優勢な家臣を、秀吉が直臣とする手法である。島津家の譜代の家老格だつた伊集院忠棟を大抜擢し、島津以久へも直接宛行を行っている。そして戦国島津氏領に秀吉の直轄地や、彼の奉行であつた石田三成、細川幽斎等の私領が設置された。それだけでなく、文禄慶長の役と言う膨大な軍役も負担させられたのであつた。その結果、家督に就いていた義久が愕然とし、兄弟、主従を対立させる手法には、島津勢全体が警戒心を抱くことができた。兄弟はこの傍若無人に堪えられず、義久等も秀吉が亡くなるまで堪えて亡くなると同時に本来の体制を復活させた。

島津義弘

秀吉に見込まれたが、祖父以来の教育でこれを持ち切つた戦国島津氏の義弘は、貴久の次男で、母は雪窓夫人、天文四年（一五三五）伊作城生まれ、幼少より武勇に長じ、島津家の維持のために誠実で

あつた。剛勇で数々の武勲がある。肥後八代城で守護代となり、秀吉の誘いがあつたが、家督を継がなかつた。慶長五年（一六〇〇）関ヶ原では大名中最年長の六五歳で奮闘した稀有の武将でもあつた。義久は、慶長一六年（一六一一）まで活躍したが、義弘は何と元和五年（一六一九）まで生き抜いた（三木靖「義弘は島津家当主になつていない！」（『島津戦記』）、三木靖編著『島津義弘のすべて』）。

満家院の織豊政権期

天正一五年（一五八七）秀吉の鹿児島動座の際には、主力となる軍勢が海路川内へ入つた。秀吉を認めようとしなかつた強硬派の代表が薩摩の平佐城で決戦を企てる等、島津氏家臣団は大揺れに揺れた。危機的なこの動きは幸い川内川筋の間で止まつた。しかし長らく平穩だつた薩摩で合戦が発生し、この織豊政権期満家院で緊張が走つた。しかしそれ以上にはならずこの期も平穩な生活が続いた。かくして満家院の当該期資料には、義弘に従つて関ヶ原から鹿児島に帰つた後醍醐院宗重なる武将の供養碑が常盤にあると（『旧郷土史・上巻』）に記録があるばかりである。

【参考文献】

- 永島福太郎『応仁の乱』（昭和四三年三月）
- 稲垣泰彦「応仁・文明の乱」（『日本歴史 七』昭和五〇年六月）
- 百瀬今朝雄「応仁・文明の乱」（『日本歴史 七』昭和五〇年六月）
- 三木靖『鹿児島島の歴史』（平成九年二月）、『島津義弘のすべて』（昭和六一年七月）

- 三木靖「島津氏」(今枝明編『室町幕府守護職家事典 下』、昭和六三年一月)、「島津氏」(山本大他銘『戦国大名家臣団事典 西国編』昭和五六年八月)、「島津氏」(『地方別日本の名族十二九州編Ⅱ』平成元年一〇月)、『薩摩島津氏』(昭和四七年六月)、「義弘は島津家当主になっていない!!」、『島津戦記』(平成一三年八月)、『甦る日向国都於郡城』(平成四年三月)
- 三木靖等共編著『クロニック戦国全史』(平成七年一二月)
- 福島金治『島津氏の研究』(戦国大名論集一六)(昭和五八年一月)
- 『鹿児島中世史研究会報』(一〇五二) 鹿児島中世史研究会、(昭和四一年〜平成九年)
- 『鹿児島県史 第一巻』(昭和一四年四月)
- 原口泉他『鹿児島県の歴史』(平成一一年八月)
- 勝俣鎮夫「一五〜一六世紀の日本」(『日本通史』10 (平成六年一月))
- 鹿児島県教育委員会『鹿児島県の中世城館跡』(昭和六二年三月)
- 有川孝行「川田城跡」『南九州の城郭』四号(平成九年二月)
- 「川田城の構成」『南九州の城郭』六号(平成九年九月)
- 「油須木城跡」『南九州郭研究』第三号(平成一七年七月)

《コラム》

川田 義朗 ―軍配者の道の奥義を究め、戦国大名島津氏を支える

義朗は一代当主義秀の子で一六世紀前半に誕生した。戦国期に島津氏一族が覇権争いを始めると川田氏は、分家の相州家島津氏方となり、相州家が戦国大名となったので、義朗は戦国大名島津氏にふさわしい家臣となるよう伊集院忠朗に教育を受けた。忠朗は相州家島津氏の重臣で天文五年（一五三六）以降城攻めし、同八年（一五三九）市来城を攻略後、勝鬨を揚げた。戦国島津氏の初勝鬨であった。同十三年（一五五四）、岩剣城攻めで攻略後その内城で行われた御三献で泰平の吐氣を揚げた。忠朗は貴久のもとで兵法書の書写収集をした。

それによれば鎧や旗には呪符を貼り、出陣の日には朝日に向かって唱える呪文があった。戦場で陣を作るには弓と征矢を地にたて鍬入れをし、神歌を歌い、軍神勧請のため御幣を切って串に挟み、摩利支天の印を結び、真言を唱えるのを常とした。

合戦に際しては、日月と梵字を描いた扇を持ち、毘沙門天に呪文を唱えて開き、相手を討ち滅ぼす呪文が



川田城跡（前田から望む）

あり、扇の両面に摩利支天の真言を記すことになっていた。

義朗は忠朗だけに学んだのではないが、忠朗から受けた教えに強く傾倒した。二五歳頃に忠朗から兵法を修得し終え修験者となった。

義朗は川田城を修築し、この誕生城を生涯の拠所にした。義朗が兵法者となったのは永禄十年（一五六七）菱刈氏の本拠馬越城を攻略後、同城で血祭を行なったときである。

城を攻略した際には勝利を祝福して勝鬨を揚げていたが、犠牲者の冥福を祈り、祟りを祓わなければならなくなってきた。怨霊を鎮める施餓鬼供養が行なわれていたが、修験道に基づく作法で行なうことになった。義朗は忠朗を真似ただけでなく修験者を重用した。

天正四年（一五七六）高原城攻めの軍配者となり、三之山城で泰平の吐氣を揚げ、御三献を揚げ、耳川合戦の際、義弘勢の先手が敗れたが諸軍神を勧請し、野伏が吐氣を揚げ、三手に分かれた義弘勢がこの声に合わせて渡河し逆襲に成功した。

その後水俣城攻めの御役者となり、沖田畷合戦で有馬氏と島津氏が龍造寺勢と対戦した際、島津勢に「本日は大将を討ち取れる」と檄を飛ばし勝利に貢献、四月船上で勝鬨を揚げ、翌一三年（一五八五）肥後隈莊城攻めで勝鬨を揚げた。翌日義弘勢が三船勢と合戦しようとする、義朗が「本日は悪日である」と反対したうえ、一月前花山城の築城時に改軍の法を行なわなかったので落城したと主張、義久が、「誰も改軍の法を知らない、義朗に軍神の祈念をさせる」と理解を示したので、三船勢と合戦できなかった。

同一四年（一五八六）二月義朗は鹿兒島の談合衆の会合に出て、豊後攻めの出陣の日取りについて任せ籤を引いた。島津氏は豊後

攻めに調伏と針伏を採用し、それを義朗に占わせ、加持祈禱させた。義朗は豊後入りの際に軍配者として同行し岩屋城攻め、根白坂合戦に従った。

その後も義朗は島津氏の信頼を得て全国を遍歴し六部の妙典を諸国の大社に奉納し、文禄四年（一五九五）七月二四日に没した。

義朗の墓は川田にある川田氏の菩提寺大川寺に置かれ、義朗の像という勝軍地藏も伝存している。戦国大名島津氏を支えた軍配者だった。



川田城の空堀

